

帯広市地域防災計画改訂素案 (一般災害対策編)

平成 19 年 11 月

帯広市防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画の基本方針	1
第4節 用 語	1
第5節 計画の修正要領	1
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
1 帯広市	2
2 指定地方行政機関	2
3 自衛隊	3
4 北海道	3
5 警察	4
6 指定公共機関	4
7 指定地方公共機関	5
8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	5
第7節 市民及び事業所の基本的責務	6
1 市民の責務	6
2 事業所の責務	6
第2章 帯広市の概況	7
第1節 自然条件	7
1 位置	7
2 地勢	7
3 気象	7
第2節 災害の概況	9
1 主要災害記録	9
第3章 防災組織	15
第1節 組織計画	15
1 帯広市防災会議	15
2 帯広市災害対策本部	16
3 その他の対策本部	16
第2節 非常配備態勢	18
1 非常配備態勢の種類と基準	18
2 配備態勢確立の報告	22
3 非常配備態勢の解除	22
4 本部を設置しない場合の準用	22

5	職員の動員計画	2 2
6	標識	2 3
第3節	帯広市災害対策本部	2 6
1	本部の設置基準	2 6
2	本部設置の周知	2 6
3	本部設置場所	2 6
4	現地本部の設置	2 6
5	本部の廃止	2 6
6	本部の組織及び所掌事務	2 7
7	本部の運営	2 7
8	市長の職務の代理	2 8
第4節	気象業務に関する計画	4 0
1	気象業務組織	4 0
2	注意報、警報及び火災気象通報	4 1
3	異常現象を発見した者の措置等	4 5
第4章	予防計画	4 7
第1節	水害予防計画	4 7
1	現況	4 7
2	予防対策	4 7
3	水防計画	4 7
4	水防用資器材の備蓄	5 1
5	水防予警報の伝達計画	5 1
6	地下街等への洪水予報等の伝達	5 7
7	災害時要援護者が利用する施設の洪水予報等の伝達	5 7
第2節	風害予防計画	5 9
1	予防対策	5 9
第3節	雪害予防計画	6 0
1	実施責任者	6 0
2	排雪	6 1
3	警戒体制	6 1
4	各交通機関の措置	6 1
第4節	融雪災害予防計画	6 6
1	気象情報等の把握	6 6
2	河川の警戒	6 6
3	河道内障害物の除去	6 6
4	下水道及び樋門、樋管の点検	6 6
5	道路の除雪等	6 6
6	浸水・汚水の除去	6 6
7	水防資器材の整備点検	6 6
8	道路の整備	6 6
第5節	土砂災害の予防計画	6 7
1	予防対策	6 7

第6節	建築物災害予防計画	68
1	建築物防災の現状	68
2	予防対策	68
3	がけ地に近接する建築物の防災対策	68
第7節	消防計画	69
1	組織計画	69
2	消防力整備計画	69
3	調査計画	69
4	火災予防	69
5	警報発令伝達	70
6	警防対策	70
7	消防応援出動	71
8	教育訓練	71
第8節	食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備	76
1	食糧等の確保	76
2	備蓄倉庫及び分散備蓄の状況	76
3	企業・業界団体との優先供給協定等の締結	77
第9節	避難体制整備計画	78
1	避難場所の確保及び標識の設置	78
2	避難所の確保及び管理	78
3	避難場所、避難所の住民への周知	79
4	市の避難計画	79
5	施設の整備計画	81
第10節	災害時要援護者対策計画	82
1	安全対策	82
2	援助活動	83
3	外国人に対する対策	83
第11節	自主防災組織の育成等に関する計画	84
1	地域住民による自主防災組織	84
2	事業所等の防災組織	84
3	自主防災組織の編成	84
4	組織の活動	84
5	防災資器材等の整備	86
第12節	積雪・寒冷対策計画	88
1	積雪対策の推進	88
2	交通の確保	88
3	雪に強いまちづくりの推進	88
4	寒冷対策の推進	88
第5章	災害応急対策計画	91
第1節	災害情報通信計画	91
1	平時の情報交換及び情報伝達体制の整備	91
2	情報及び被害状況報告の収集、連絡	91

3	災害等の内容及び通報の時期	9 2
4	被害状況報告	9 2
5	気象予警報等の収集伝達計画	9 2
6	災害情報等の報告収集及び伝達計画	9 3
7	災害通信計画	9 5
第2節	災害広報計画	1 1 8
1	実施責任者	1 1 8
2	災害情報等の収集	1 1 8
3	災害情報等の発表の方法	1 1 8
4	道及び関係機関等に対する情報の提供	1 1 8
5	庁内連絡	1 1 9
6	被災者相談所の開設	1 1 9
第3節	応急措置実施計画	1 2 0
1	実施責任者	1 2 0
2	市の実施する応急措置	1 2 0
3	災害救助法適用の場合	1 2 1
第4節	避難対策計画	1 2 3
1	避難の勧告又は指示することができる者	1 2 3
2	避難の勧告、指示又は避難準備情報区分の基準	1 2 3
3	避難勧告、指示及び避難準備情報の伝達方法	1 2 4
4	指示伝達事項	1 2 4
5	避難の方法	1 2 5
6	避難所の開設	1 2 5
7	避難所の運営管理	1 2 5
8	帳簿類の整備	1 2 6
9	道（十勝支庁）に対する報告	1 2 7
10	機関への連絡	1 2 7
第5節	救助救出計画	1 2 8
1	実施責任	1 2 8
2	救助救出を必要とする場合	1 2 8
3	救助救出活動	1 2 8
第6節	災害警備計画	1 2 9
1	警察活動の任務	1 2 9
2	災害警備本部の設置	1 2 9
3	災害発生時の警察活動	1 2 9
第7節	交通応急対策計画	1 3 1
1	交通応急対策の実施	1 3 1
2	道路の交通規制	1 3 2
3	緊急輸送のための交通規制	1 3 2
4	緊急輸送道路ネットワーク計画	1 3 4
第8節	輸送計画	1 3 5
1	実施責任者	1 3 5
2	輸送の方法	1 3 5
3	輸送の範囲	1 3 6

4	費用の限度及び期間	136
5	緊急輸送業務に従事する車両の表示	136
6	輸送状況の記録	138
7	緊急輸送要請体制	139
第9節	食糧供給計画	141
1	実施責任	141
2	食糧の供給	141
3	食糧輸送計画	141
4	応急供給の対象者	141
5	応急供給品目	141
6	食糧の備蓄及び調達	141
7	米飯の炊き出し	142
8	食糧の配付	142
9	費用の限度及び期間	142
10	炊き出し給与状況の記録	143
第10節	給水計画	144
1	実施責任者	144
2	給水対象者	144
3	応急給水に伴う用語の定義	144
4	目標応急給水量	145
5	応急給水活動	145
6	運搬給水計画	147
7	応援の要請	147
第11節	上下水道施設対策計画	148
1	実施責任	148
2	水道施設	148
3	下水道施設	151
第12節	衣料、生活必需物資供給計画	153
1	実施責任者	153
2	物資供給の対象者	153
3	調達の方法	153
4	給与又は貸与の方法	154
5	義援金品の取扱い	154
6	費用の限度及び給(貸)与期間	154
7	物資の給与状況の記録	154
第13節	電力施設災害応急計画	155
1	非常体制	155
2	応急復旧対策	155
3	広報活動	156
第14節	ガス施設災害応急計画	157
1	非常体制	157
2	供給停止等の措置	157
3	復旧対策	157
4	広報活動	158

第 15 節	通信施設災害対策計画	1 5 9
1	非常体制	1 5 9
2	防止対策及び応急措置	1 5 9
3	広報活動	1 5 9
第 16 節	医療救護計画	1 6 1
1	実施責任者	1 6 1
2	医療救護対策	1 6 1
3	救護班の活動状況等の記録	1 6 1
4	患者の移送	1 6 2
5	医療機関等の状況	1 6 2
6	医師会等に対する出動要請	1 6 2
7	医療薬品等の確保	1 6 2
第 17 節	防疫計画	1 6 3
1	実施責任	1 6 3
2	防疫班の編成.....	1 6 3
3	防疫の種別と方法	1 6 3
4	感染症患者等の発生時における対応	1 6 4
5	防疫用資器材の調達	1 6 4
6	家畜及び畜舎の防疫	1 6 4
第 18 節	廃棄物処理等計画	1 6 5
1	実施責任者	1 6 5
2	清掃班の編成	1 6 5
3	応急措置	1 6 5
4	ごみの収集処理の方法	1 6 5
5	し尿の収集処理の方法	1 6 5
6	死亡獣畜の処理方法	1 6 6
7	清掃等施設状況	1 6 6
8	清掃車両保有状況	1 6 6
第 19 節	飼養動物対策計画	1 6 7
1	実施責任	1 6 7
2	飼養動物の取扱い	1 6 7
第 20 節	文教対策計画	1 6 8
1	実施責任	1 6 8
2	応急教育対策	1 6 8
3	文化財等保全対策	1 6 9
4	費用の限度及び期間	1 7 0
5	学用品の給与状況記録	1 7 0
第 21 節	住宅対策計画	1 7 1
1	実施責任者	1 7 1
2	実施の方法	1 7 1
3	施工及び資材の調達	1 7 2
4	応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録	1 7 2
5	公営住宅等の斡旋	1 7 2
6	住宅の応急復旧活動	1 7 2

第 22 節	被災宅地安全対策計画	174
1	危険度判定の実施の決定	174
2	判定対象宅地	174
3	判定士の業務	174
4	危険度判定実施本部の業務	174
5	事前準備	174
第 23 節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画	175
1	実施責任者	175
2	実施方法	175
3	火葬場の状況	176
4	費用の限度及び期間	176
5	死体の捜索等の記録	176
第 24 節	障害物除去計画	178
1	実施責任者	178
2	障害物除去の対象	178
3	障害物の除去の方法	178
4	障害物の集積場所等	178
5	放置車両の除去	178
第 25 節	応急土木対策計画	179
1	災害の原因及び被害種別	179
2	応急土木復旧対策	179
3	関係機関等の協力	180
第 26 節	応急飼料計画	181
1	実施責任者	181
2	応急飼料の確保	181
3	家畜用水の確保	181
第 27 節	労務供給計画	182
1	実施責任者	182
2	民間団体等への協力要請	182
3	労務員の雇上げ	182
第 28 節	消防防災ヘリコプター活用計画	184
1	運航体制	184
2	緊急運航の要請	184
3	要請方法	184
4	要請先	184
5	報告	184
6	消防防災ヘリコプターの活動内容	184
7	救急患者の緊急搬送手続等	185
8	ヘリコプターの離着陸可能地	185
9	消防防災ヘリコプター運航系統図	185
第 29 節	自衛隊派遣要請計画	192
1	災害時派遣要請基準	192
2	災害派遣要請の手続	192
3	災害派遣部隊の受入体制	192

4	派遣部隊の撤収要請	193
5	経費負担等	193
第30節	広域応援計画	194
1	実施機関	194
2	実施内容	194
第31節	職員応援派遣計画	197
1	要請権者	197
2	要請手続等	197
3	派遣職員の身分取扱	197
第32節	防災ボランティアとの連携計画	199
1	行政とボランティアの役割	199
2	ボランティア団体等の協力	199
3	ボランティアの受入	199
4	ボランティアの活動	199
5	ボランティア活動の環境整備	199
第33節	災害応急金融計画	201
第34節	災害救助法の適用計画	214
1	実施責任	214
2	災害救助法の適用基準	214
3	災害救助法の適用手続	214
4	救助の実施と種類	214
5	基本法と救助法の関連	215
第6章	震災対策計画	217
第7章	事故災害対策計画	219
第1節	航空災害対策計画	219
1	基本方針	219
2	災害予防	219
3	災害応急対策	220
4	応急活動体制	221
5	救助救出活動	224
6	医療救護活動	224
7	消防活動	224
8	行方不明の捜索及び死体の収容等	224
9	交通規制	224
10	防疫及び廃棄物処理等	224
11	自衛隊派遣要請	224
12	広域応援	224
第2節	鉄道災害対策計画	225
1	基本方針	225
2	災害予防	225

3	災害応急対策	2 2 5
4	応急活動体制	2 2 6
5	救助救出活動	2 2 6
6	医療救護活動	2 2 6
7	消防活動	2 2 6
8	行方不明の搜索及び死体の収容等	2 2 6
9	交通規制	2 2 6
10	危険物流出対策	2 2 7
11	自衛隊派遣要請	2 2 7
12	広域応援	2 2 7
13	鉄道事業者の災害対策	2 2 7
第3節	道路災害対策計画	2 2 9
1	基本方針	2 2 9
2	災害予防	2 2 9
3	災害応急対策	2 2 9
4	災害広報	2 3 0
5	応急活動体制	2 3 0
6	救助救出活動	2 3 0
7	医療救護活動	2 3 1
8	消防活動	2 3 1
9	行方不明者の搜索及び死体の収容等	2 3 1
10	交通規制	2 3 1
11	危険物流出対策	2 3 1
12	自衛隊派遣要請	2 3 1
13	広域応援	2 3 1
第4節	危険物等災害対策計画	2 3 2
1	基本方針	2 3 2
2	危険物の定義	2 3 2
3	災害予防	2 3 2
4	災害応急対策	2 3 2
5	応急活動体制	2 3 3
6	災害拡大防止	2 3 4
7	消防活動	2 3 4
8	避難措置	2 3 4
9	救助救出活動	2 3 4
10	医療救護活動	2 3 4
11	交通規制	2 3 4
12	自衛隊派遣要請	2 3 4
13	広域応援	2 3 4
第5節	大規模な火事災害対策計画	2 3 5
1	基本方針	2 3 5
2	災害予防	2 3 5
3	災害応急対策	2 3 5
4	災害広報	2 3 6

5	応急活動体制	2 3 6
6	消防活動	2 3 6
7	避難措置	2 3 6
8	救助救出活動	2 3 6
9	医療救護活動	2 3 6
10	交通規制	2 3 6
11	自衛隊派遣要請	2 3 6
12	広域応援	2 3 7
第6節	林野火災対策計画	2 3 8
1	基本方針	2 3 8
2	予防対策	2 3 8
3	気象情報対策	2 3 9
4	応急対策	2 3 9
5	災害広報	2 4 0
6	応急活動体制	2 4 1
7	消防活動	2 4 1
8	自衛隊派遣要請	2 4 1
9	広域応援	2 4 1
第8章	災害復旧計画	2 4 3
1	実施責任者	2 4 3
2	復旧事業計画の概要	2 4 3
3	災害復旧予算措置	2 4 3
4	激甚災害	2 4 3
第9章	防災訓練計画	2 4 5
1	訓練実施機関	2 4 5
2	訓練の種別	2 4 5
3	市及び防災会議が実施する訓練	2 4 5
4	民間団体との連携	2 4 6
第10章	防災思想普及・啓発計画	2 4 7
1	実施責任者	2 4 7
2	普及・啓発の方法	2 4 7
3	普及・啓発を要する事項	2 4 7
4	学校教育関係機関における防災思想の普及・啓発	2 4 8
5	普及・啓発の時期	2 4 8

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、帯広市防災会議が作成する計画であり、本市の地域における防災に関し、予防・応急及び復旧等の災害対策を確立するとともに、防災関係機関がとるべき措置を定め、その機能のすべてをあげて、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

帯広市地域防災計画は本編の他、「地震災害対策編」及び「資料編」から構成する。

第3節 計画の基本方針

この計画は、本市の地域における災害対策に関し、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、災害対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

第4節 用語

この計画において各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
水防法	水防法（昭和24年法律193号）
市防災会議	帯広市防災会議
本部（長）	帯広市災害対策本部（長）
市計画	帯広市地域防災計画
防災関係機関	帯広市防災会議条例（昭和38年4月1日条例第1号）第3条に定める委員の属する機関
災害	基本法第2条第1号に規定する災害
防災	基本法第2条第2号に規定する防災
指定地方行政機関	指定地方行政機関の地方支分部局、その他の国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの
指定公共機関	公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの
指定地方公共機関	ガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道が指定するもの

第5節 計画の修正要領

市防災会議は、基本法第42条に定めるところにより市計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき

- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行なわれたとき
- 5 その他市防災会議会長が必要と認めたととき

なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等）については、北海道知事との協議を要せず、市防災会議の採決により行うこととし、その結果を北海道知事に報告するものとする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議の構成機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 帯広市

機 関 名	事 務 又 は 業 務
市長部局及び消防機関	<p>帯広市防災会議に関する事務を行うこと。</p> <p>住民の自主防災組織の育成に関すること。</p> <p>防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。</p> <p>防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。</p> <p>災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。</p> <p>防災に関する施設、設備の整備に関すること。</p> <p>応急用食糧及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。</p> <p>災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。</p> <p>消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。</p> <p>避難の勧告もしくは指示及び避難者の収容に関すること。</p> <p>被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。</p> <p>災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。</p> <p>その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。</p> <p>災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。</p> <p>災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。</p> <p>災害ボランティアの受入に関すること。</p>
帯広市教育委員会	<p>災害時における被災児童及び生徒の救護に関すること。</p> <p>応急教育の実施に関すること。</p> <p>文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。</p>

2 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
帯広開発建設部	<p>管轄する道路、河川の改修、維持管理、修繕並びに災害応急対策、復旧を行うこと。</p> <p>防災に関する施設及び組織の整備を図り、災害の予防又は災害の拡大防止を図ること。</p>
帯広財務事務所	<p>災害時における資金の融資並びに金融機関の業務の指導及び監督（緊急措置の指示等を含む）に関すること。</p> <p>災害時における国有財産の緊急利用等に関すること。</p>

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道農政事務所 地域第六課	災害時における主要食糧の応急供給に関すること。 災害応急飼料対策に関すること。
十勝西部森林管理署	国有林野の治山事業の実施並びに保安施設等の安全に関すること。 国有林野についての林野災害対策に関すること。
北海道運輸局 帯広運輸支局	自動車運送業者に対する運送の協力要請を行うこと。 防災関係機関と輸送機関との連絡調整を行うこと
東京航空局帯広空港 出張所	航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 飛行場及び航空保安施設の管理の監督を行うこと。
帯広測候所	気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 観測成果を解析・総合し、予報（注意報を含む）警報、並びに情報等を発表すること。 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象報告書を作成すること。 防災知識の普及及び指導を行うこと。
帯広労働基準監督署	事務所、工場等の産業災害の防止対策を図ること。

3 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第5旅団	災害派遣出動による救援活動に関すること。 災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。

4 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
十勝支庁	十勝支庁地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他、災害予防措置を講ずること。 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務、及び業務の実施を助け総合調整を図ること。 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
帯広土木現業所	管轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。 水防技術の指導に関すること。
十勝保健福祉事務所 （帯広保健所）	災害時における応急医療、給水、防疫、感染症の予防、環境衛生保持及び食品衛生保持、医薬品並びに衛生材料等の需給に関すること。
十勝教育局	災害時における児童生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。 文教施設及び文化財の被害調査並びに復旧、保全対策等に関すること。 避難等にかかる公立学校施設の使用に関すること。

5 警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
帯広警察署	住民の避難誘導及び救出救助並びに救急交通路の確保に関する事 災害情報の収集に関する事 災害警備本部の設置運用に関する事 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事 犯罪の予防、取締り等に関する事 危険物に対する保安対策に関する事 広報活動に関する事 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事

6 指定公共機関 (公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの)

機 関 名	事 務 又 は 業 務
郵便事業株式会社 帯広支店	災害時における郵便輸送の確保及び郵送業務運営の確保を図ること。
郵便局株式会社 帯 広郵便局	災害時における郵便輸送の確保及び郵送業務運営の確保を図ること。
北海道旅客鉄道(株) 釧路支社 帯広ブロック管理	災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送及び避難者の輸 送等につき関係機関の支援を行うこと。 避難時における鉄道輸送の確保を行うこと。 鉄道施設等の保安に関する事。
東日本電信電話 (株) 北海道支店	災害時において通信手段を確保すること。 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。
(株)エヌ・ティ・ティ・ ドコモ北海道帯広支 店	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実 施し、重要通信の確保を図ること。
日本銀行帯広事務所	災害時における通貨の供給確保に関する事。 災害時における被災者等に対する非常金融措置の実施・指導に関するこ と。
日本赤十字社帯広市 地区	救援物資の供給に関する事。 救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと。
日本放送協会帯広放 送局	予報(注意報を含む) 警報並びに情報、被害状況等に関する報道を実 施し、防災広報に関する業務を行うこと。
電源開発 (株)北海道 支社上士幌電力所	所轄のダム施設等の防災管理を行うこと。 ダムの放流等に関し関係機関との連絡調整を図ること。
日本通運(株)帯広支店	災害時における貨物(トラック)自動車による救援物資及び災害応急 対策資器材の緊急輸送等に関する事。
北海道電力(株)帯広支 店	電力施設等の防災管理を行うこと。 災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。

7 指定地方公共機関（公共的施設の管理者及び都道府県地域においてガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道が指定するもの）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
帯広市医師会	災害時における医療関係機関との連絡調整並びに救急医療に関すること。
十勝歯科医師会	災害時における歯科医療活動に関すること。
(社)北海道薬剤師会 十勝支部	災害時に、医療機関と連携し薬剤の調達に関すること。
(社)北海道獣医師会 十勝支部	災害時における家畜等の処方・処置に関すること。
北海道放送(株)帯広 放送局 札幌テレビ放送(株)帯 広放送局 北海道テレビ放送(株) 帯広支社 北海道文化放送(株)帯 広支社	予報(注意報を含む)警報並びに情報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
帯広ガス(株)	ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。
帯広市土地改良区	水門もしくは閘門又は溜池の防災管理に関すること。
(社)十勝地区トラ ック協会	災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
帯広市川西農業共同組合 帯広大正農業共同組合 十勝中央森林組合	共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 保険金や共済金支払いの手続きに関すること。
帯広商工会議所	災害時における物価の安定、救助物資の確保について協力すること。 被災商工業者の経営指導及び融資斡旋を行うこと。
日赤奉仕団・衛生協力会	炊き出し・防疫等に関すること。
帯広市無線赤十字奉仕団	災害時における非常通信業務の協力支援に関すること。
一般病院診療所	災害時において医療防疫対策について協力すること。
一般運送業者	災害時における救援物資の緊急輸送等に関すること。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
避難場所管理者	市が指定する避難場所の施設管理者は、避難場所の適正な管理・運営にあたりとともに、応急対策の実施について協力すること。

第7節 市民及び事業所の基本的責務

災害から市民の生命、身体及び財産を守るために、市民、自主防災組織及び事業所が果たすべき責務は、次のとおりである。

1 市民の責務

「自分の命は自分で守る」ことが防災の基本であることから、地域において、素早く確実な安否確認が行なえ、被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

（1）平常時の備え

避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
飲料水、食糧等の家庭内備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
隣近所との相互協力関係の醸成
地域における災害の危険性の把握
防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
災害時要援護者への配慮
自主防災組織の結成

（2）災害時の対策

隣近所の安否確認
近隣の負傷者・災害時要援護者の救助
地域における被災状況の把握
初期消火活動等の応急対策
避難所での自主的活動
防災関係機関の活動への協力
自主防災組織の活動

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

（1）平常時の備え

災害時行動マニュアルの作成
従業員の安全の確保
施設利用者の安全の確保
防災体制の整備
防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

（2）災害時の対策

事業所の被災状況の把握
従業員及び施設利用者への災害情報の提供
施設利用者の避難誘導
従業員及び施設利用者の救助
初期消火活動等の応急対策
ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第2章 帯広の概況

第1節 自然条件

1 位置

帯広市は十勝平野のほぼ中心部に位置し、東は札内川を境に幕別町、西は芽室町、南は中札内及び更別村、北は十勝川を境に音更町に接している。

東端	北緯42° 45 47	東経	143° 16 6
西端	北緯42° 44 52	東経	142° 41 13
南端	北緯42° 36 53	東経	142° 54 2
北端	北緯42° 57 10	東経	143° 7 50

南 西	46.8 k m
南 北	43.3 k m
周囲長	190.2 k m
面積	618.94 k m ²

帯広市役所地点	北緯42° 55 25	東経143° 11 48
	標高 39.01m	
帯広測候所地点	海拔 38.4 m	

2 地 勢

- (1) 本市が中央に位置する十勝平野は、北海道の南東部にあり、西は日高山脈、北は大雪山火山群・十勝火山群、東は白糠丘陵に囲まれ、南は豊頃丘陵を経て、太平洋に臨んでいる。
- (2) 地質構造的には、関東平野に類似する構造盆地をなすといわれ、造盆運動による数度の沈降と上昇を繰り返し、本市付近に河川が集中するという特異な河川形態をとる一大構造盆地を形成している。
- (3) 平野の大部分は、東部の洪積台地である豊頃丘陵地、北部の然別火山群の裾に広がる隆起扇状地、西部の日高山脈を背にし、北は新得から南は広尾に連なる広大な複合扇状地と河岸段丘からなる台地で、表層は樽前山、十勝岳、恵庭岳及び支笏火山等から噴出した火山灰で覆われている。
- (4) 市域の約60%は平坦で、他は日高山系の山岳地帯である。

3 気 象

(1) 概 況

本市の気候は、北半球特有の亜寒帯気候区に属し、春と秋は短く夏は割合に高温である。冬は厳しい寒さで雪は少なく晴天の日も多く、いわゆる大陸的気候である。

最近の現象では、冬の多雪に見舞われたり、昭和49年には積雪零に等しいこともあった。

また、記録によると、帯広の最低気温では、明治35年1月26日に氷点下38.2まで下がり、最高気温では大正13年7月12日の37.8で、これは本道最高気温である。

大陸的気候の特徴で寒暑の差は国内第一位である。年平均気温の差は10.8、(年平均最

第2章（帯広の概況）

高気温 11.9 、最低気温 1.1 ） 明治 28 年 3 月 22 日には 35.7 （最高気温 8.5 、最低気温 - 27.2 ）の驚異的な差になった。

早い雪の記録は、昭和 20 年 10 月 11 日。遅くに降った記録は昭和 16 年 5 月 26 日である。

(2) 過去の気象記録

下表のとおり

年度	気 温			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)
	平均気温	最高気温	最低気温					
	()	()	()					
52	5.7	34.6	-27.7	71	806.5	63	2,160.5	1.5
53	6.3	34.5	-27.0	70	884.5	99	2,353.1	1.8
54	6.5	32.0	-22.5	72	877.5	90	2,257.8	1.9
55	5.9	34.8	-22.6	73	812.5	49	2,146.5	1.7
56	5.7	34.5	-21.9	72	1033.5	51	2,201.6	1.8
57	6.4	33.9	-26.9	72	779.5	55	2,349.1	1.7
58	5.8	35.8	-22.4	75	849.0	35	2,269.0	1.8
59	5.9	34.4	-26.0	72	542.0	41	2,449.7	1.9
60	6.2	34.9	-26.3	72	731.5	64	2,324.2	1.9
61	5.5	35.1	-23.2	72	810.0	35	2,163.2	1.9
62	6.3	33.4	-25.2	70	749.0	61	2,089.2	2.2
63	6.5	35.4	-20.1	72	990.5	33	1,979.1	2.0
H元	7.6	33.4	-21.8	74	998.0	22	1,961.4	2.0
2	7.8	32.8	-24.9	75	1091.0	60	2,041.4	1.8
3	7.3	33.2	-22.9	72	810.0	96	1,997.8	1.9
4	6.4	32.2	-21.8	75	755.0	39	1,839.2	1.9
5	6.3	29.8	-20.8	75	1022.0	55	1,821.3	1.9
6	7.6	37.0	-22.3	72	938.0	49	2,151.4	2.0
7	7.1	34.5	-23.4	75	1044.5	91	1,861.8	1.8
8	6.2	32.7	-21.1	72	756.0	58	1,893.5	1.9
9	6.8	32.3	-19.2	73	881.5	70	1,962.3	1.8
10	6.6	32.2	-25.0	75	1116.5	76	1,898.1	2.4
11	7.3	36.3	-22.0	72	793.0	57	2,148.2	2.3
12	6.7	34.6	-26.7	73	1114.5	92	1,986.2	2.3
13	6.0	32.7	-24.3	70	885.0	94	2,083.6	2.4
14	7.0	32.8	-20.0	71	948.0	75	2,101.5	2.3
15	6.4	30.8	-22.5	73	830.0	87	2,009.0	2.2
16	7.5	35.2	-20.8	71	827.0	111	2,143.0	2.3
17	6.9	35.4	-21.5	71	734.0	82	2,114.0	2.3
18	7.3	34.3	-20.9	71	963.5	51	1,950.3	2.3

第2節 災害の概況

1 主要災害記録(雪害風害・水害)

下表のとおり

(1) 雪害・風害

発生年月日	被害状況
大正13年5月10日	強風、農作物に大きな被害
昭和6年3月20日	暴風雪
昭和6年5月25日	降雪により農作物に被害
昭和13年6月4日	風害により十勝全域農業被害
昭和14年1月19日	降雪、吹雪、広尾線不通
昭和14年2月6日	南十勝に大雪、広尾線8日間不通
昭和15年5月25日	大雪
昭和33年2月12日	帯広で68cmの降雪。強風も加え、交通網寸断され、国鉄95本の列車運休。家屋の倒壊、橋の被害3,500千円
昭和35年1月16日	帯広で68cmの降雪。強風も加え、交通網寸断され、国鉄95本の列車運休。家屋の倒壊、橋の被害3,500千円
昭和36年1月25日	降雪量35cm。交通機関麻痺
昭和36年2月7日	降雪量26cm。交通機関麻痺
昭和38年5月22日	強風、異常乾燥で農作物に被害
昭和39年3月22日	強風、十勝一帯（芽室町大火）
昭和41年3月16日	降雪量49cm。水分を含んだ重い雪のため送電線が切れたり、高圧線鉄塔倒壊。交通機関麻痺
昭和42年8月26日	降雹 ^{ひょう} 被害。（基松方面）
昭和42年9月9日	この日から18日間にわたる長雨で湿潤、農作物に大きな被害
昭和44年2月1日	降雪量87cm。交通寸断
昭和44年2月5日	降雪量69cm。交通麻痺、孤立地域あり。自衛隊に災害派遣要請
昭和45年1月31日	降雪量57cm。国鉄293本運休。バス・タクシー運休
昭和45年3月16日	日降雪量102cm。帯広測候所開設以来の豪雪 農村部牛乳搬出不能。建物にも被害(被害総額109,799千円)
昭和47年2月14日	降雪量50cm。交通機関麻痺
昭和47年6月10日	降雹。帯広・芽室・幕別2,200haの畑に被害
昭和48年～49年	この間の冬は、記録的な豪雪となり、樹木に寒干害が出て苗圃・庭木に被害
昭和50年3月21～22日	ドカ雪に見舞われる。帯広100cm。十勝支庁に「3.22低気圧災害対策本部」設置。交通機関をはじめ送電線の切断、家屋の倒壊、ビニールハウスの損傷など（被害額680,000千円）

発 生 年 月 日	被 害 状 況
昭和50年3月24日	降水量32.5mm。この後遺症で春の農作業が遅れたり、融雪洪水のため田畑冠水、住宅浸水の被害
昭和53年1月21～22日	総降雪量88cm。バス全面運休、国鉄ダイヤの乱れ、学校の臨休、氷まつり中止
昭和54年4月3～4日及び17日	大雪による交通障害。さらに、融雪と強風による災害により、十勝管内の総被害額24億2,397万円
昭和55年5月28日	強風（砂塵）により農作物被害
昭和56年8月23日	台風15号、最大瞬間風速25.5m。住家一部破損205世帯、4,900haの畑に被害。その他営農施設、民有林被害合計1,155,000千円
平成3年1月18日	日降雪量92cm。1月の日降雪量としては帯広測候所開設以来の記録。交通機関麻痺
平成3年9月27～28日	強風害、台風19号により被害が発生。帯広の最大瞬間風速22.6m/s。広尾町負傷者1名。帯広市住宅屋根破損など農業被害1,058万円、林業被害20,595万円、水産業被害15,417万円、停電1,900戸
平成4年9月3日	強風害、帯広の最大瞬間風速25.7m/s。学校、住宅、倒木被害
平成6年2月22日	強風害、帯広の最大瞬間風速21.1m/sこの強風によりJR根室本線の新得町付近で列車脱線、負傷者7名、列車計38本運休
平成6年10月13日	強風害、台風29号により広尾町と大樹町中心に住宅被害 帯広の最大瞬間風速20.0m/s
平成7年4月20日	強風害、発達した低気圧により、帯広市、音更町など1市5町で住宅被害39件。帯広の最大瞬間風速25.8m/s
平成8年1月8～10日	強風・大雪害、南岸低気圧による大雪。帯広空港10便欠航、JR9本運休など交通障害が多発、日最大降雪量は帯広27cm、最深積雪は帯広空港69cm、最大瞬間風速は帯広で19.3m/s
平成8年2月5～6日	大雪害。南岸低気圧による大雪。総降雪量は帯広24cm、中札内村上札内74cm、帯広空港の5日の日降雪量は59cm。
平成11年3月5～6日	強風害、猛烈に発達した低気圧による停電は帯広・音更・芽室・幕別等15市町村で約6万8,700戸。帯広の最大瞬間風速25.0m/s
平成11年9月24～25日	強風害、台風18号による停電は帯広・幕別・上士幌・足寄・の4市町で2,150戸。帯広の最大瞬間風速26.7m/s
平成12年1月7～13日	7日降雪量44cm、10日降雪量29cm、13日降雪量11cmの大雪。災害対策本部設置。
平成14年1月21～22日	農家のビニールハウス等の倒壊14件、負傷者1名。 総降雪量35cm、全小中学校休校、交通障害
平成14年6月10～11日	強風害。帯広市の最大瞬間風速24.7m/s。住宅屋根破損、公園内樹木、街路樹倒木、農作物被害等

発 生 年 月 日	被 害 状 況
平成 14 年 10 月 1～2 日	強風害。台風 21 号の影響で街路樹、防風林倒木、農業施設（ビニールハウス、倉庫）被害等。帯広の最大瞬間風速 32.3m/ s
平成 15 年 9 月 13～14 日	強風害。台風 14 号の影響で民家屋根トタン剥離、街路樹、公園樹木倒木、被害等。帯広の最大瞬間風速 23.9m/ s
平成 16 年 4 月 21 日	強風害。民家屋根トタン剥離、街路樹、公園樹木倒木、被害等。帯広の最大瞬間風速 27.0m/ s
平成 16 年 9 月 7～8 日	強風害。台風 18 号の影響で街路樹、公園樹木倒木、農業施設（ビニールハウス）被害等。帯広の最大瞬間風速 20.5m/ s

(2) 水害

発 生 年 月 日	被 害 状 況
大正 2 年 8 月 28 日	台風による被害。降水量 139mm
大正 3 年 8 月 14～15 日	低気圧による洪水
大正 5 年 5 月 9 日	融雪出水
大正 8 年 9～10 月	十勝川 3 回にわたって氾濫、河西橋流失 十勝では住宅、農作物、公共土木などの被害額 6,505,576 円
大正 9 年 6 月 26 日	十勝川溢れ、架替した河西橋落橋
大正 9 年 8 月 9～11 日	降水量 115mm。帯広の浸水耕地 160 町歩
大正 11 年 8 月 25 日	帯広に大洪水。降水量 214mm。十勝川とその支流の各河川は大増水。帯広町家屋の流失 14、損壊 9、床上浸水 321、田畑浸水冠水流失 597 町歩、道路の決壊・道・市合わせて 10 か所 880 間、橋の流失 4、破損 1、堤防決壊 7 か所 4,800 間。被害合計 827 千円
大正 15 年 10 月 2 日	連続 101mmに達する降水量。水害発生
昭和 10 年 8 月 28～30 日	降水量 105.4mm
昭和 10 年 9 月 24～26 日	降水量 105.2mm
昭和 10 年 10 月 18～28 日	降水量 145.4mm
昭和 15 年～16 年	連続台風被害
昭和 22 年 9 月 14～15 日	カスリン台風
昭和 23 年 9 月 15～17 日	アイオン台風
昭和 30 年 7 月 3 日	降水量 29.1mm
昭和 30 年 7 月 30 日	降水量 32.1mm

発 生 年 月 日	被 害 状 況
昭和30年9月6～7日	発達した低気圧により降水量143mm。ウツベツ川溢水
昭和37年8月3日	台風9号。降水量132mm。札内川、帯広川増水。市街地水害（帯広市災害救助法適用）
昭和39年8月26日	台風14号くずれの低気圧の影響で降水量128mm
昭和40年9月14～18日	台風24号とこれに先行した2つの低気圧の影響により降水量113mm
昭和41年6月28～29日	台風4号。降水量91mm
昭和42年6月5～7日	降水量118.2mmで河川溢水
昭和46年9月12日	台風26号被害
昭和47年9月17日	台風20号被害
昭和48年8月22～23日	帯広で95mmの降水量。道路・堤防など決壊被害
昭和48年9月14日	114mmの降水量で中小河川氾濫。道路の決壊、家屋浸水などの被害
昭和49年4月	降水量164mm（平年値61.8mmの2倍）
昭和49年6月	この月の降水量平年の93.4mmを大幅に上回り、244mmと帯広測候所観測開始以来の記録的な降水量
昭和50年5月	降水量164mm。平年値75.7mmの2倍
昭和50年8月24日	台風6号。降水量56mm、床上浸水45世帯、床下浸水140世帯
昭和51年10月20～21日	降水量65.5mmで1時間雨量23.5mmとなり10月の最大値を記録。家屋の浸水、河川決壊、線路の冠水のため運休。強風による負傷者あり
昭和52年7月2～6日	長雨。総雨量112mm、道路の決壊、土木、林業関係の被害
昭和54年10月19日	台風20号。降水量94mm。床上浸水1世帯、床下浸水17世帯
昭和56年8月4～6日	台風12号。降水量162mm、床上浸水11世帯、床下浸水70世帯、4,400haの畑に被害、その他の土木被害等あり 被害合計2,306,000千円
昭和63年11月24～25日	降水量192.5mm。床上浸水7世帯、床下浸水99世帯、道路の決壊、土木、農業関係に被害
平成3年8月21日	浸水害、降水量は帯広76mm、農業被害8億9千万円
平成4年8月7～9日	浸水害、台風10号による大雨 降水量は帯広49mm、足寄、陸別町中心に農業被害46,320万円、林業被害20,000万円
平成4年9月9～12日	浸水害、台風17号による大雨、帯広の総雨量135mm 河川、住宅電力関係に被害が発生。農業被害面積は681.6ha

発 生 年 月 日	被 害 状 況
平成5年6月3～6日	浸水害、帯広の総雨量 162mm、農業被害 55,285 万円、林業被害 7,620 万円
平成6年9月18～20日	浸水害、秋雨前線により上士幌・音更町で床下浸水。 帯広の総雨量 88mm
平成9年8月9～10日	温暖前線と台風11号から変わった低気圧による大雨。帯広の総雨量 102mm
平成10年8月27～30日	浸水、洪水害。帯広の総雨量 152mm、管内北部を中心に被害が集中。
平成10年9月15～16日	浸水、山がけ崩れ被害。台風5号による影響で管内南部を中心に総雨量 300mmを越え、帯広は 120mmの大雨となった。災害対策本部設置
平成11年7月13～15日	浸水害、停滞前線による大雨、帯広の総雨量 100mm。明きょ排水流出、農地一部冠水
平成12年4月22～23日	浸水害。帯広の総雨量 94.5mm。床上浸水1世帯、道路冠水等
平成13年9月11～13日	浸水害。帯広の総雨量 159mm。市道決壊1箇所、札内川水系緑地浸水被害
平成12年4月22～23日	浸水害。帯広の総雨量 94.5mm。床上浸水1世帯、道路冠水等
平成13年9月11～13日	浸水害。帯広の総雨量 159mm。市道決壊1箇所、札内川水系緑地浸水被害
平成14年7月10～11日	浸水害。帯広の総雨量 127mm。台風6号による影響で道路冠水、農作物倒伏被害（30.3ha）等
平成15年8月9～10日	浸水害。帯広の総雨量 167mm。台風10号による影響で道路・宅地冠水、橋梁一部損壊、（居辺川の橋脚脇道路崩落）

第3章 防 災 組 織

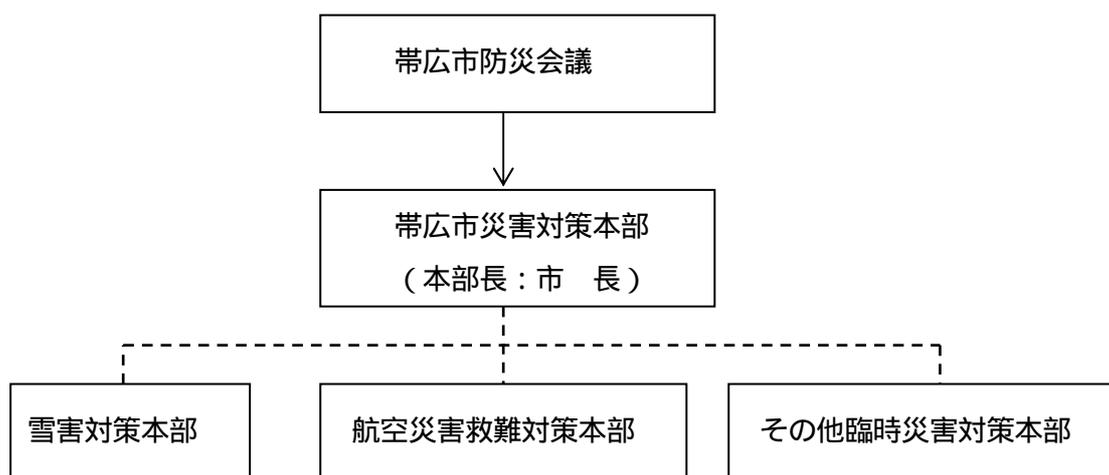
本章は、災害の予防、応急対策、復旧等の防災活動を迅速かつ円滑に実施するため、防災に係る組織体系、非常配備態勢、及び災害対策本部等の組織編成、運営など、防災組織に関する総合的な事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 組織計画

本市における防災行政を円滑に運営するための組織として、帯広市防災会議があり、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、帯広市災害対策本部を設置して、応急対策活動等を実施するものとする。

また、その他雪害、航空災害などの特殊災害の発生に対処するため、それぞれ対策本部を設置し応急活動、救護活動を行うものとする。

《 帯広市における災害対策組織体系図 》



注 各本部は災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に包括される。

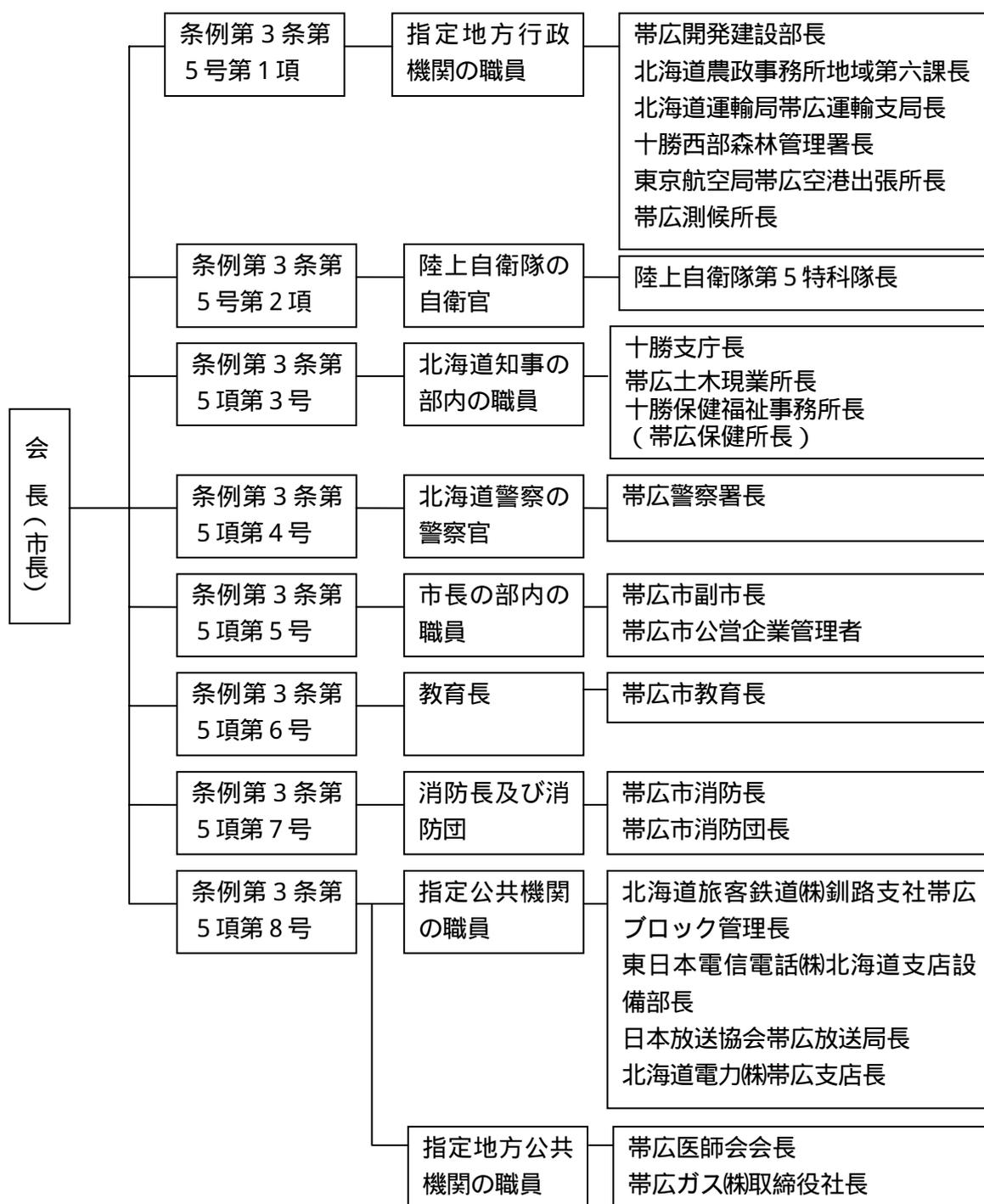
1 帯広市防災会議

(1) 帯広市防災会議は、市長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく帯広市防災会議条例(昭和38年条例第1号)第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本市における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集、機関相互間の連絡調整等を行うものである。

(2) 防災会議の運営

帯広市防災会議条例及び帯広市防災会議運営規程(昭和39年9月22日帯広市防災会議議決)の定めるところによる。

(3) 防災会議の構成



2 帯広市災害対策本部

本章第3節「帯広市災害対策本部」に掲載。

3 その他の対策本部

(1) 雪害対策本部

本市における、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪災害に対処し、市民生活への影響、社会活動の停滞を最小限に抑えるための雪害対策を総合的に推進する体制として雪害対策本部を設置する。

内容は「第4章第3節 雪害予防計画」による。

(2) 航空災害救難対策本部

本市における航空機の緊急事態の発生に対処するため、速やか且つ総合的な災害応急対策の実施を図るため、航空災害救難対策本部を設置する。

内容は「第7章第1節 航空災害対策計画」による。

(3) その他臨時災害対策本部

本計画による各対策本部以外で、特定の部に係る所管事項に関し災害が発生し、その部において災害対策、応急措置を講ずる必要がある場合に臨時に設置する。

なお、詳細は次の「準災害応急対策実施要領」に定めるところによる。

準災害応急対策実施要領

市長は、災害の程度が本部設置に至らない小規模の災害については、関係部課による災害対策部を編成、設置し、応急対策を実施する。

この場合、帯広市災害対策本部条例施行規則を準用し、応急対策にあたるものとする。

1 小規模の災害とは、災害の程度が極めて限定された範囲のものであり、且つ拡大の恐れがなく、次に掲げる基準に該当するものとする。

(1) 被害状況

ア 特定地域に限定され、他に拡大の恐れがない。

イ 罹災者の救助、救護活動の必要がなく、且つ市民生活に著しい支障を及ぼさない。

(2) 災害情報

ア 災害発生後、異常気象予警報の発令が予測されない。

イ 他の二次災害を誘発する恐れがない。

(3) 応急対策

ア 短日間で対処でき人員、車両、資器材について借り上げも含め担当部内で配備できる。

イ 他の部課の支援、協力が少数で事前協議の範囲外である。

2 関係部課による災害対策本部の編成、設置とは、次の場合をいう。

(1) 担当部で応急対策を実施する場合に、部内編成の災害対策部。

(2) 担当部内編成の災害対策部に他の部課が支援、協力班として編入される災害対策部。

3 事前措置

準災害に対処するため、各部ごとに予め予測される災害に関し、災害対策要領により組織非常配備、応急対策等必要事項を定め、災害時において迅速かつ的確な応急対策を講じられる体制を確立しておくものとする。

なお、他の部課の支援、協力を必要とする応急対策計画の立案にあたっては、人員、車両、資器材について総務課と事前協議をし、予め他の部課と調整を済ませておくものとする。

4 災害対策本部の設置

各部長は、災害情報、被害状況について副市長、市長に報告するとともに応急対策の実施について総務部長と協議、調整のうえ、市長の指示を受けなければならない。

災害対策部による応急対策の実施は、市長の指示のもと、災害対策部長が直接指揮するものとし災害情報等については総務部長を通じ、副市長、市長に報告し、災害対策本部設置の不測の事態に備えるものとする。

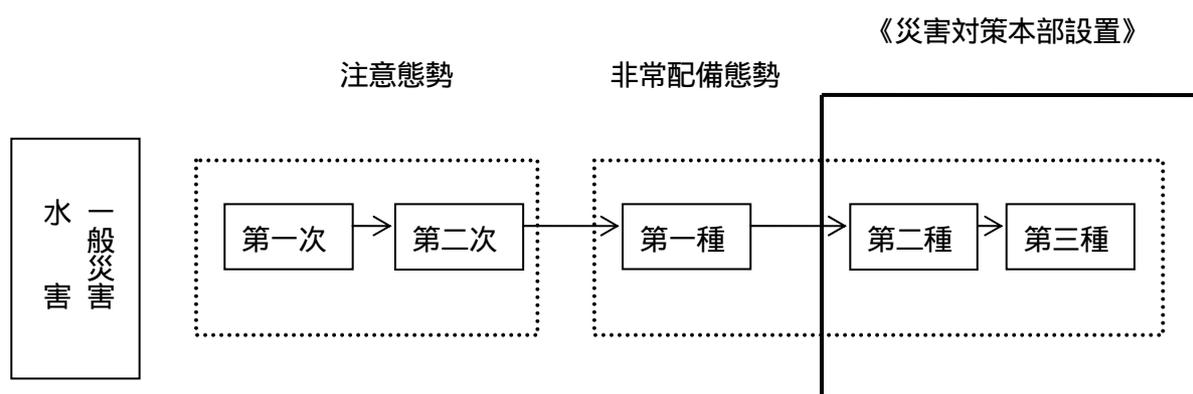
第2節 非常配備態勢

1 非常配備態勢の種類と基準

市長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に予防対策、応急対策を迅速且つ的確に実施するため、必要に応じて、種別を指定して非常配備態勢を指令する。

(1) 非常配備区分

非常配備の種別、配備態勢、活動内容に関する基準は次の「非常配備の種類と配備基準」の区分による。



「非常配備の種類と配備基準」

水害、一般災害関係(地震災害を除く。)

種別	<第1次注意態勢>
配置基準	気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。
配備態勢	次の部所属の職員が情報収集、連絡にあたる。 総務部総務課
活動内容	(1) 総務課長は、気象、地象、水象に関する情報の収集を図り、必要に応じ、関係課への状況報告通知を行う。 (2) 第2次注意態勢関係課の所属長は自宅待機とし、状況により速やかに参集出来る状態とする。

種別	<第2次注意態勢>												
配置基準	(1) 上記、警報発表状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき。 (2) 今後災害が発生する恐れがあり、警戒、災害対策に備える必要があるとき。												
配備態勢	(1) 次の部所属の少数の職員又は所属長を招集し、巡視、情報収集にあたる。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">総務部総務課</td> <td>農政部農村振興課</td> </tr> <tr> <td>行政推進部広報広聴課</td> <td>都市建設部みどりの課</td> </tr> <tr> <td>都市建設部管理課</td> <td>教育委員会企画総務課</td> </tr> <tr> <td>都市建設部道路維持課</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>上下水道部総務課</td> <td>その他関係部課</td> </tr> <tr> <td>上下水道部建設課</td> <td></td> </tr> </table> (2) その他の所属長は自宅待機とする。	総務部総務課	農政部農村振興課	行政推進部広報広聴課	都市建設部みどりの課	都市建設部管理課	教育委員会企画総務課	都市建設部道路維持課	消防本部	上下水道部総務課	その他関係部課	上下水道部建設課	
総務部総務課	農政部農村振興課												
行政推進部広報広聴課	都市建設部みどりの課												
都市建設部管理課	教育委員会企画総務課												
都市建設部道路維持課	消防本部												
上下水道部総務課	その他関係部課												
上下水道部建設課													
活動内容	(1) 総務課長は、気象、地象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに道及び関係機関との情報連絡にあたる。 (2) 総務課長は関係課と収集情報提供及び活動状況聴取等についての情報連絡にあたる。 (3) 各部課長は、総務課長からの情報に基づき情勢に対応する措置を検討するとともに巡回、軽微な活動など、随時職員に対し必要な指示を行う。 (4) 配備につく職員は、所属する部課において待機する。												

種別	＜第1種非常配備態勢＞
配備基準	(1) 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。 (2) 今後更に被害が増加する恐れがあるとき。
配備態勢	(1) 第2次注意態勢に係る上記所属長は必要な職員を招集する。 (2) 状況に応じ、その他の所属長を招集する。 (3) 事態の推移に伴い、速やかに第2種非常配備態勢に移行しうる態勢とする。
活動内容	(1) 関係部課長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (2) 関係部課長は、次の措置をとり、その状況を総務部長に報告するものとする。 ア 災害の状況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地(被災予想地)へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 (3) その他の所属長は第2種非常配備態勢移行に備え待機するとともに、職員に対し自宅待機を指示する。

種別	＜第2種非常配備態勢＞
配備基準	(1) 数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき。
配備態勢	(1) 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 (2) 本部長は各部所属職員3分の2以内の職員を招集し、直ちに災害対策の実施にあたる。 (3) 事態の推移に伴い、速やかに第3種非常配備態勢に移行しうる体制とし、その他の職員は自宅待機とする。
活動内容	各部長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (1) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地(被災予想地)へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

種別	＜第3種非常配備態勢＞
配備基準	(1) 市全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生する恐れがあるとき。
配備態勢	(1) 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 (2) 各部所属職員の全員をもって、所掌する災害対策にあたる体制とする。
活動内容	(1) 各部各班は、災害応急対策に全力を傾注する。

(1) 各部長、各班長は先の基準に基づき、予め非常配備編成計画書(様式1)を作成するとともに、平時より人員、車両及び資器材の配備計画をたてておくものとする。

(注) 非常配備編成計画書は毎年4月末日までに総務部長まで提出する。

(2) 職員非常招集連絡

各部課長は、所属職員の住所及び非常招集の場合の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

様式1

平成 年度非常配備編成計画書

(月 日現在)

内容 配備区分	部 班 (連絡先 課 番)						
	部情報連絡責任者 職氏名					職員総数	
	部情報連絡員 職氏名					名	
	課名	係名	職氏名	車種	台数	応急資器材名	数量
第2次 注意態勢							
小計							
第1種 非常配備態勢							
小計							
第2種 非常配備態勢							
小計							
第3種 非常配備態勢							
小計							
合計							

(注) この計画書は水害、一般災害(地震災害を除く)分について記載のこと。

2 配備態勢確立の報告

非常配備の指示がなされたとき、又は各配備基準に該当した場合、各部長は直ちに所管に係る配備態勢を整えるとともに、速やかに態勢確立状況を総務部長に報告するものとする。

3 非常配備態勢の解除

各部における非常配備態勢の解除は、本部長が指令するものとする。

4 本部を設置しない場合の準用

市長は、災害の程度が本部設置に至らない小規模の災害については、本章第1節3(3)「準災害応急対策実施要領」により災害対策を実施するものとする。

5 職員の動員計画

災害が発生し、又は発生が予想される場合、災害応急対策を迅速、且つ的確に実施するための職員等の動員計画である。

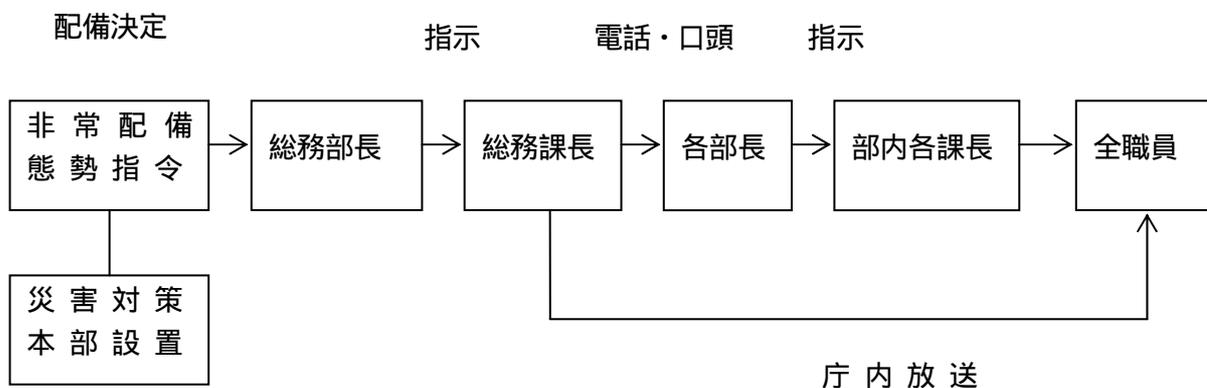
(1) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

ア 平常執務時の伝達系統及び伝達方法

(ア)非常配備態勢が指令された場合、又は対策本部を設置した場合、本部長の指示により、関係部長に対し通知するとともに庁内放送などにより職員に周知するものとする。

(イ)各部長は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査、その他の応急対策を実施する態勢を整えるものとする。

《 非常配備等伝達系統図 》



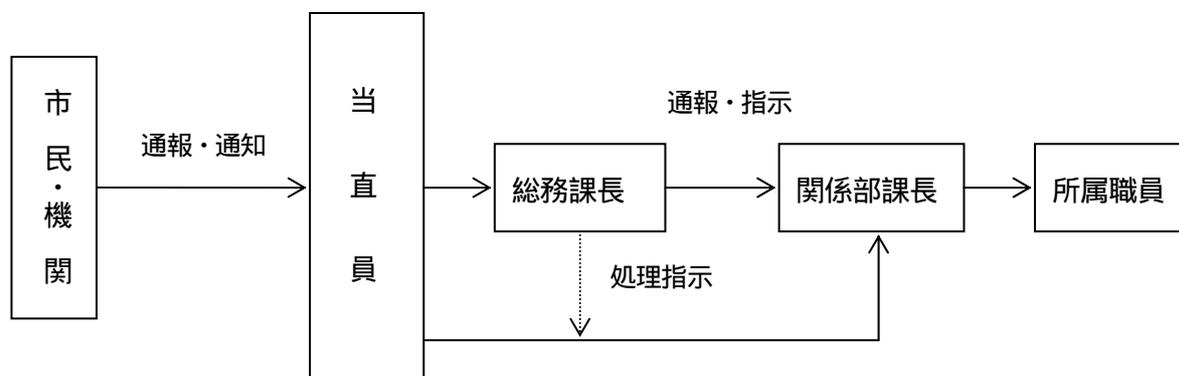
イ 休日又は退庁後の伝達

(ア) 当直員等による非常伝達

当直員又は警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務部総務課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長に通知するものとする。

- a 気象警報、水防警報等災害関係の情報等が関係機関から通知された場合。
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

《 当直員等による伝達系統 》



ウ 職員への指示伝達体制の確保

各部長及び各課長は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出勤の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

(2) 職員の非常登庁

ア 職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは発生の恐れがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

イ 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各所属長又は各班長は、30分ごとの職員参集状況を記録し、必要に応じ総務部長へ参集状況を報告するものとする。

(3) 開発公社、一部事務組合等に出向職員の動員要請

本部長は、災害の規模等から、更に職員の動員を必要とする場合は、各団体の長に対し、出向職員の支援要請をするものとする。

6 標識

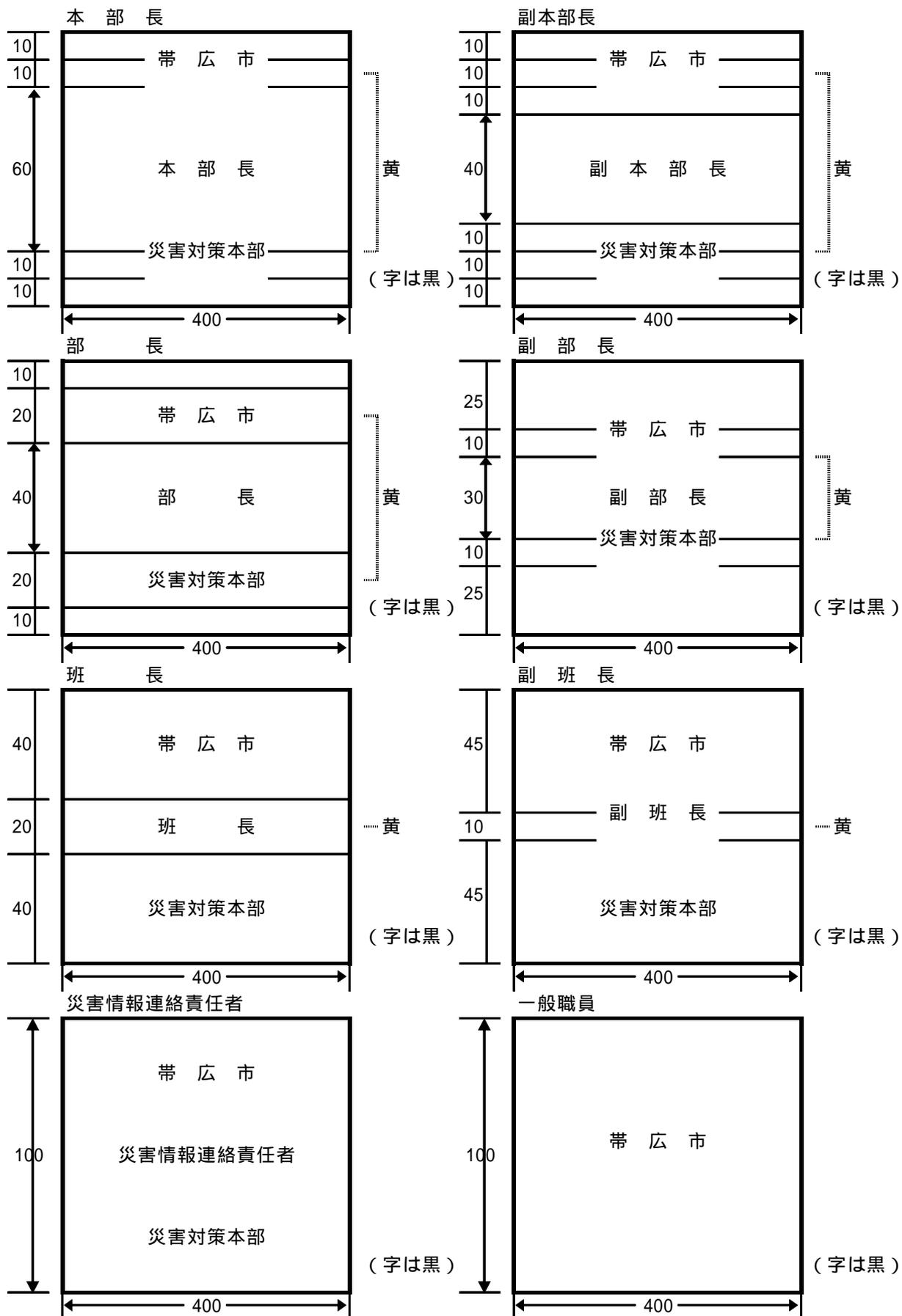
(1) 本部長、副本部長、本部員及び職員は、身分を明らかにするため所定の腕章(別記1)を着用すること。

(2) 災害時において非常活動に使用する標旗は、別段の定めがあるもののほか、所定の標旗(別記2)をつけること。

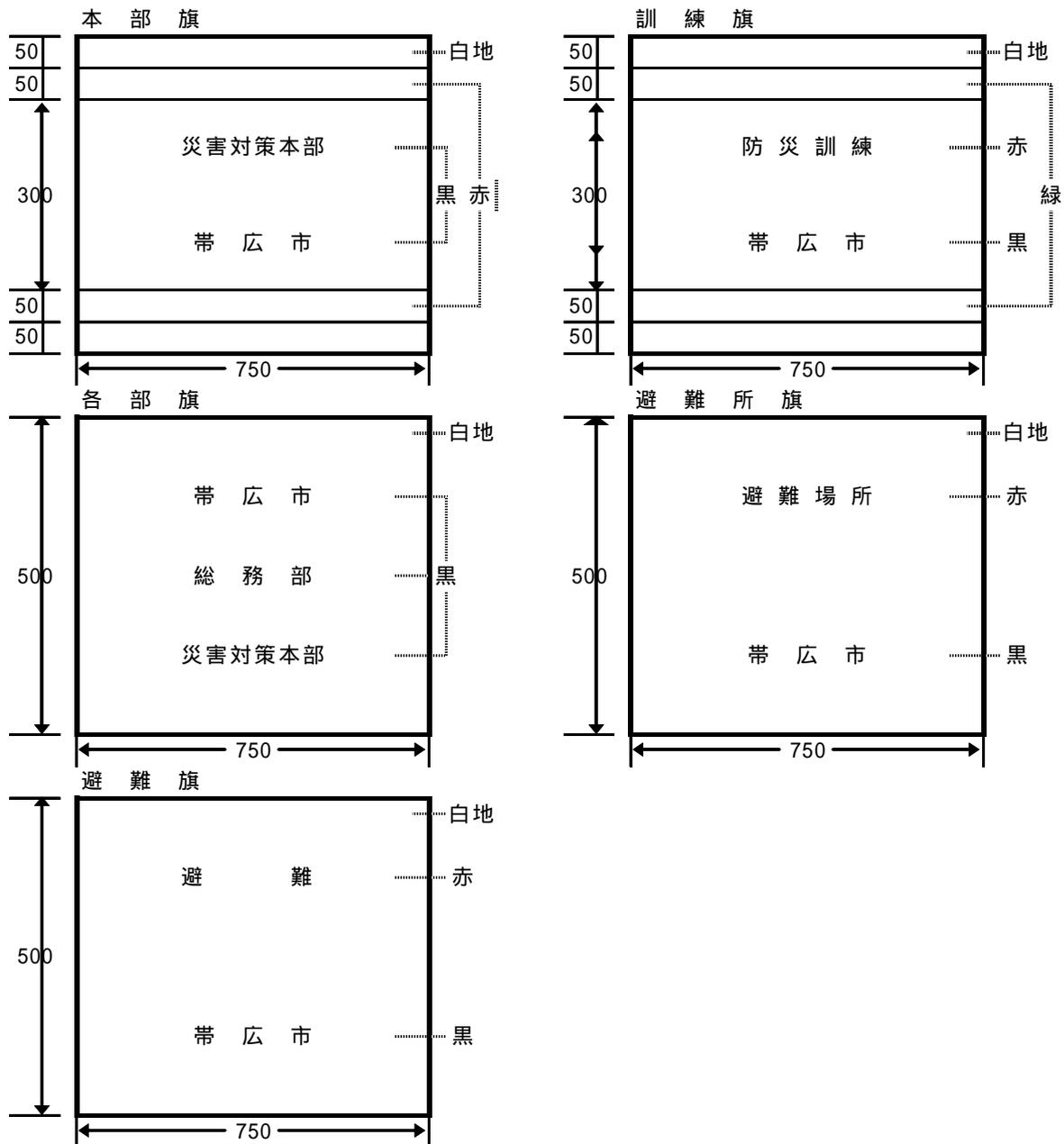
(3) 災害時において、応急対策活動に使用する本部の車両には、所定の標旗をつけること。

(4) 職員の身分証明は、職員が常に所持している身分証明書(帯広市職員服務規定昭和27年6月1日訓令第3号第13条の規程による身分証明書)によるものとし、災害対策基本法第83条第2項(立ち入りの要件)に規定する身分を示す証票も本証で兼ねる。

別記1(腕章)



別記2(標旗)



第3節 帯広市災害対策本部

帯広市災害対策本部(以下「本部」という。)は、災害対策基本法及び帯広市災害対策本部条例(昭和38年条例第2号)帯広市災害対策本部条例施行規則(平成6年規則第37号)に基づいて、災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合において、市防災会議と密接な連絡のもとに災害予防、応急対策を実施する。

1 本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条第1項の規定により、次の各号の一に該当し、市長が必要であると認めたときに設置する。

- (1) 暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水警報が発表され、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- (2) 主要河川について警戒水位に達し、又は達する恐れがあるとき。
- (3) 大規模な火災、爆発等が発生し、その規模及び範囲からして特に総合的な対策を要するとき。
- (4) その他、市民生活に重大なる影響を及ぼす災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。

2 本部設置の周知

本部を設置したときは、直ちにあらゆる手段を講じ関係者、報道機関等に周知する。

- (1) 全職員(庁内放送、無線、有線電話)
- (2) 防災関係機関、十勝支庁及び報道機関(無線、有線・無線電話、伝令)
- (3) 一般住民への周知(報道機関の広報協力、広報車、街頭放送、有線電話)

3 本部設置場所

- (1) 災害対策本部は本庁舎4階に置く。

この場合、情報収集・連絡調整の事務処理等のため、本部事務局は3階会議室において、事務を執り行うことができるものとする。

- (2) 本部を設置したときは、本部室前に右の本部標識を掲示する。

帯広市災害対策本部

4 現地本部の設置

- (1) 本部長は早急な諸対策を行うため必要と認めたときは、災害発生地域に現地本部を設置することができるものとする。(25cm×110cm)
- (2) 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものとする。
- (3) 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示・情報交換により、適切な指示を講ずるものとする。

5 本部の廃止

- (1) 本部長は、次の各号の一に該当する場合に本部を廃止する。
 - ア 本市の地域に災害発生危険が解消したとき。
 - イ 災害に関する応急対策措置が概ね完了したとき。
 - ウ 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、市民生活に障害となる状況が解消されたと認められるとき。
- (2) 本部を廃止したときは、各防災機関、十勝支庁、報道機関等に通知するものとする。

- (3) 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を執り行う。

この場合、総務部は業務の内容、遂行状況等について、各部からの報告を求め、常に状況を掌握し、また必要な指示を行うものとする。

6 本部の組織及び所掌事務

- (1) 本部に部及び班を置く。
 (2) 本部の組織は別表1のとおりとする。
 (3) 部及び班の名称、部長、副部長及び班長にあてられる職員、担当する部課、並びにそれぞれの部、班の所掌事務は別表2、別表3のとおりとする。
 (4) 各班の編成及び所掌事務については、原則として別表によるが、災害状況等により部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。

この場合、部内での変更分担事務は各部長が定め、指示するとともに本部長へ報告する。

- (5) 災害状況、又は必要と認めるときは、本部長は別表と異なる編成を各部班に指示することができる。

7 本部の運営

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部会議」及び「本部情報連絡室」を置く。

(1) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は本部長、副本部長、本部付及び指定の本部員をもって構成する。

- | | |
|----------|--------------|
| (ア) 本部長 | 市長 |
| (イ) 副本部長 | 副市長 |
| (ウ) 本部付 | 公営企業管理者及び教育長 |
| (エ) 本部員 | |

帯広市災害対策本部条例施行規則第6条第1項に規定する部の長(同条第5項による部長の代理者を含む。)をもって構成する。

- | | |
|--------------|----------|
| (オ) 本部情報連絡室長 | 総務部長 |
| (カ) " 副室長 | 総務部企画調整監 |

イ 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の非常配備態勢の確立及び廃止に関すること。
 (イ) 災害情報、被害状況の分析に関すること。
 (ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること。
 (エ) 職員の配備態勢の切り替え及び廃止に関すること。
 (オ) 関係機関に対する応援要請及び災害救助法の適用要請に関すること。
 (カ) その他災害対策に関する重要な事項。

ウ 本部会議の開催

- (ア) 本部会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
 (イ) 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
 (ウ) 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
 (エ) 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務部長にその旨を申し出る。

(2) 本部情報連絡室

ア 本部情報連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等の事務にあたる。

イ 本部情報連絡室の構成は次のとおりとする。

- (ア) 室長 総務部長(総務部長)
- (イ) 副室長 総務部企画調整監(総務部副部長)
- (ウ) 室長補佐 総務課長(総務部総務班長)
- (エ) 専従職員 総務課職員(" 総務班)
- (オ) 兼務職員 政策推進部広報広聴課職員(政策推進部広報第1班)
- (カ) 災害情報連絡員 各部の情報責任者が指名した職員をもってあてる。

ウ 本部情報連絡室の事務局は総務部総務課に置く。

エ 室長は、災害の規模・状況に応じて必要な部の情報連絡員を本部情報連絡室に常駐させ、所属部の情報連絡責任者との連絡にあたらせるものとする。

オ 室長は、室長補佐を通し専従職員をして、災害に関する情報の収集、分析、及び災害対策に必要な情報の整理等にあたらせるものとする。

(3) 災害情報連絡責任者

ア 各部に災害情報連絡責任者(以下「情報連絡責任者」という。)を置く。

イ 各部長は、あらかじめ所属職員の中から情報連絡責任者を指名し、「非常配備編成計画書」(様式1)により総務部長に報告するものとする。

ウ 情報連絡責任者の業務は次のとおりである。

- (ア) 所属部内の職員の動員、配備態勢の状況掌握。
- (イ) 所属部の災害、被害の状況の調査収集。
- (ウ) 応急対策の実施・活動状況の掌握。
- (エ) 応急災害対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求。
- (オ) 所属部内の各班に係る災害に関する情報(以下「災害情報等」という。)のとりまとめ。
- (カ) 本部情報連絡室との情報伝達及び所属部内との連絡調整。

本部情報連絡室との情報伝達については、原則として連絡室常駐のそれぞれの部の情報連絡員を通じて行うものとする。

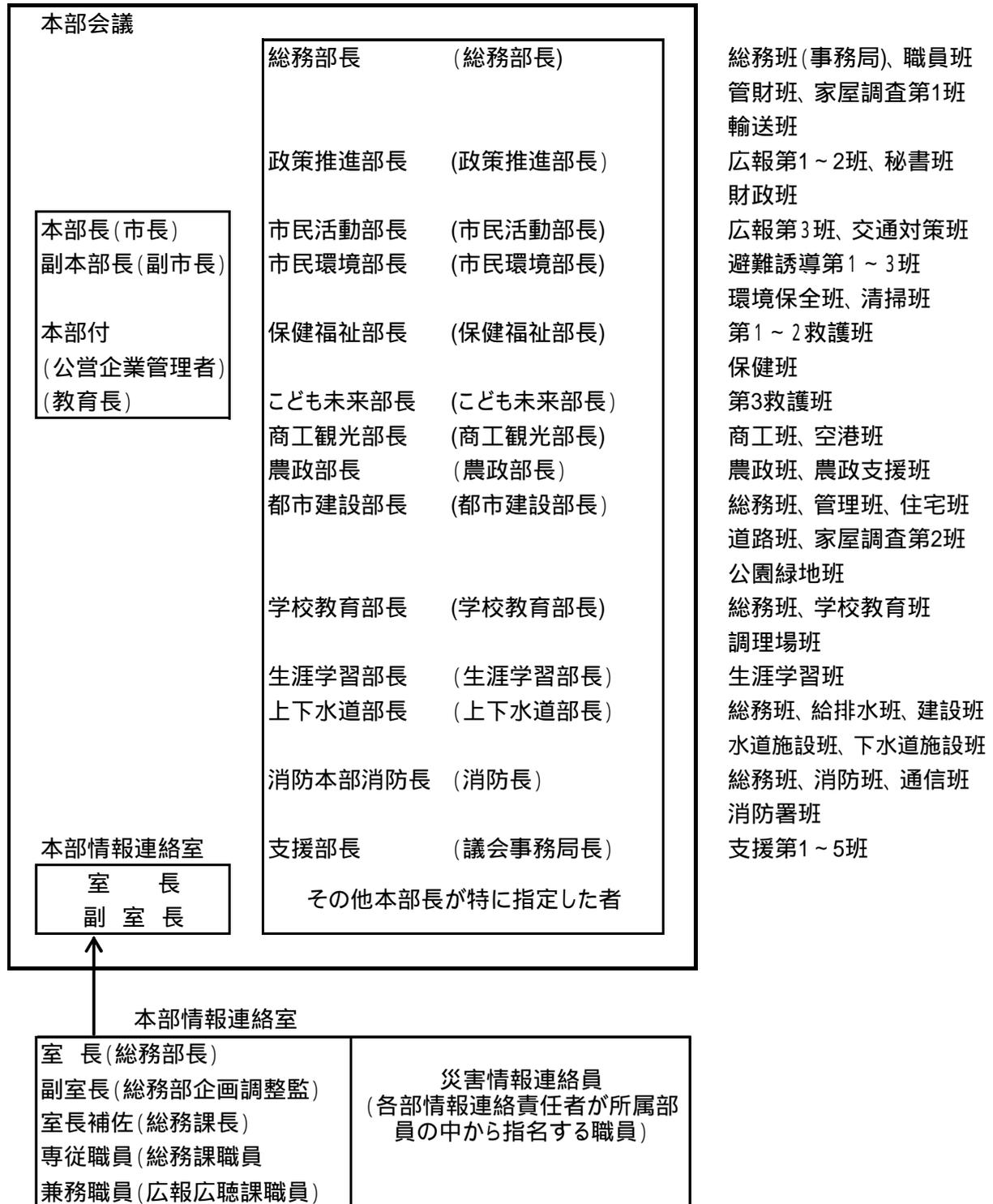
エ 前項の災害情報等の報告は、第5章第1節「災害情報通信計画」に定めるところによる。

8 市長の職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る市長の職務に関して、市長に事故あるときには、帯広市長職務代理規則(昭和62年規則第41号)に定める副市長がその職務を代理する。

別表1

《 災害対策本部組織図 》



別表2

部班の編成内容

部名	部長	班名	班長	班に属する課
総務部	総務部長	総務班	総務課長	総務課
		職員班	職員課長	職員課 行政推進室
		管財班	契約管財課長	契約管財課 情報システム課
		家屋調査第1班	資産税課長	資産税課
		輸送班	納税課長	納税課 市民税課
政策推進部	政策推進部長	広報第1班	広報広聴課長	広報広聴課
		広報第2班	企画課長	企画課、政策室
		財政班	財政課長	財政課
		秘書班	秘書課長	秘書課
市民活動部	市民活動部長	広報第3班	市民活動推進課長	市民活動推進課 親善交流課 男女共同参画推進課
		交通対策班	安心安全推進課長	安心安全推進課
市民環境部	市民環境部長	避難誘導第1班	国保課長	国保課
		避難誘導第2班	戸籍住民課長	戸籍住民課
		避難誘導第3班	川西支所長	川西支所
			大正支所長	大正支所
		環境保全班	環境課長	環境課
清掃班	清掃事業課長	清掃事業課		
保健福祉部	保健福祉部長	第1救護班	社会課長	社会課 障害福祉課 高齢者福祉課 介護保険課
		第2救護班	保護課長	保護課
		保健班	健康推進課長	健康推進課
こども未来部	こども未来部長	第3救護班	こども課長	こども課 保育所 子育て支援課 青少年課 青少年センター 児童会館

部名	部長	班名	班長	班に属する課
商工観光部	商工観光部長	商工班	商業まちづくり課長	商業まちづくり課 工業労政課 観光課 産業連携室
		空港班	空港事務所副所長	空港事務所
農政部	農政部長	農政班	農村振興課長	農村振興課 農政課
		農政支援班	農地課長	農業委員会農地課 ばんえい振興室
都市建設部	都市建設部長	総務班	都市計画課長	都市計画課
		管理班	管理課長	管理課
		道路班	道路維持課長	道路維持課 土木課
		住宅班	住宅課長	住宅課 建築営繕課
		家屋調査第2班	建築指導課長	宅地開発課 建築指導課
		公園緑地班	みどりの課長	みどりの課
学校教育部	学校教育部長	総務班	企画総務課長	企画総務課
		学校教育班	学校教育課長	学校教育課 学校教育指導室 教育研究所 南商業高等学校
		調理場班	学校給食共同調理場長	学校給食共同調理場
生涯学習部	生涯学習部長	生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課 文化課 スポーツ課 とかちプラザ 図書館・動物園 百年記念館
上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課
		給排水班	給排水課長	給排水課 料金課
		建設班	建設課長	建設課
		水道施設班	水道施設課長	水道施設課
		下水道施設課	下水道施設課長	下水道施設課
消防本部	消防長	総務班	総務課長	総務課
		消防班	消防課長	消防課
		通信班	通信課長	通信課
		消防署班	警防課長	消防署

部名	部長	班名	班長	班に属する課
支援部	議会事務局長	支援第1班	議会事務局総務課長	議会事務局総務課
		支援第2班	選挙課長	選挙管理委員会事務局 選挙課
		支援第3班	監査委員事務局主幹	監査委員事務局
		支援第4班	会計課長	会計課
		支援第5班	臨時の部局の課長職	臨時の部局
備考				
<p>1 支援部を除く各部の副部長は、部長の属する組織の部長職（帯広市職員給与条例施行規則（昭和28年規則第8号）別表第1号（以下「管理職員表」という。）第1種の欄に掲げる者をいう。以下同じ。）及び部次長職（管理職員表第2種の欄に掲げる者をいう。以下同じ。）をもって充てる。ただし、部長を除く。</p> <p>2 支援部の副部長は、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局並びに、臨時に設置される部局の部長職及び部次長職並びに会計管理者をもって充てる。</p> <p>3 班の副班長は、班に属する課の課長職（班長を除く管理職員表第3種の欄に掲げる者をいう。）及び、課長補佐職（管理職員表第4種の欄に掲げる者をいう。）をもって充てる。ただし、班長を除く。</p>				

別表3

各部班の所掌事務

部名	班名	所掌事務
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 3 本部会議及び本部情報連絡室に関すること。 4 気象予警報の情報収集、伝達に関すること。 5 災害状況の取りまとめに関すること。 6 国・道に対する要請及び報告に関すること。 7 自衛隊の派遣要請に関すること。 8 災害時の車両(作業用を除く。)の確保及び配車に関すること。 9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関すること。 10 災害日誌及び災害記録に関すること。 11 通信連絡機能の確保に関すること。 12 備蓄食糧及び資器材等の管理に関すること。 13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。
	職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食糧及び寝具の調達供給に関すること 2 労務供給対策に関すること。 3 支援活動団体等の配備調整に関すること。 4 災害対策従事者の公務災害補償に関すること。 5 部内各班の協力に関すること。 6 その他特命事項に関すること。
	管財班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 2 市有財産(教育施設を除く。)の応急利用に関すること。 3 災害応急物品等の手配、調達に関すること。 4 部内各班の協力に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	家屋調査第1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
	輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急物資の輸送支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
政策推進部	広報第1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部が発表、依頼等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 4 その他特命事項に関すること。

部名	班名	所掌事務
政策推進部	広報第2班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 5 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 6 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 8 その他特命事項に関すること。
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	秘書班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
市民活動部	広報第3班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 5 住民組織との連絡及び協力に関すること。 6 市民活動部所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。
	交通対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における交通事故防止対策に関すること。 2 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
市民環境部	避難誘導第1班 避難誘導第2班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 被災地域住民の避難誘導に関すること。 3 避難所の開設及び初期の管理、運営に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	避難誘導第3班	<ol style="list-style-type: none"> 1 川西・大正地区の住民の避難誘導に関すること。
	環境保全班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の環境衛生保持に関すること。 2 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	清掃班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の清掃計画の作成及び実施に関すること。 2 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関すること。 3 防疫業務の支援に関すること。 4 その他災害に関する所掌事項に関すること。

部名	班名	所掌事務
保健福祉部	第1救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 独居老人、障害者の被害調査に関する事。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関する事。 5 被災者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関する事。 6 日赤救助活動との連絡調整に関する事。 7 被災者の炊き出しに関する事。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関する事。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関する事。 10 被災者に対する各種福祉基金に関する事。 11 災害救助費の予算経理に関する事。 12 災害ボランティアの受け入れに関する事。 13 部内の他班の主管に属さない事。 14 その他特命事項に関する事。
	第2救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 独居老人、障害者の被害調査及び安全確保に関する事。 2 避難者の誘導に関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事。 (1) 収容者の把握、名簿の作成 (2) 日誌、記録作成 (3) 食糧、生活物資の配布等援助業務 (4) 施設の防火、秩序の維持、環境整備 4 行方不明者の捜索に関する事。 5 死体の収容安置に関する事。 6 その他特命事項に関する事。
	保健班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の感染症予防及び患者の収容に関する事。 2 応急救護所の開設及び管理に関する事。 3 被災地及び避難所の保健指導に関する事。 4 防疫班の編成及び実施に関する事。 5 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事。 6 医療及び助産計画の作成及び実施に関する事。 7 救急薬品の供給確保に関する事。 8 部内他班の主管に属さない事。 9 その他特命事項に関する事。
こども未来部	第3救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関する事 2 公私保育所施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関する事。 4 部内の協力に関する事。 5 その他特命事項に関する事。

部名	班名	所掌事務
商工観光部	商工班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 商工業関係被害の調査に関する事。 3 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事。 4 被災商工業の金融相談及び応急対策に関する事。 5 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事。 6 部内の他班の主管に属さない事。 7 その他特命事項に関する事。
	空港班	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機災害の対応に関する事。 2 災害時の空港対策に関する事。 3 その他特命事項に関する事。
農政部	農政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 農地、山林及び農畜産林業施設、農林産物、家畜等の被害状況調査並びに応急対策に関する事。 3 災害時の農林畜産関係資金の融資に関する事。 4 被災地の病虫害の防疫に関する事。 5 林野の火災予防に関する事。 6 被災地の家畜の感染症予防及び防疫に関する事。 7 飼料の確保に関する事。 8 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事。 9 部内各班の主管に属さない事。 10 その他特命事項に関する事。 11 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び防災措置に関する事。 12 危険水防区域の警戒巡視に関する事。 13 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事。
	農政支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の協力に関する事。
都市建設部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 部内各班の協力に関する事。 3 その他特命事項に関する事。 4 部内の各班の主管に属さない事。
	管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び防災措置要請に関する事。 2 危険水防区域の警戒巡視に関する事。 3 道路の通行禁止区域及び制限の措置の総合調整に関する事。 4 その他特命事項に関する事。

部名	班名	所掌事務
都市建設部	道路班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること。 2 市街地の浸水防止対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 応急作業用車両等の確保及び応急資器材の調達、輸送に関すること。 5 治水計画の実施についての連絡調整に関すること。 6 災害復旧工事に関すること。 7 その他特命事項に関すること。
	住宅班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。 3 災害にかかわる住宅の応急処理に関すること。 4 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	家屋調査第2班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災家屋(非住家)等の被害状況調査に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
	公園緑地班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園、緑地、街路樹の被害調査及び応急対策に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
学校教育部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 教育施設の応急利用に関すること。 4 部内の他班の主管に属さないこと。 5 その他特命事項に関すること。
	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関すること。 2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等支給に関すること。 3 教職員の動員に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	調理場班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関すること。 2 その他特命事項に関すること。
生涯学習部	生涯学習班	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関すること。 2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関すること。 3 社会教育施設の応急利用に関すること。 4 動物の安全に関すること。 5 部内各班の主管に属さないこと。 6 その他特命事項に関すること。

部名	班名	所掌事務
上 下 水 道 部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 水道施設及び下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 災害情報の受理、収集、報告及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 部内他班の主管に属さないこと。 5 その他特命事項に関すること。
	給排水班	<ol style="list-style-type: none"> 1 機動給水に関すること。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。 3 給水機器の確保並びに輸送に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急作業に必要な資器材の確保及び輸送に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
	水道施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 配水調整に関すること。 2 水源及び配水施設の管理に関すること。 3 水質の保全及び水源河川状況調査に関すること。 4 被災水道施設の応急修理に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	下水道施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 処理場及び排水施設の管理に関すること。 2 被災下水道施設の応急修理に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
消 防 対 策 部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道関係各機関に対する広報に関すること。 2 災害出動人員の把握に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 職団員の非常食糧の補給に関すること。 5 部内各班の主管に属さないこと。
	消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害防圧に関すること。 2 人命救助及び救出に関すること。 3 救助に伴う機械等の借り上げに関すること。 4 機械器具の補充に関すること。 5 非常燃料の補給に関すること。 6 水利統制及び交通確保に関すること。 7 相互応援協定に基づく応援要請に関すること。 8 地域住民に対する広報に関すること。 9 情報収集及び関係機関への報告に関すること。 10 火災の原因及び被害の調査に関すること。 11 警戒区域の設定に関すること。 12 危険区域内の居住者の避難命令及び避難者の誘導に関すること。 13 危険物施設の警戒及び危険物の非常処置に関すること。 14 非常時の市内巡視に関すること。

部名	班名	所掌事務
消防対策部	通信班	1 職団員の招集に関する事。 2 出勤統制に関する事。 3 通信の確保に関する事。
	消防署班	1 災害の警戒並びに消防、水防活動等防災活動に関する事。 2 人命救助及び破壊消防に関する事。 3 飛び火警戒区域の設定に関する事。 4 避難の指示、伝達及び避難者の誘導に関する事。 5 その他特命事項に関する事。
支援部	支援第1班 支援第2班 支援第3班 支援第4班 支援第5班	1 各部班への緊急支援に関する事。 2 その他特命事項に関する事。

第4節 気象業務に関する計画

暴風、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の予報（注意報を含む）警報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

1 気象業務組織

(1) 予報区と担当官署

一般予報区は、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に52に分割した府県予報区から成っている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。釧路支庁、根室支庁及び十勝支庁においては釧路地方気象台が担当しており、さらに一次細分区域である十勝地方は、帯広測候所が担当している。

(2) 予報区担当官署の業務内容

気象官署は、予報（注意報を含む）警報並びに情報等を発表する担当区域を異にしており、またその業務内容も官署によって異なっている。

一般の予報（注意報を含む）警報並びに情報等は府県予報区担当気象官署及び分担気象官署が担当する。

気象官署別の予報（注意報を含む）警報並びに情報等の種類は、次のとおりである。

担 当 官 署	予警報等の種類	
札幌管区 （地方予報区担当官署）	地方天気予報 （地方天気分布予報） 地方週間天気予報 地方季節予報 1箇月予報 3ヶ月予報 暖候期予報 寒候期予報 地方気象情報	毎日3回（05、11、17時） 毎日2回（11、17時） 毎週1回（金） 毎月1回 毎年1回（3月） 毎年1回（10月） 随時
稚内、旭川、札幌、網走、 釧路、室蘭、函館 （府県予報区担当官署）	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 注意報・警報 府県気象情報	毎日3回（05、11、17時） 毎日3回（05、11、17時） 毎日2回（11時、17時） 随時 随時
帯広 （分担気象官署）	注意報・警報 府県気象情報	随時 随時

2 注意報、警報及び火災気象通報

気象等に関する注意報、警報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月20日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、及び消防法(昭和23年7月24日法律第186号)の規定に基づき行うもので、注意報及び警報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1) 注意報、警報の種類、発表基準及び伝達

ア 一般向けのもの

(ア) 種類及び発表基準

a 気象注意報及び警報

(a) 気象注意報(別表参照)

風雪注意報	風雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合
強風注意報	強風によって災害が起るおそれがあると予想される場合
大雨注意報	大雨によって災害が起るおそれがあると予想される場合
大雪注意報	大雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい障害が起るおそれがあると予想される場合
雷注意報	落雷等による災害が起るおそれがあると予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合
なだれ注意報	なだれによって災害の起るおそれがあると予想される場合
着氷(雪)注意報	着氷(雪)によって災害の起るおそれがあると予想される場合
霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が起るおそれがあると予想される場合
低温注意報	低温のため農作物その他に著しい被害が起るおそれがあると予想される場合
融雪注意報	融雪により災害が起るおそれがあると予想される場合

(b) 気象警報(別表参照)

暴風警報	暴風によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合
大雨警報	大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合
大雪警報	大雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合

b 地面現象注意報及び警報

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起るおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

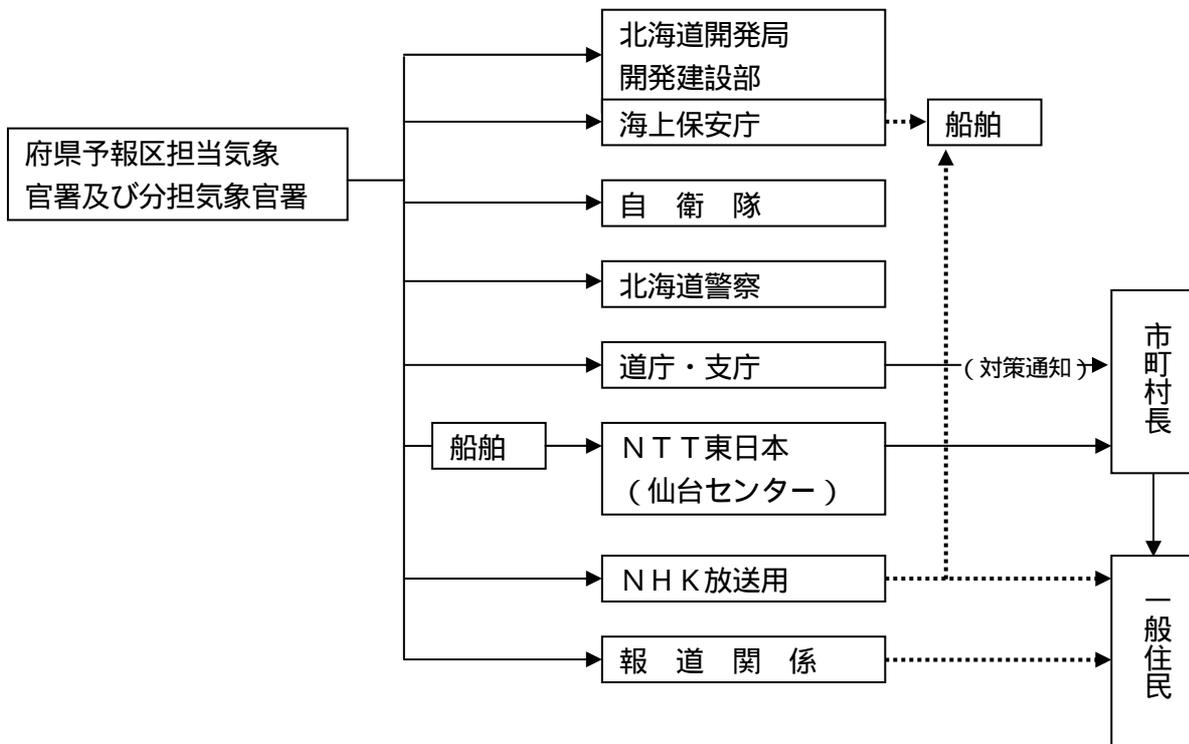
c 浸水注意報及び警報

浸水注意報	浸水によって災害が起るおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。

d 洪水注意報及び警報(別表1及び2参照)

洪水注意報	洪水によって災害が起るおそれがあると予想される場合
洪水警報	洪水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合

(イ) 注意報、警報の伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。
 なお、この伝達は、府県予報区担当官署及び分担気象官署が実施する。



(.....▶は放送・無線)

- (注) ア 府県予報区担当官署及び分担気象官署
 稚内、旭川、札幌、網走、釧路、室蘭、函館(府県予報区担当官署)、帯広(分担気象官署)
- イ 北海道開発局、開発建設部
 (札幌、函館、小樽、旭川、留萌、稚内、網走、室蘭、帯広、釧路、石狩川)
- ウ 道庁(防災消防課)、支庁(地域政策課)
- エ 東日本電信電話株式会社(仙台センタ)
- オ NHK放送局
 札幌、函館、旭川、帯広、釧路、北見、室蘭
- カ 海上保安官署
 第一管区海上保安本部
 小樽、留萌、稚内、函館、室蘭、釧路、根室、紋別(保安部)
 江差、瀬棚、苫小牧、浦河、広尾、羅臼、網走(保安署)
 北海道西部、北海道東部(統制通信事務所)
- キ 北海道警察本部(札幌)
 函館、旭川、釧路、北見(方面本部)
- ク 陸上自衛隊
 気象官署が伝達可能な自衛隊各部隊
- ケ 報道機関
 各放送局、各新聞社、通信社

イ 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行する。

その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

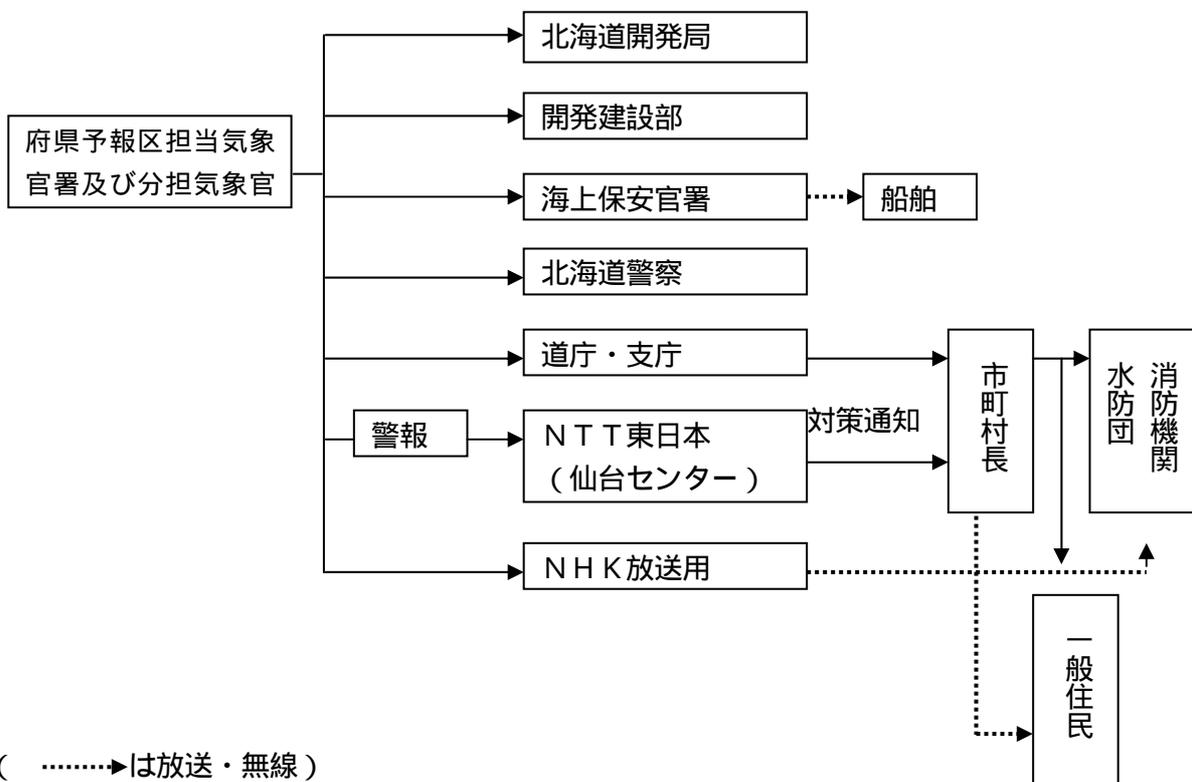
(ア) 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(イ) 伝達

水防活動用気象注意報・気象警報

但し、北海道警察は法定伝達機関ではない。



(.....→は放送・無線)

ウ 洪水予報(指定河川)

指定河川の洪水予報は気象台と北海道開発局または北海道が共同で発表する。

(ア) 指定河川及び担当

北海道開発局

水系名	河川名	担当
十勝川	十勝川、利別川、札内川、音更川	釧路地方気象台・帯広開発建設部

(イ) 種類

洪水注意報、洪水警報、洪水情報

(ウ) 洪水予報の発表基準

a 注意報の場合

基準地点の水位が警戒水位を越えて、洪水となるおそれがあるとき発表する。

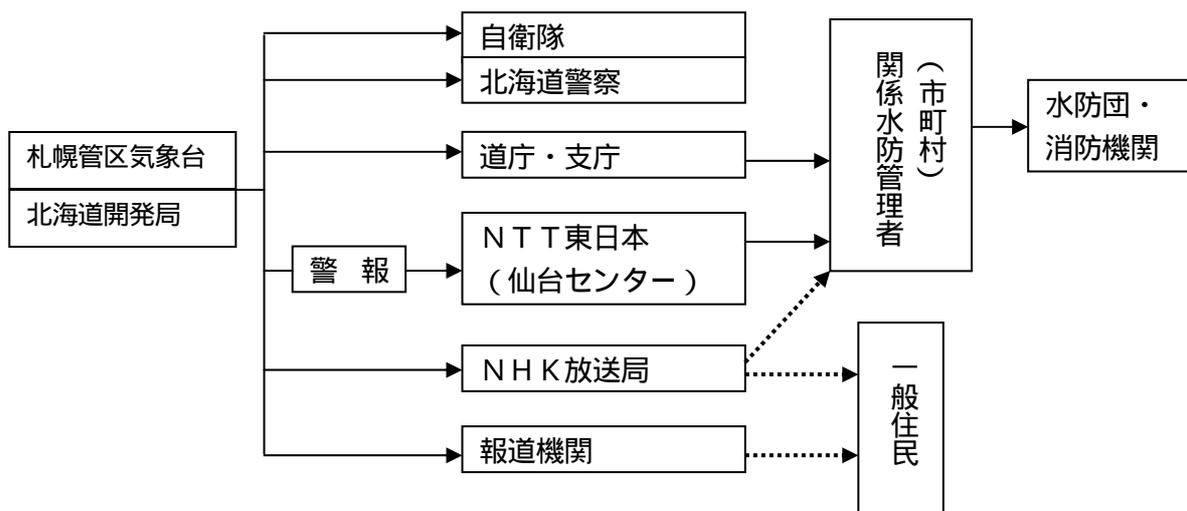
b 警報の場合

基準地点の水位が危険水位を越えて、重大な災害が起こるおそれがあるとき発表する。

(エ) 伝 達

開発局と札幌管区気象台が共同で発表する場合

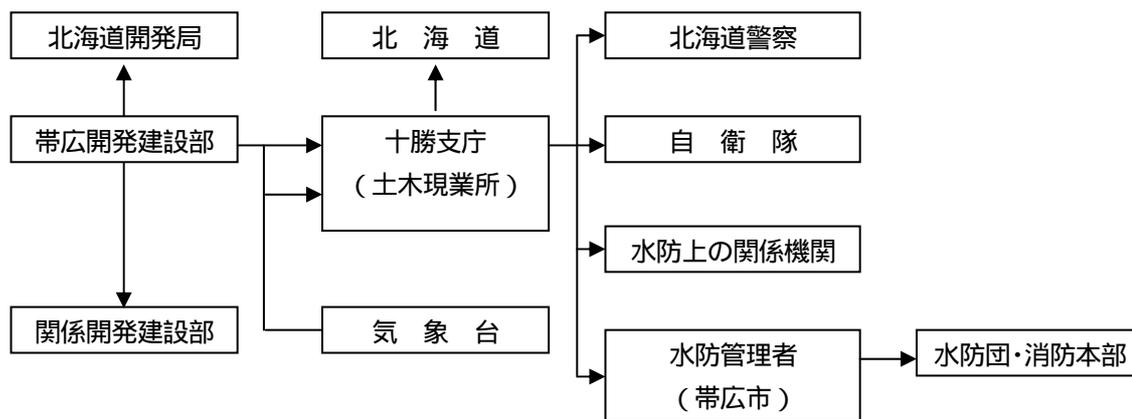
(水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)



(.....→は放送・無線)

エ 水防警報(水防法第16条の6第1項)

水防警報指定河川についての水防警報は北海道開発局が発表し、伝達は次の系統により行う。



オ 火災に関するもの

(ア) 火災気象通報

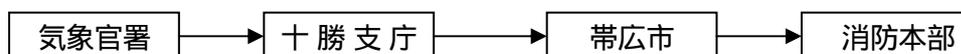
府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法(第22条)の規定に基づき、気象官署から各支庁長に通報するものとする。

通報を受けた支庁長は、帯広市に通報するものとし、市長は、この通報を受けたとき、

又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができるものとする。

a 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



b 通報基準

火災気象通報基準は次のとおりである。

支庁名	発表官署	通 報 基 準
十勝	帯広	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、若しくは、平均風速で 12m/s 以上が予想される場合とする。なお、平均風速が 12m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(イ) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第7章第6節「林野火災対策計画」により実施する。

(2) 各種情報

気象、地象(地震及び火山現象を除く)及び水象(地震に密接に関連するものを除く)により災害がおこるおそれがある場合、気象官署は担当予報区に対し注意を喚起するため、注意報や警報の補足説明、注意報発表前の状況説明又は事実を具体的に説明した気象情報を発表する。

3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務(基本法第54条第1及び2項)

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように努力しなければならない。

(2) 警察官等の通報(基本法第54条第3項)

異現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

(3) 市長の通報(基本法第54条第4項)

異常現象に関する通報を受けた市長は、帯広測候所に通報しなければならない。

別表

注意報発表基準(基準値はいずれも予想値)

注 意 報 名		基 準
風 雪(平均風速)		陸上 10m/s (雪による視程障害を伴う)
強 風(平均風速)		陸上 12m/s
大 雨(雨量)	1 時間	中部 25mm
	3 時間	中部 40mm
	24 時間	70mm
洪 水(雨量)	24 時間	70mm ただし融雪期には、雨量と融雪量 相当水量 の合計
大 雪		25 c m 12 時間降雪の深さ又は、12 時間の積雪差(3 時間毎の増分計)
雷		落雷等により被害が予想される場合。
乾 燥		最小湿度 30%以下で実効湿度 60%以下
濃 霧(視程)		200m
霜(最低気温)		3
なだれ		24 時間の降雪の深さ 30 c m以上 積雪の深さ 50 c m以上で日平均気温 5 以上
低 温		4・5・10 月：最低気温が平年より 5 以上低い 11～3 月：最低気温が平年より 8 以上低い 6～9 月：平均気温が平年より 4 以上低い日が 2 日以上継続
着 雪		気温 0 位で強度並以上の雪が数時間以上継続
融 雪		融雪に相当する水量と 24 時間雨量の合計が 60mm以上

警報発表基準(基準値はいずれも予想値)

警 報 名		基 準
暴 風(平均風速)		陸上 20m/s
暴 風 雪(平均風速)		陸上 18m/s (雪による視程障害を伴う)
大 雨(雨量)	1 時間	平地 40mm・R T 70mm 山地 50mm・R T 90mm
	3 時間	平地 70mm・山地 90mm
	24 時間	平地 120mm・山地 150mm
洪 水(雨量)	3 時間	平地 70mm・山地 90mm
	24 時間	平地 120mm・山地 150mm ただし融雪期には、雨量と融雪量 相当水量 の合計
大 雪		40 c m 12 時間降雪の深さ、又は 12 時間の積雪差(3 時間毎の増分計)

R T：一過性降水時の付帯条件で、総雨量を示す。

記録的短時間大雨情報	90mm(1 時間雨量)
------------	--------------

第4章 予 防 計 画

本章は、災害対策を計画的に推進するため災害予防に必要な施策を実施し、災害発生原因の除去及び施設の整備などの計画について定める。

第1節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は次のとおりである。

1 現 況

本市の河川数は、1級河川が26本、準用河川が5本、普通河川が88本となっている。

このうち、特に降雨、融雪等で河川が増水、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想される危険予想区域は別表1のとおりである。

2 予防対策

国、道、及び市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど、河川の管理に万全を期するものとする。

3 水防計画

水防計画についての詳細事項は、帯広市水防計画書（平成元年5月2日知事承認）の定めるところによるが、各機関の責務、非常配備態勢等に関する基本的事項について本計画に明記する。

(1) 水防の責務

ア 帯広市

水防法第3条（市町村の水防責任）の規定に基づき、帯広市は水防管理団体としてその区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

（水防管理団体指定：昭和55年8月28日）

イ 十勝支庁

（ア）十勝支庁長は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めること。

（イ）支庁長は、水防法第10条の4（水防警報）第3項の規定により次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者等にその内容を通知すること。

a 帯広測候所が、気象の状況により、洪水等の恐れがあると認め発表する通知を受けた場合。

b 水防法第10条の4（水防警報指定河川）第1項の規定により、指定した河川につき北海道開発局長が発表する水防警報を受けた場合。

別表1

水防区域調書

危険区域						整備計画		備考
地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域延長 (m)	災害の 要因	実施 機関	摘 要	
空港南町	十勝川	売買川	合流点から (札内川) 4.8~5.5	左岸 700	氾濫	道	昭和61年中 小河川改修 工事着工	区域内にある公 共施設：緑陽高 校
稲田	十勝川	機関庫の川	合流点から 0.4~1.5	左岸 1100	氾濫	道	昭和61年中 小河川改修 工事着工	
西22・南2	十勝川	帯広川	合流点から (札内川) 8.8~9	右岸 200	漏水	道	昭和28年中 小河川改修 工事着工	
西24・南5	十勝川	帯広川	合流点から (札内川) 11.1~11.8	右岸 800	漏水	道	昭和28年中 小河川改修 工事着工	
北帯広築堤	十勝川	十勝川	河口から 53.5~55.5	右岸 1900	氾濫	国	計画あり	
北帯広築堤	十勝川	十勝川	河口から 61.7	右岸 樋門	決壊	国	整備済	
戸蔦築堤	十勝川	札内川	合流点から 24.8	左岸 樋門	決壊	国	整備済	
売買川築堤	十勝川	売買川	合流点から (札内川) 0.8	右岸 樋門	決壊	国	整備済	
南橋	十勝川	売買川	合流点から (札内川) 0.7			国		
然別川築堤	十勝川	然別川	合流点から (十勝川) 0.0~0.7	右岸 500	氾濫	国	計画あり	

ウ 帯広土木現業所

- (ア) 洪水等による危険が切迫した場合は、水災を防御し、又これによる被害を軽減する措置をとること。
- (イ) 北海道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量又は水位を必要に応じ、水防管理者に通知すること。

エ 帯広開発建設部

- (ア) 洪水等による危険が切迫した場合は、水災を防御し、又これによる被害を軽減する措置をとること。
- (イ) 国の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量及び水位を必要に応じ、水防管理者に通知すること。

オ 居住者等

水防法第17条(居住者等の水防義務)の規定に基づき、帯広市の区域内に居住する者及び水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに従事するものとする。

(2) 水防(消防)機関の非常配備と態勢

種類	配 備 の 時 期	配 備 の 内 容
待機 (第一非常配備)	<ul style="list-style-type: none"> 1 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、消防職員、団員を待機させる必要があると認めたとき。 2 十勝川、札内川水防警報(待機)が発表されたとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 水位の上昇が予想されるなど状況に応じて直ちに出勤できるよう非番の職員に対し待機を指示する。 2 消防団長は、副団長、分団長及び少数の団員に対し、水位の上昇が予想されるなど、状況に応じて直ちに出勤できるよう待機を支持する。 3 分団長は、担当水防区域に関する警戒を行う。
準備 (第二非常配備)	<ul style="list-style-type: none"> 1 大雨警報、洪水警報が発表され、又は河川等の状況により、水防活動の準備が必要と認めたとき。 2 十勝川、札内川水防警報(準備)が発表されたとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 必要に応じて非番の職員及び団員を招集し、水防資器材等の整備、水防隊の編成等を行い、直ちに水防活動を実施できる態勢を整える。
出勤 (第三非常配備)	<ul style="list-style-type: none"> 1 大雨警報、洪水警報が発表され、又は雨量水位、流量、その他の状況により、堤防の溢水、決壊等の恐れがあるとき。 2 十勝川、札内川水防警報(出勤)が発表されるとき。 3 北海道知事が必要と認めて指示したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員及び団員の全員を招集し、水防隊を編成のうえ、出勤させ、現地パトロール、水防活動を実施する。

(3) 市の非常配備態勢

市は水防法第10条による洪水警報及び同法第10条の4に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水の危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備態勢により水防事務を処理するものとする。

ア 地域防災計画に基づく非常配備の種類及び基準に従って指令された配備態勢とする。

イ 非常配備を指令したときは、水防に係る機関に通知するとともに、十勝支庁長及び土木現業所長に報告するものとする。

ウ 災害対策本部の設置については、第3章第3節「帯広市災害対策本部」に規定する設置基準による。

(4) 水防(消防)機関の水防分担区域

水防地区名	担当河川名	担当班名	地区担当指揮者
市街地	十勝川・札内川・帯広川・売買川・機関庫の川	帯広地域各分団	帯広地域副団長
川西	札内川・戸蔦別川	川西地域各分団	川西地域副団長
大正	札内川	大正地域各分団	大正地域副団長

4 水防用資器材の備蓄

水防用資器材については、帯広市災害用資器材備蓄倉庫に応急活動に対応できるよう、常に一定数量を備蓄し、災害に備えるものとする。

5 水防予警報の伝達計画

大雨、洪水による災害の発生又は災害の発生の恐れがある場合に発令される水防警報、洪水警報に関する内容及び伝達系統等について定める。

(1) 水防警報

ア 水防警報の種類・内容及び発表基準(北海道開発局運用)

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	不意の出水あるは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、とくに必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又水位、流量その他の河川状況により警戒水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は、既に警戒水位を超え災害の恐れがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位以下に降下したとき、又は、警戒水位以下であっても、水防作業を必要とする河川が解消したと認めるとき。

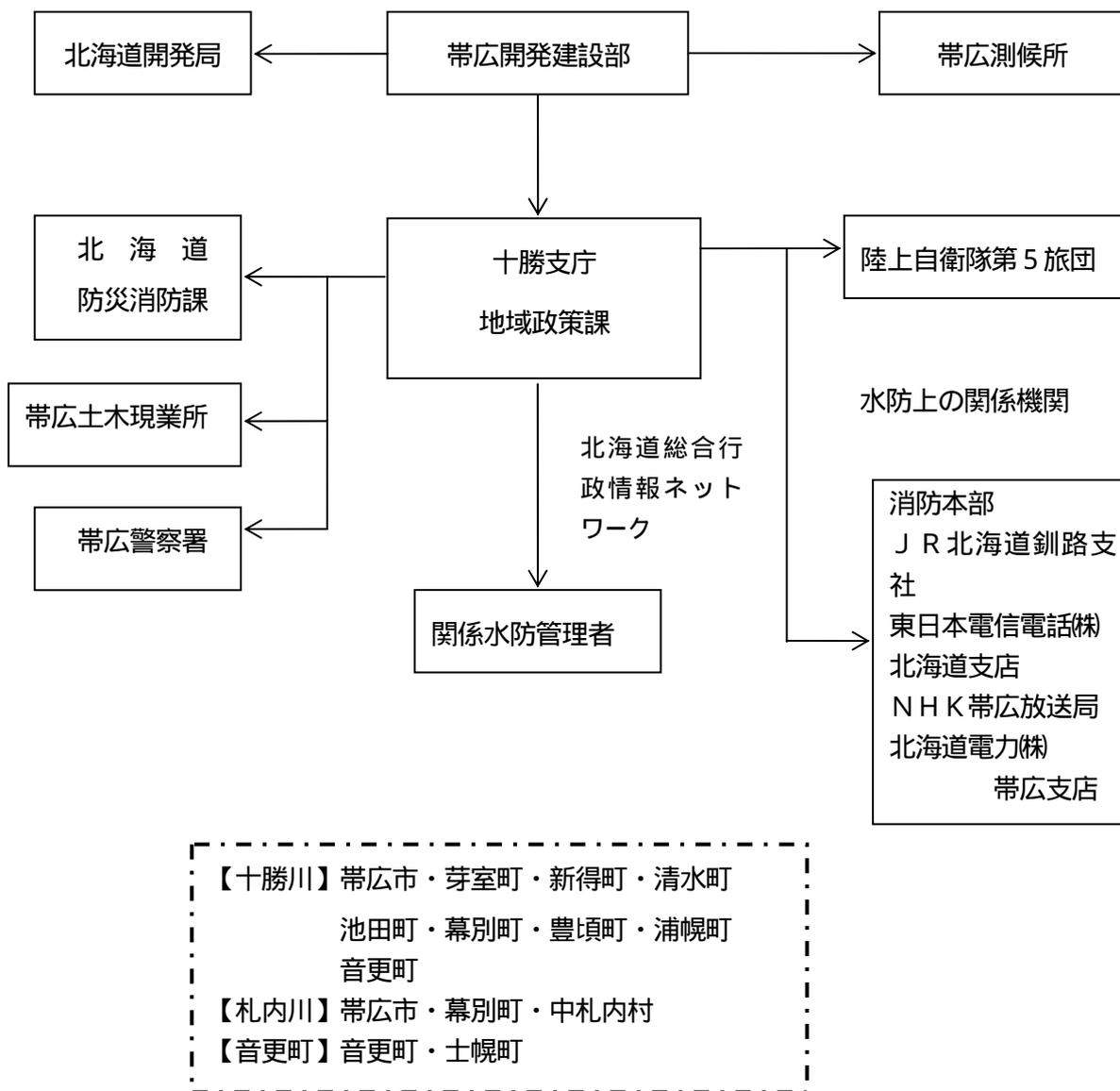
(注) 水防警報：法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川において洪水により災害が起こる恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表。

イ 水防警報等の伝達系統

伝達系統は図1に示すとおり。

図1

水防情報伝達系統図



(2) 水防法に基づく洪水予報(指定河川)

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき洪水予報の種類、内容、発表基準及び伝達は次のとおりとする。

ア 予報の種類と発表基準

(ア) 洪水予報の発表基準

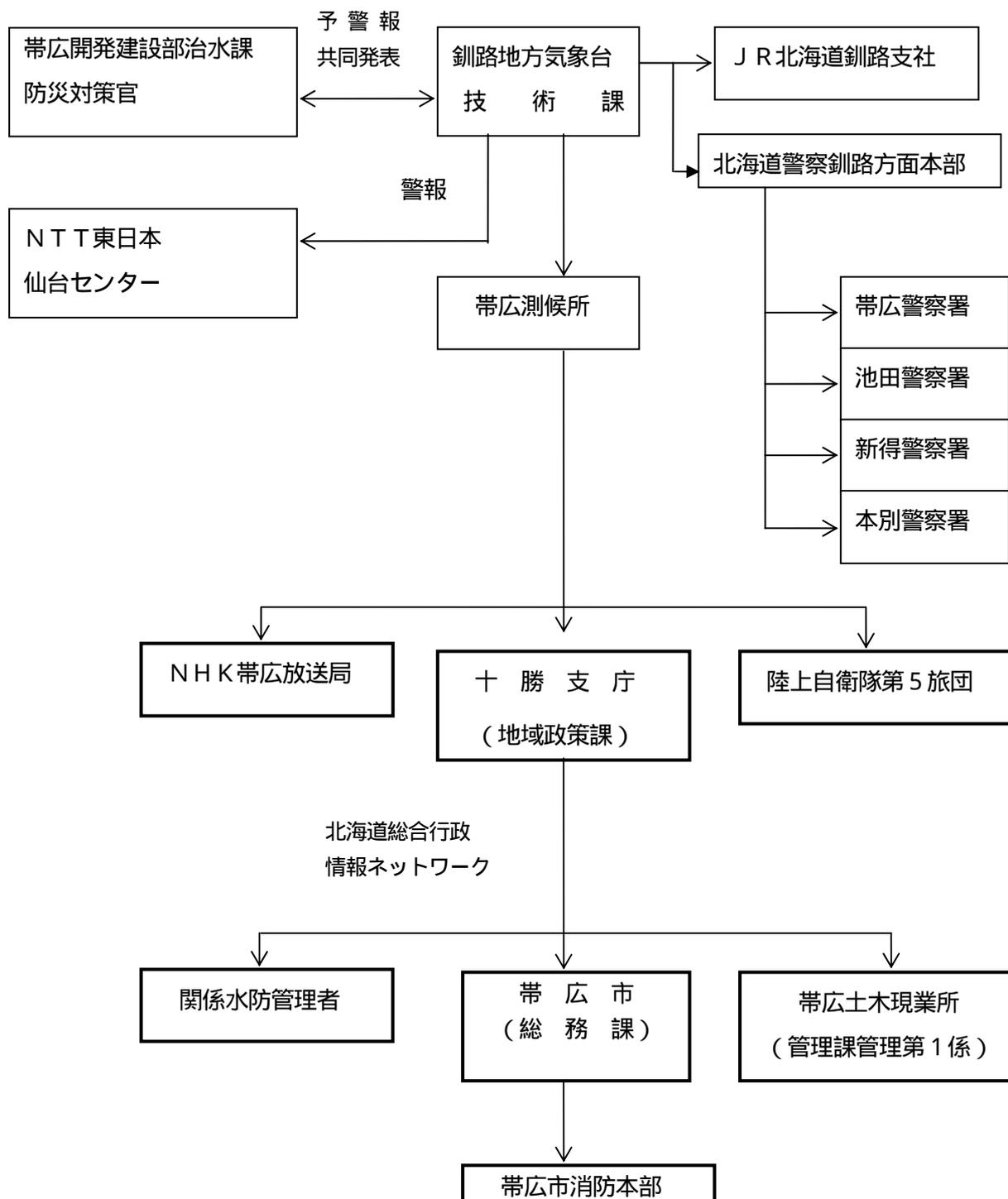
予報種類	基 準	運 用(北海道開発局内)
洪水注意報	洪水予報の基準点の水位が警戒水位を超える恐れがあるとき。	いずれかの洪水予報基準点で、既に指定水位に達し、一定時間以内に警戒水位を超えると予測されるとき。
注意報解除		すべての洪水予報基準点で、警戒水位を下回り、今後、水位の上昇がないと認められるとき。
洪水警報	溢水、氾濫等により国民経済上重大な損害を生ずる恐れがあるとき。	いずれかの洪水予報基準点で、警戒基準水位(危険水位)に達し、今後、さらに水位の上昇が予想されるとき。
警報解除 (注意報へ)		すべての洪水予報基準点で、危険水位を下回り、今後、水位の上昇がないと認められるとき。
洪水情報	洪水注意報及び洪水警報の補足説明、又は、軽微な修正を必要とするとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒水位に達したとき。 ・計画高水位に達したとき。 ・ピークを過ぎたとき。 ・その他

洪水予報基準点以外の観測所で、警戒水位(危険水位)に達し、さらに上昇中のときは洪水予報基準観測所において、警戒水位(危険水位)に達する恐れがあるので洪水注意報(洪水予報)を発表する。

イ 洪水予報の伝達
伝達系統は図 3 に示すとおり。

図 3

洪水予報伝達系統図



(3) 雨量、水位観測所

本市の区域内に設置された水位及び雨量観測所は次のとおり。

ア 水位観測所

観測所	所管	水系名	河川名	位置	指定水位 (m)	警戒水位 (m)	計画 高水位 (m)	河川 情報
帯広	開発局	十勝川	十勝川	西1北3	34.50	35.50	38.56	
南帯橋	"	"	札内川	川西町	77.00	77.80	79.64	
第二大川橋	"	"	"	大正町	103.60	104.50	105.31	
札内	"	"	"	東3南8	34.80	35.40	37.45	
中島橋	"	"	戸蔦別川	中島東3線				
北伏古	北海道	"	帯広川	芽室町北伏古	73.21	74.20	75.00	
西一条	"	"	"	西1南2	35.65	36.10	36.40	
西帯広	"	"	"	西22南2	53.25	53.90	54.70	
上帯広	"	"	"	芽室町栄	144.70	145.30	145.72	
高倉橋	"	"	ウハツ川	西9南8	37.80	38.50	38.64	
新生橋	"	"	売買川	西10南33	52.90	53.90	54.46	

イ 雨量観測所(河川情報センター提供)

観測所	所在地	所属流域		警戒通報基準雨量		備考
		水系	河川	時間雨量 (mm/hr)	累加雨量 (mm)	
帯広	西4南8	十勝川	十勝川	30	100	
第二大川橋	大正町西1線98	"	札内川	"	"	
上札内	中札内村字ピヨク	"	"	"	"	
札内川上流	中札内村字 帯広事業区169	"	"	"	"	
岩内仙狭	岩内町 帯広事業区98	"	岩内川	"	"	
戸蔦川	八千代町 帯広事業区125	"	戸蔦別川	"	"	

6 地下街等への洪水予報等の伝達

(1) 市は浸水想定区域内の地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数のものが利用する施設)の施設(別表1)の施設保有者(又は管理者)に洪水時に対し円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう洪水予報等を電話、FAX、広報車により伝達する。

また、施設所有者(又は管理者)が作成する避難確保訓練について必要な支援をする。

別表1

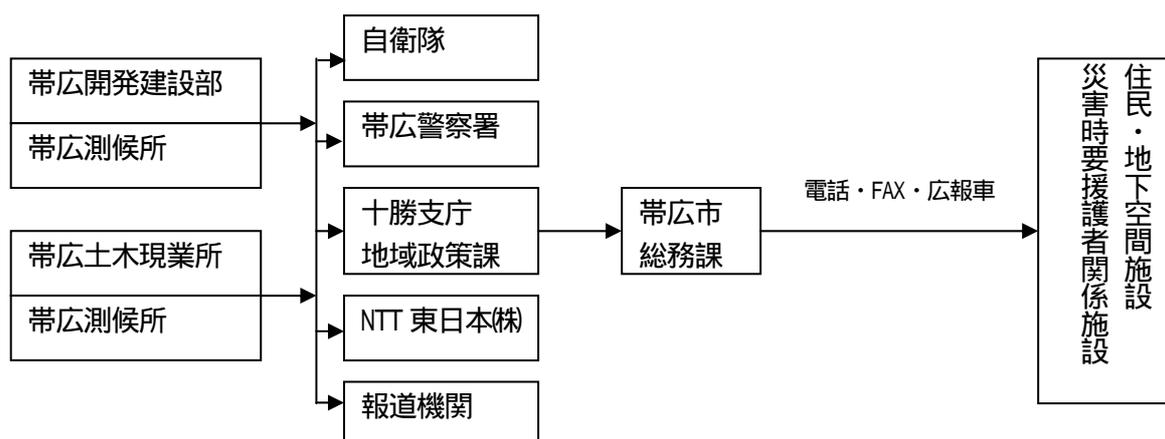
洪水時に情報伝達等を行う地下空間施設(地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設)

施設名	住所	浸水深(札内川)	浸水深(十勝川)	浸水深
藤丸	西2条南8丁目1		0.5未満	0.5未満

7 災害時要援護者が利用する施設の洪水予報等の伝達

(1) 市は浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する災害時要援護が利用する施設(別表2)について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう洪水予報等を電話、FAX、広報車により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

伝達系統図



別表2

洪水時に情報伝達を行う災害時要援護者関連施設

	施設名	住所	浸水深 (札内川)m	浸水深 (十勝川) m	浸水深 m
1	黒澤病院	大通南4.7	1~2	1~2	1~2
2	すとう泌尿器科病院	西2.南2.10	1~2~	1~2	1~2
3	三浦産婦人科病院	西5.南5.4	0.5~1	1~2	1~2
4	高山泌尿器科	西5.南36.3-8	0.5~1		0.5~1
5	帯広厚生病院	西6.南8.1	0.5未満	0.5~1	0.5~1
6	国立病院機構帯広病院	西18.北2		1~2	1~2
7	慶愛病院	東3.南9.2	0.5~1	0.5~1	0.5~1
8	北海道社会事業協会帯広病院	東5.南9.2	0.5~1	0.5~1	0.5~1
9	おびひろ呼吸器科内科病院	東5.南20.1-10	0.5~1		0.5~1
10	帯広夜間急病センター	東7.南9.13	0.5~1	0.5~1	0.5~1
11	北斗病院	稲田町基線7-5	0.5~1		0.5~1
12	ケアサポート ワンズホーム	西1.南36.1-27	1~2		1~2
13	すいせい保育所	西2.南6.14-1	0.5~1	1~2	1~2
14	フジライフ・グループホーム	西3.南6.2-1	0.5未満	1~2	1~2
15	豊成保育所	西6.南33.6	2~3		2~3
16	藤花保育園	西6.南2.11	1~2	1~2	1~2
17	ひばり保育所	西8.北5.6	0.5~1	2~3	2~3
18	グループホームふれあい北帯広	西10.北6.7-4	0.5~1	2~3	2~3
19	グループホームローズマリー	西12.南4.1	0.5~1	1~2	1~2
20	こでまり保育園	西14.北2.1-53		0.5~1	0.5~1
21	栄保育所	西17.北2.30-24		0.5~1	0.5~1
22	あじさい保育園	東6.南21.3	0.5~1		0.5~1
23	児童養護施設 十勝学園	東9.南21.1-9	0.5~1		0.5~1
24	日赤東保育所	東10.南8.1	1~2	0.5~1	1~2
25	グループホーム すずらん	東11.南5.1-26	4~5	4~5	4~5
26	愛の家グループホーム東12条	東12.南4.1-75	5~	4~5	5~
27	依田保育所	依田町5-4	2~3	2~3	2~3
28	グループホーム我が家	新町西6.55		0.5~1	0.5~1
29	帯広厚生病院私設保育所どんぐり	新町東2.6		0.5~1	0.5~1
30	帯広けいせい苑	川西町西1.47-3	0.5~1		0.5~1
31	帯広ケアセンター	川西町西1.47-3	0.5~1		0.5~1
32	グループホームベルエポック	川西町西1.47-5	0.5~1		0.5~1
33	救護施設 東明寮	大正町基線100-34	2~3		2~3
34	特別養護老人ホーム 太陽園	大正町西1.98	1~2		1~2
35	太陽の家	大正町西1.96-1	1~2		1~2
36	帯広東幼稚園	東3.南7.1	1~2	1~2	1~2

第2節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 予防対策

国、道及び市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道森林管理局、北海道

風害を防ぐため、防風林造成事業等の治山事業を推進するものとする。

(2) 北海道、帯広市

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の生育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

(3) 帯広市、施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第3節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務について次のとおり定める。

1 実施責任者

- (1) 一般国道で北海道開発局所管にかかわる道路は、帯広開発建設部が行う。
- (2) 一般道道で北海道所管にかかわる道路は、帯広土木現業所が行う。
- (3) 市道については、「帯広市雪害対策要綱」に基づき、帯広市が行う。
- (4) 道路除雪に係る各機関の除雪作業の基準は、次のとおりである。

ア 北海道開発局所管

種別	除雪目標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第2種	二車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種	一車線確保を原則として、必要な避難場所を設ける。 夜間除雪は行わない。

イ 北海道所管

種別	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・二車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 ・異常降雪時には降雪後5日以内に一車線確保を図る。
第2種	500～1,000台/日	<ul style="list-style-type: none"> ・二車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、一車線幅員で待避所を設ける ・異常降雪時には約10日以内に二車線又は一車線確保を図る。
第3種	500台/日以下	<ul style="list-style-type: none"> ・一車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。

ウ 市所管

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	主として1・2級市道、バス路線、スクールバス路線及び積寒指定路線	昼夜の別なく除雪を実施し、原則として二車線確保する。
第2種	主として2級その他の市道、通学路線	二車線確保を原則とするが夜間除雪は原則として行わない。
第3種	前記以外の市道、寄付道、区画整理道、開発行為道、農道、市道等の認定外道路の必要路線	一車線は確保するが一時又は短期間交通不能となることもある。
	歩道除雪	通学通勤道路等の主な歩道で指定路線を実施する。

(5) 市除雪出動基準

降雪量 10~15cmを出動の目安とし、午前7時までに終了することを原則とする。なお、風による吹き溜まりが発生したとき、又は火災及び急病人の発生等で緊急車両が積雪等のため走行できないときは、その都度出動する。

(6) 交通規制

警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行の禁止、駐車制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。

2 排 雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、特に次の事項に配慮するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。

やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設ける等、交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分に協議のうえ、決定するものとし、投下に際しては溢水災害等の防止に努めなければならない。

(3) 雪捨場の指定状況

	指 定 場 所	所 在 地	面 積
1	十勝川雪捨場	帯広市西18条北3丁目	40,000 m ²
2	札内川(愛国)雪捨場	帯広市愛国町南9線	20,000 m ²
3	札内川(大正)雪捨場	帯広市豊西町19号	5,000 m ²

3 警戒体制

関係機関は、気象官署の発表する予警報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

(1) 市長は、「帯広市雪害対策要綱」に従い、早期且つ総合的な雪害対策を講じるものとする。

(2) 市長は、現地状況調査及び孤立地区との連絡の必要があると認めるときは、除雪機械等を出動して、事態に対処するものとする。

(3) 市長は、路上通行車両の故障車(障害車)等の孤立車を努めて機械力で救出するが、不可能なときは乗員を救出して避難収容することとする。

4 各交通機関の措置

(1) 各バス交通機関

各バス交通機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を警察署に通報するものとする。

(2) 北海道旅客鉄道(株)

ア 旅客列車が渋滞又は不通となった場合は、前後ダイヤを勘案し、必要な処理をするものとする。

イ 長時間にわたる不通の場合の乗客に対する食糧供給は、北海道旅客鉄道(株)から市災害対策本部に依頼のあった場合に実施する。

ウ 乗客中、病人、乳幼児、老人等避難収容の必要があると認められる者を優先とし、必要な手配を行うものとする。

《 帯広市雪害対策要綱 》

1 目 的

この要綱は、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪災害に対処するため、市地域防災計画に定めるところに従い、各部の業務を明らかにし、雪害対策を早期かつ総合的に推進することを目的とする。

2 常備体制

各部は、降雪、豪雪、暴風雪に対処し、常に常備の体制を整えて、その概要を総務部に報告するものとする。

なお、各部の対策は次のとおりとする。

(1) 総務課

ア 気象予警報の受理、伝達について市地域防災計画に定めるところにより、その対策の万全を期するよう伝達系統を明確にしておくこと。

イ 情報の収集に努めること。

ウ 各班報告事項のとりまとめ及び処理状況の把握に関すること。

エ 対策本部設置、非常配備体制(雪害対策連絡部)については、建設部と協議し、市長の指示を求めること。

オ 他班との協力体制の調整に関すること。

(2) 道路維持課

ア 常に降雪等の状況及び職員の出動体制を整えておくこと。

イ 路線別に除雪計画をたてておくこと。

ウ 車両を整備し配車計画をたてておくこと。

エ 他班車両及び職員の協力受入体制を整えておくこと。

オ 民間車両所有者を把握し、緊急時における借上げ体制を整えておくこと。

カ 雪捨場所の設定及びその整備につとめること。

キ 国・道その他関係機関とあらかじめ連絡調整を行っておくこと。

ク 雪捨場所について市民への周知及び協力要請等に関すること。

(3) 安心安全推進課

ア 交通事故防止対策推進のため積雪の排除について、商工会議所、警察署等の関係機関及び商店会、町内会等住民組織との連携を図り、これを常時運動として展開すること。

(4) 空港事務所

ア 空港及び駐車場等の除排雪について、関係機関と協議し、あらかじめ計画をたてておくこと。

(5) 消防本部

ア 市民の防火心を高めるため広報車、放送機関、報道機関を通じ火災の予防に努めること。

イ 水利の万全を図るため消火栓、防火貯水槽、防火井戸の除雪を早急に進めるよう配慮するとともに、周辺に雪を捨てないよう協力を求めること。

ウ 救急患者輸送のため、交通路確保について道路維持課と協議しておくこと。

また、豪雪時にあっては一般急患についてもその対象とするよう配慮しておくこと。

エ 住家の倒壊、雪崩等に伴う人的災害の発生した場合の出動体制(最寄りの消防団員の招集を含め)について配慮すること。

3 緊急時体制

(1) 雪害対策本部

異常降雪により、交通障害が発生し、又は発生の恐れがあるとき、除雪作業を適正且つ円滑に実施するための啓蒙、指導を積極的に進めるため、庁内に「帯広市雪害対策本部」を設置し、次により緊急実施体制に入るものとする。

ア 本部長

(ア) 雪害対策本部の本部長は都市建設部長があたる。

(イ) 本部の総括及び連絡調整の業務は都市建設部管理課が行うものとする。

イ 構成及び担当業務

広報広聴課	報道機関との連絡に関する事。 市民に対する除排雪情報及び協力依頼の広報に関する事。
市民活動推進課	市民に対する除排雪の協力依頼等に関する事。
総務部総務課	雪害対策計画に関する事。 気象の情報収集・伝達に関する事。
安心安全課	路上駐車等の交通対策に関する事。 冬道の交通安全の指導に関する事。
川西支所	川西ステーションの支援に関する事。
大正支所	大正ステーションの支援に関する事。
都市建設管理課	雪害対策本部に関する総括。 除排雪の指導及び相談に関する事。 市民からの除雪依頼の受理・伝達に関する事。 道路維持課及び協力課との連絡調整に関する事。 除排雪の補助に関する事。
土木課	除排雪の指導及び相談に関する事。 除排雪の補助に関する事。
道路維持課	除雪の実施に関する事。 市民からの除雪の相談及び苦情等の処理に関する事。 協力課及び除雪関係機関との連絡調整に関する事。
都市建設部その他	除排雪の業務補助に関する事。
清掃事業課	降雪時のごみ収集に関する事。
高齢者福祉課	独居老人・障害者の被害調査及び安全確保に関する事。
障害福祉課	〃
観光課	広報活動に関する事。
上下水道部建設課	広報活動に関する事。
下水道施設課	広報活動に関する事。
学校教育課	スクールバスの運行に関する事。 小中学校の臨時休校等に関する事。
消防本部消防課	救護活動に関する事。

(2) 除雪の推進

ア 交通路の確保

道路維持課は、除雪に対して気象条件及び降雪の状況を常に把握し、かつ常備計画に従い、交通路確保のため、除雪の推進に努めなければならない。

また、現有機能をもって、緊急に交通路の確保が困難と判断したときは、民間の車両を借上げ、これに対処するものとする。

イ 除雪実施の方針

除雪車の運行路線及びその順位は、基本方針に従いあらかじめ定められたところによる。ただし、気象条件、降雪の状況により関係機関と協議のうえ変更することができる。

ウ 病人搬送、火災等で緊急に交通路の確保の要請があった場合は、優先的且つ速やかに対応するよう措置することとする。

(3) 排雪の促進

ア 排雪作業は、市独自の排雪及び市民の協力による排雪を2通りとし、次によるものとする。

(ア) 市独自の排雪

降雪終了後に行うものとし、その範囲は交差点及びその附近とする。

(イ) 協力排雪

市民の協力体制があって申し込みのあったものについて運搬用の車両を提供し、その区域は概ね中心街とする。

4 帯広市災害対策本部の設置

災害対策本部の設置基準は地域防災計画書第3章第3節「帯広市災害対策本部」に定めるところによるものとするが、概ね次のとおりとする。

ア 大規模な雪害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき。

イ 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき。

ウ 市民生活に大きな支障をきたすような状況が発生し、又は発生が見込まれるとき。

エ 雪害対策本部態勢だけでの対応が困難であり、全庁的に協力、動員を要する場合。

(1) 対策本部の組織態勢

対策本部の組織態勢については「帯広市災害対策本部」の定めるところによるものとし、全体的総括事務は総務部総務班とする。

(2) 雪害対策連絡部

上記(1)の場合、状況により必要があると認める時は他班の職員を加え、総務部内に単独の「雪害対策連絡部」を設置することができる。

(3) 雪害対策連絡部は、次のことを行うものとする。

ア 気象予警報等情報の収集に関すること。

イ 雪害対策に関する各種情報の収集及び処理状況のとりまとめに関すること。

ウ 雪害時における関係機関、協力機関との連絡調整に関すること。

エ 除排雪の現況把握に関すること。

オ その他雪害対策の推進に関すること。

(4) 各部業務の推進

各部は、豪雪、暴風雪に対処し、交通路確保との関連において、関係機関との連携のもとに、次によりその手配に万全を期すものとする。

ア 商工観光部

(ア) 生鮮食料品の確保対策

イ 農政部

(ア) ビニールハウス等営農施設の倒壊防止対策

(イ) 牛乳搬出路確保対策

(ウ) 早期融雪(対春耕)の促進指導

ウ 保健福祉部

<p>(ア) 救急患者受入対策</p> <p>(イ) 独居老人・障害者の安全確保対策</p> <p>(ウ) ボランティアの除雪協力受け入れ対策</p> <p>エ 市民活動部</p> <p>(ア) 交通安全の推進</p> <p>(イ) 交通事故防止の一環として街ぐるみ排雪運動の展開</p> <p>(ウ) 豪雪時における排雪については、商店、町内会等の地域、商工会議所と一体のもと街ぐるみ運動を短期間に強力に推進</p> <p>オ 都市建設部</p> <p>(ア) 融雪時における溢水及び排水対策</p> <p>カ 市民環境部</p> <p>(ア) し尿処理等清掃事業の推進</p> <p>5 被害調査</p> <p>各部(班)は、応急対策業務が概ね完了次第、速やかに次により被害状況を調査し、総務班にその都度報告するものとする。</p> <p>(1) 市施設の被害については、その所管する班が行う。</p> <p>(2) 商工業関係については、商工観光部、農業関係については農政部がそれぞれ行う。</p> <p>(3) 市内における建築物被害については、総務部家屋調査第1班と都市建設部家屋調査第2班が行う。</p> <p>6 除排雪機械配置状況</p> <p>道路除排雪機械は市車両によるほか、民間委託により実施する。</p>
--

5 積雪深観測所(河川情報センター提供)

観測所名	所在地	
帯広	帯広市西3条北3丁目3 16	十勝川

第4節 融雪災害予防計画

異常積雪下において春の融雪期に災害が発生し、又は災害が発生すると予想される場合の予防対策及び応急対策については、次のとおり定める。

1 気象情報等の把握

- (1) 総務部総務課は気象官署関係機関と緊密な連絡をとり、市域内における降雪、気温の上昇状況に留意し、関係課に対し、的確な情報の提供に努めること。
- (2) 都市建設部管理課は、道路排水状況、並びに河川水位についての的確な情報の収集に努め、融雪出水の防止、予測に努めること。

2 河川の警戒

都市建設部管理課は各河川について巡視警戒を図ること。

3 河道内障害物の除去

- (1) 管理課は、国、道の河川管理者に対し、北海道防災会議の定めるところにより、重要水防区域における河道内の除雪結氷の破碎等障害物を除去することについて要請すること。
- (2) 管理課は、市管理の河川について前項同様その対策をたてること。

4 下水道及び樋門、樋管の点検

上下水道部各課は、融雪出水前に公共下水道の整備を図り、また下水道内の清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに樋門、樋管等の操作点検を実施するものとする。

5 道路の除雪等

道路維持課は、融雪、なだれ、結氷、滞留水等により道路交通が阻害される恐れがあるときは、道路の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努めるとともに雨水桧周辺の 砕氷、除雪等を行い、排水確保に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

6 浸水・汚水の除去

- (1) 都市建設部は、浸水地帯について、その対策を講じること。
- (2) 清掃事業課は、浸水及び浸水除去に対し、全面的に協力し、し尿処理の市民要請に応じた対策を講じること。

7 水防資器材の整備点検

道路維持課は、水防活動に迅速且つ効率的に対処するため、水防資器材の整備点検を行うとともに資器材調達先業者とも十分な打合せを行い、緊急時に対処しておくこと。

8 道路の整備

道路維持課は、路上窪地及び溢水地について砂利散布等の対策を講じ、道路交通の阻害防止に努めること。

第5節 土砂災害の予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおり定める。

1 予防対策

市域内の山間部では、大雨などにより山地の崩壊による地すべり等が予想され、住宅、農耕地等に被害が発生する恐れがあるため、地すべり等防止工事の実施を推進するとともに、定期的に危険箇所を点検し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

また、地域住民に対し、地すべり等危険箇所の周知については、広報誌、防災マップなどの配布により、徹底を図るものとする。

地すべり等予想区域は次のとおりとする。

地すべり危険区域

(平成17年7月現在)

危険区域の現況			法令等における指定状況			整備計画		備考
地区名	場所	危険区域面積(ha)	指定機関	法令名	指定年月日	実施機関	摘要	
第二・五線沢川	岩内町	1				北海道	一部施工	
五線沢線沿地域	岩内町	30				北海道	一部施工	
岩内地区	岩内町	0.5				北海道	一部施工	

急傾斜地崩壊危険区域

(平成17年7月現在)

危険区域の現況			法令等における指定状況			整備計画		備考
地区名	場所	危険区域面積(ha)	指定機関	法令名	指定年月日	実施機関	摘要	
岩内仙峡吊橋	岩内町					北海道		
岩内仙峡レストハウス	岩内町					北海道		
川西7号	川西町					北海道		
拓成	拓成町					北海道		
西岩戸	岩内町					北海道		

土石流危険区域

(平成17年7月現在)

危険区域の現況				整備計画		備考
区域名	水系名	河川名	溪流名	実施機関	摘要	
岩内町	十勝川	岩内川	第一岩内橋の沢川	北海道	一部施工	
岩内町	十勝川	戸蔦別川	西岩戸の沢川	北海道	一部施工	
拓成町	十勝川	戸蔦別川	拓成橋の沢川	北海道		
拓成町	十勝川	戸蔦別川	ピリカペタヌ沢川	北海道		
拓成町	十勝川	戸蔦別川	拓成橋西の沢川	北海道		
拓成町	十勝川	戸蔦別川	川西発電所の沢川	北海道		

第6節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項は次のとおりである。

1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を適切に指定することで、商業地域等の火気の使用頻度が高い施設が密集する地域における延焼の防止を図る。

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

市はがけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第7節 消防計画

大規模な火災等が発生し、又は発生する恐れがある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織、運営及び活動等について次のとおり定める。

1 組織計画

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防行政に係る事務事業を円滑、且つ迅速に行うために消防本部、消防署、消防団をもって消防機関を組織する。

組織機構は別表1のとおり。

(2) 非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、帯広市警防規程第11条第9号の規定による非常時災害警防計画に基づく消防体制をとるものとする。

(3) 非常時の定義

非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。

ア 火災警報が発令されたとき。

イ 帯広市災害対策本部が設置されたとき。

2 消防力整備計画

この計画は、市の消防力の現勢を正しく把握し、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)及び消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)等に準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画をたて実施するものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備促進、先端技術の開発に努めるものとする。

現有消防施設状況は、別表2のとおり。

3 調査計画

大規模な火災等が発生した場合に、消防機関が適正に防御活動を行うことができるよう地理、建物及び水利等について、次の区分により調査を行う。

(1) 警防調査

地形、道路、建物、及び危険物施設等について行う調査。

(2) 水利調査

消火栓、防火水槽、井戸等の消防水利について行う調査。

4 火災予防

災害を未然に防止するため、火災の予防査察、消防用設備等の防火管理体制及び市民の自主的予防の徹底した指導を図り、防火思想の普及に努める。

(1) 予防査察

査察については、多数の者が出入りする防火対象物、及び災害時要援護者世帯を含めた一般住宅の防火診断等を計画的に実施して、予防対策の万全な指導を図る。

(2) 防火思想の普及

ア 諸行事による普及

年2回の火災予防運動を実施し、映画会又は講演会の開催、防火チラシ及びポスター等の防火資料配布等防火思想の普及徹底に努める。

イ 民間防火組織による普及

町内会、職域自衛消防組織等の指導促進を図り、さらに防火管理協会、危険物安全協会等を通じ、積極的に防火思想の普及拡大に努める。

ウ 防火組織の育成、指導

各防火団体に対し、研究会、講習会等の開催を行うとともに、通報、消火、避難の指導等を実施し、防火組織の育成、強化に努める。

エ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵その他取扱について指導するとともに、危険物安全協会を通じ防火、防災思想の向上とその対策を推進する。

(3) 建築確認の同意

消防法第7条に基づく建築物同意に付随して不燃化促進、災害時の避難設備及び対策の推進を図る。

5 警報発令伝達

気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、帯広市警防規程第16条から第19条の規定に基づいて、火災警報等の処置を行う。

6 警防対策

(1) 非常参集

非直職員は、非常招集の命を受けたときは、特に参集場所を指定されたときを除き、それぞれの所属署所に参集し、業務の指示を受ける。

ただし、交通遮断、その他の特別の事由により所属署所に参集することができないときは、最寄り出張所へ参集し所属長に報告、その指示に従うこと。

また、参集途上において、火災又は人身事故に遭遇したときは、その事故の規模により消火、救助等の活動が可能かどうか判断し、適切な処置をとること。

(2) 消防通信連絡体制

災害等における情報の収集、伝達を迅速確実に行うため、消防本部と諸隊間及び関係機関との間の通信は有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶、輻輳したときは、防災無線通信の活用、又は車両等の伝令により、速やかなる連絡体制を確保する。

(3) 消防部隊の体制

消防部隊の出動は、事前に定められた警防隊出動計画に基づき出動する。

(4) 火災防御対策

ア 初動時の処置

(ア) 市内の火災の早期発見にあたるとともに、状況に応じて管轄区域内の警戒を実施し、災害状況の収集にあたる。

(イ) 大きな被害が予想される場合、対策本部、警察等から主要道路、橋梁等の被害状況を速やかに収集し、出動経路の確認、確保を行う。

イ 火災防御活動

- (ア)延焼火災が発生し、拡大した場合は、人命の安全を最優先とし、避難場所、避難経路確保の防御を行う。
- (イ)同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要且つ危険度の高い地域を優先し防御にあたる。
- (ウ)大規模建築物で、多数の消防部隊を必要とする火災の場合は、他の延焼火災を鎮火した後、消防部隊を集中して防御を行う。
- (エ)大量危険物貯蔵施設等で火災が発生した場合は、隣接する建築密集地区への延焼防止を優先するとともに、延焼防止線の設定を行う。

7 消防応援出動

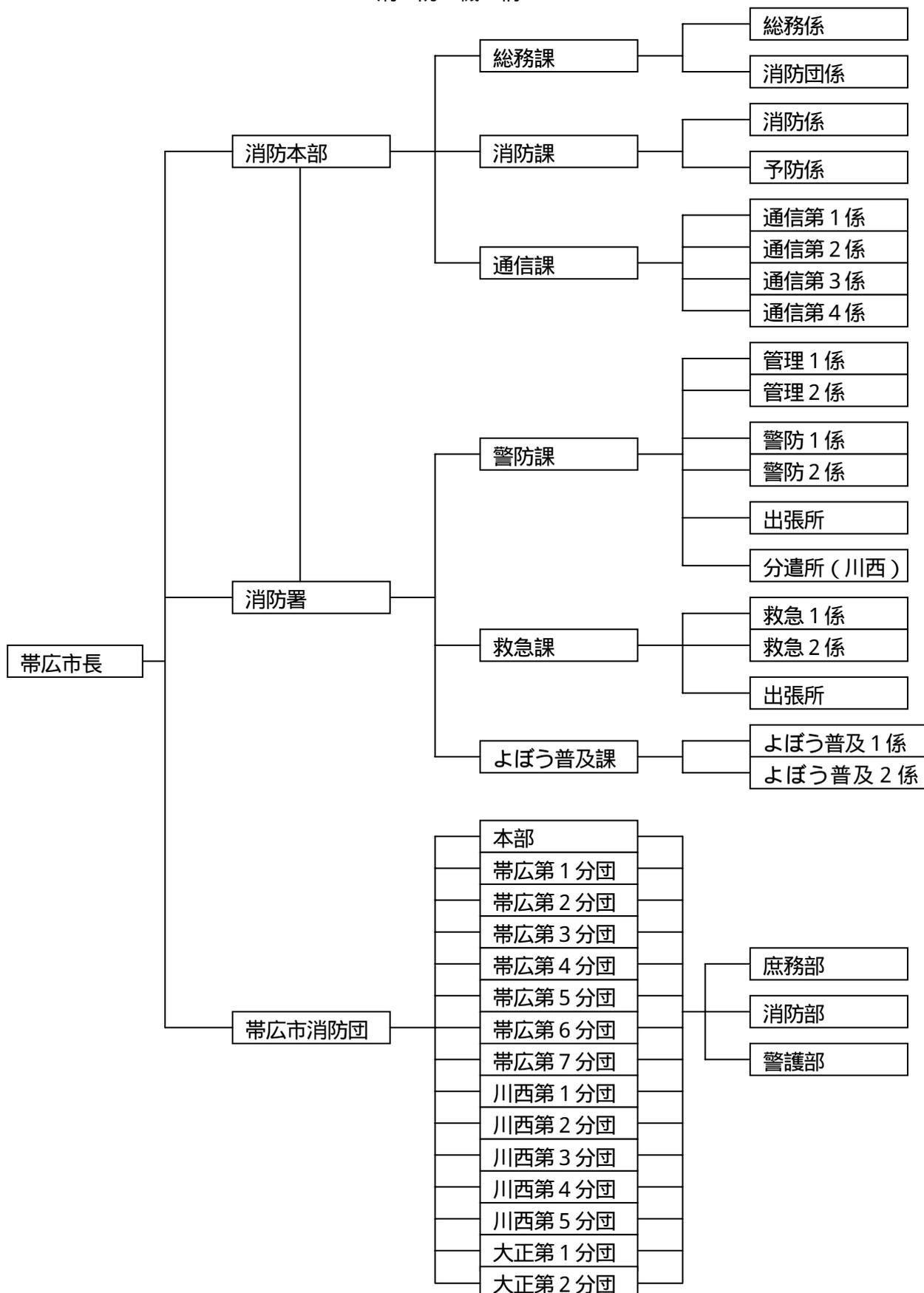
- (1)緊急消防援助隊要綱に基づく応援。
- (2)北海道広域消防相互応援協定に基づく応援。

8 教育訓練

消防職員、消防団員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機械器具、水利施設等の物的消防力の拡充強化とともに職員、団員の資質と能力の向上を図り、学術、技能の修得、体力、気力の錬成、規律を保持し、もって能率的な防災活動を遂行でき得るよう、教育訓練を計画的に実施する。

別表1

消 防 機 構



別表2

現有施設状況

(1)庁舎

名 称	所 在 地
消防本部	西6南6
消防署	西6南6
鉄南出張所	大通南20
緑ヶ丘出張所	緑ヶ丘東通西1
西出張所	西19北1
大空出張所	大空町3
南出張所	南町東2
大正出張所	大正本町西1
東出張所	東7南11
森の里出張所	西22南4
川西分遣所	清川町2-128

名 称		所 在 地	
帯 広 市 消 防 団	団 本 部	西6南6 消防本部内	
	帯 広 地 域	第1分団	大通南20 鉄南出張所内
		第2分団	東7南11 東出張所内
		第3分団	南町東2 南出張所内
		第4分団	西4北2 北福祉センター内
		第5分団	西23南1
		第6分団	緑ヶ丘東通西1 緑ヶ丘出張所内
		第7分団	大空町3 大空出張所内
	川 西 地 域	第1分団	川西町西2-9
		第2分団	上帯広町西1-76
		第3分団	広野町西2-149
		第4分団	清川町西2-128 川西分遣所内
		第5分団	上清川町西1-183
	地 大 域 正	第1分団	大正本町西1 大正出張所内
		第2分団	愛国町基線41-85

(2) 消防職員・団員及び消防機械

人員・機械		職員 団 定 数	機 械								合 計
			水槽付 消防ポンプ 自動車	消防ポンプ 自動車	梯子 車	屈折梯子 車	化学 車	救助 工作車	救急 車	その他車 両	
本部・署・団											
本部・署・所	消防本部	42								4	4
	消防署直轄	88	1	1	1	1	1	1	2	5	13
	鉄南出張所	8							1		1
	緑ヶ丘出張所	12	1								1
	西出張所	12					1				1
	大空出張所	12	1								1
	南出張所	20	1						1		2
	大正出張所	12	2						1		3
	東出張所	12	1								1
	森の里出張所	18	1						1		2
	川西分遣所	2								1	1
小計	238	8	1	1	1	2	1	6	10	30	
帯 広 市 消 防 団	団本部	20									0
	帯広第1分団	30		1							1
	帯広第2分団	28		1							1
	帯広第3分団	26		1							1
	帯広第4分団	21		1							1
	帯広第5分団	28		1							1
	帯広第6分団	26		1							1
	帯広第7分団	21		1							1
	川西第1分団	26	1								1
	川西第2分団	26	1								1
	川西第3分団	26	1								1
	川西第4分団	26	1								1
	川西第5分団	21	1								1
	大正第1分団	45	1								1
	大正第2分団	30	1								1
小計	400	7	7	0	0	0	0	0	0	14	
合 計		638	15	8	1	1	2	1	6	10	44

(3) 水利

		基 数	合 計
消火栓	公設	1709	1802
	私設	93	
防火水槽	公設	42	123
	私設	81	
井戸	公設	45	

平成18年12月31日現在

第8節 食糧等の調達・確保及び防災資器材の整備

災害時においては、時間の経過とともに食糧等をはじめ様々な物資の確保や応急資器材が必要となってくる。

しかしながら、災害時の混乱した状況で調達することは非常な困難を伴い、かつ、調達の遅れから被災地域における応急活動に甚大な影響を及ぼす恐れもある。このため、平素から必要な物資や資器材等の備蓄及び確保について十分な配慮をし、緊急時に迅速、適切に必要な措置がとれるように努める。

1 食糧等の確保

(1) 市は、予め食糧関係機関及び保有業者と食糧調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食糧の確保に努める。

また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資器材の整備(備蓄)に努める。

(2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、2～3日分の食糧及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況

災害に備えて救援物資及び応急対策用資器材の保管をするため、平成7年度に備蓄倉庫を建設している。

また、備蓄物資の被災者への提供を迅速・円滑に進めるため、市街地の小中学校2校に災害救援物資を分散備蓄しているほか、農村部に対する対策として大正地区のコミュニティ施設に救援物資等の備蓄をしている。その他、自主防災組織の育成にあわせ、避難所ごとに救援物資の分散備蓄を進めるとともに、市街地及び農村部を含めた全市的な物資の供給拠点を整備している。

(1) 備蓄倉庫の概要

名 称	帯広市災害用資器材備蓄倉庫
所 在 地	帯広市南町南6線46番地 (都市建設部道路維持課道路車両センター敷地内)
完成年月日	平成7年11月1日
構 造	鉄骨造り平屋建
規 模	1棟 108㎡

(2) 学校余裕教室への分散備蓄

学校余裕教室の災害用備蓄庫への利用については、文部省において備蓄庫等の利活用が示され、平成8年4月に柏小学校の余裕教室に救援物資の備蓄を実施し、その後、第四中学校に分散備蓄を進めてきているが、平成12年度以降については、避難所ごとに防災資器材、及び非常用食糧等の整備に努めている。

(3) 農村部の備蓄拠点づくり

農村部に救援物資の備蓄拠点を設ける必要があることから、大正農業者トレーニングセンターを活用するとともに、救援物資の供給体制等の万全を期する。

3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結

災害救援用物資の備蓄には、保管場所や保存期間等の関係から、帯広市で備蓄するには自ずと限界がある。また、積雪寒冷の地にある本市の地域特性から冬期間での災害発生に対応する暖房機器等や暖房用燃料確保については具体的対策の整備が必要である。

さらに、物資等の輸送供給にも十分な対応ができないことが予測されることから、関係する民間企業や業界団体等とあらかじめ協定を締結し、食糧や応急物資の確保に万全を期する。

(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況

協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日
災害時における大型暖房機器等の優先供給に関する協定	宮本機械株式会社	平成7年10月30日
災害時における応急照明器具等の優先供給に関する協定	千代田デンソー株式会社	平成7年10月27日
災害時における石油類等の優先供給に関する協定	帯広地方石油業協同組合	平成7年10月31日
災害時におけるエルピーガス等の優先供給に関する協定	社団法人 北海道エルピーガス協会十勝支部	平成7年10月30日
災害時における軽自動車輸送に関する協力協定	赤帽帯広軽自動車運送協同組合	平成17年7月6日
災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	社団法人 十勝地区トラック協会	平成18年3月24日
災害時における応急対策等の協力に関する協定	帯広空調衛生工事業協会	平成18年9月22日
災害時における応急生活物資の確保等に関する協力協定	生活協同組合コープさっぽろ	平成19年4月23日
災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定	帯広リース業協会	平成19年10月23日

第9節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

1 避難場所の確保及び標識の設置

(1) 市は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所の整備を図るとともに、避難場所、避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。

ア 市は、避難場所として62箇所(そのうち広域避難場所は、11箇所)を指定している。

イ 指定状況

内 訳	学校グラウンド	40箇所
	公 園	10箇所
	そ の 他	12箇所(施設緑地、野球場、競馬場、センター広場など)

ウ 避難場所の基準

(ア) 設置目的

災害等により火災が延焼拡大し危険が迫っている場合、あるいはこれに準じた事態(有害物の流出拡散など)が発生した場合、避難者が一時的に避難するための場所とする。

(イ) 選定基準

原則として各地域の小中学校グラウンド、大規模公園等で火災時の輻射熱を回避し、住民の安全を確保できるような場所を指定する。

(2) 市は、大規模火災から住民の安全を確保するため、避難が必要な地域の住民を対象とする広域避難場所を整備するものとする。

また、整備に当たっては、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等の災害時要援護者の利用に十分配慮する。

(3) 広域避難場所の選定要件

ア 火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド(校庭を含む)、公共空地など空間を充分確保できること。

イ 崖崩れや浸水などの危険のないこと。

ウ 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。

エ 指定状況

内 訳	公 園	8箇所
	その他	3箇所(施設緑地、野球場、競馬場)

2 避難所の確保及び管理

市は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを収容するための避難所を予め選定、確保し、整備を図るものとする。

また、影響範囲の大きな災害については、市の避難所に収容しきれない場合があることから、隣接町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保に努めることとする。

(1) 避難所等の選定要件

ア 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。

イ 浸水等の被害のおそれがないこと。

ウ 給水、給食等の救助活動が可能であること。

エ 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。

- オ その他被災者が生活する上で市が適当と認める場所であること。
- カ 避難所は、原則として各地域の小中学校体育館・普通教室及び一部地域でのコミュニティセンター等とする。
- キ 場所等の選定は、町内会、学校通学区域、距離、地理的条件等を考慮し選定する。
- ク 避難状況の掌握等のため、各避難所ごとに対象町内会を指定する

(2) 各避難所における対象町内会の指定の効果

- ア 情報伝達その他各種連絡が効率的に行える。
- イ 市職員、消防団員、警察官等の指示で避難することを原則としていることから、整然とした行動が確保できる。
- ウ 家族等の離散状況時における災害発生に対し、家族相互の最終合流場所となる。
- エ 町内単位での避難を原則とすることから、地域の避難状況の掌握、住民相互の協力が可能である。
- オ 避難所への誘導が円滑に行える。

(3) 指定状況

市内51箇所指定			洪水時は38箇所指定		
内 訳	学 校	40箇所	内 訳	学 校	35箇所
	体 育 館	2箇所		体 育 館	1箇所
	コ ミ セ ン	2箇所		そ の 他	2箇所
	農業センター	7箇所			

(4) 避難所の管理

- ア 避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。
- イ 避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。
- ウ 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

3 避難場所、避難所の住民への周知

市は、住民に対し、次の事項の周知徹底を図る。

(1) 避難場所等の周知

- ア 避難場所の名称、所在地
- イ 避難対象世帯の地区割り
- ウ 避難場所への経路及び手段
- エ 避難時の携帯品等注意すべき事項

(2) 避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法など
- イ 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携行品など
- ウ 避難後の心得
集団生活、避難先の登録など

4 市の避難計画

市は、住民、特に高齢者、障害者等の災害時要援護者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、予め避難計画を作成する。

また、避難指示、避難勧告、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの

段階で避難行動を開始することを求める避難準備(災害時要援護者避難)情報(以下、「避難準備情報」という。)等について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成や、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

(1)市の避難計画

市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

ア 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

イ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難場所への誘導方法

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(ア)給水、給食措置

(イ)毛布、寝具等の支給

(ウ)衣料、日用必需品の支給

(エ)負傷者に対する応急救護

カ 避難場所の管理に関する事項

(ア)避難中の秩序保持

(イ)住民の避難状況の把握

(ウ)避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

(エ)避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

(ア)防災無線による周知

(イ)広報車(消防、警察車両の出動要請を含む)による周知

(ウ)避難誘導者による現地広報

(エ)住民組織を通じた広報

(2)防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 避難の場所

イ 経路

ウ 移送の方法

エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

オ 保健、衛生及び給食等の実施方法

(3)被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図る。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

5 施設の整備計画

(1) 市民に対し平時から避難場所を周知するため、「避難場所誘導標示板」の設置数を概ね消火栓2本に1枚を目処に整備する。

また、避難場所における「避難場所標示板」は、設置場所の状況等を考慮し、基本的に避難場所敷地内の四方に設置し、避難所としての周知を図る。

(2) 避難場所においては、混乱防止のため情報提供、指示伝達を適切に行う必要があり、これらに対応するための施設として同報系無線を早期に整備し、災害に備えるものとする。

第10節 災害時要援護者対策計画

災害発生時における災害時要援護者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。

1 安全対策

市民は、災害が発生した場合、災害情報を迅速かつ的確に把握し、自らの生命と財産の安全を確保するための適切な行動をとらなくてはならない。

災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、在住外国人等いわゆる災害時要援護者が被害を受ける場合が多い。

このため市および社会福祉施設の管理者は、災害時要援護者の安全を確保するため、住民、町内会、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制及び避難誘導體制等の防災体制の強化を図り、地域ぐるみで災害時要援護者の避難援助体制の確保に努める。

(1) 市の対策

市は、防災担当部と福祉担当部との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

ア 災害時要援護者についての実態を把握しておく

イ 災害時要援護者に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

ウ 災害時要援護者に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めておく。

また、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の实情に応じた防災知識等の普及・啓発等に務める。

エ 災害時要援護者が自らの対応能力を高めるために、災害時要援護者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(2) 社会福祉施設等の対策

ア 社会福祉施設の管理者は、利用者や入所者が寝たきりの高齢者や障害者等のいわゆる災害時要援護者であることから、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、社会福祉施設の管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

イ 社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から市との連携の下に、施設相互間及び他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制の強化に努める。

ウ 社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、緊急連絡体制を整える。

エ 社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

2 援助活動

市は、災害時要援護者の早期発見等に努めるとともに、災害時要援護者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 災害時要援護者の確認・早期発見

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している災害時要援護者について安否の確認に努める。

(2) 避難所等への移送

災害時要援護者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、災害時要援護者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

救助活動及び災害時要援護者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

3 外国人に対する対策

市は、言語、生活及び防災意識の異なる外国人をいわゆる「災害時要援護者」として位置づけ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

(3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施

第11節 自主防災組織の育成等に関する計画

大規模な災害発生時には、住民の避難行動での混乱、同時多発的火災の発生等、さまざまな状況が予想される。

このため、災害発生時の被害の軽減を図るためには、地域住民による自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に、乳幼児、障害者、高齢者等の災害時要援護者の安全確認、保護は緊急性を考慮すると行政的対応には自ずと限界があり、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚の機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動実施のため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障害者等災害時要援護者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

2 事業所等の防災組織

多数の客が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要である。

このため、基本的な組織編成として、別表のような編成が必要と考えられる。

なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班(町内会福祉部等の構成)が協力し、障害者、高齢者等の災害時要援護者に対する安全確保、避難誘導等に対応するように努める。

4 組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 独居老人等の災害時要援護者の状況掌握

オ 地域住民の防災思想の普及及び研修会等の実施

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、すばやく地域内住民の安否確認を行い、地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を構わず呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときには、市等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

市長等から避難勧告、避難指示や避難行動に時間を要する災害時要援護者などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(3) 災害時要援護者の援護活動

独居老人、障害者等を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平常時緊急連絡体制が整備されてきているが、システム上の限界から大規模災害時には、有線途絶に伴い、活用が不可能となる。

このため、市内多数の災害時要援護者(独居)の保護、安全確認については、民生(児童)委員との連携による自主防災組織の活動、協力を基本として実施する必要がある。

ア 住民の安全確認と保護

(イ) 医療手配等の応急的対応

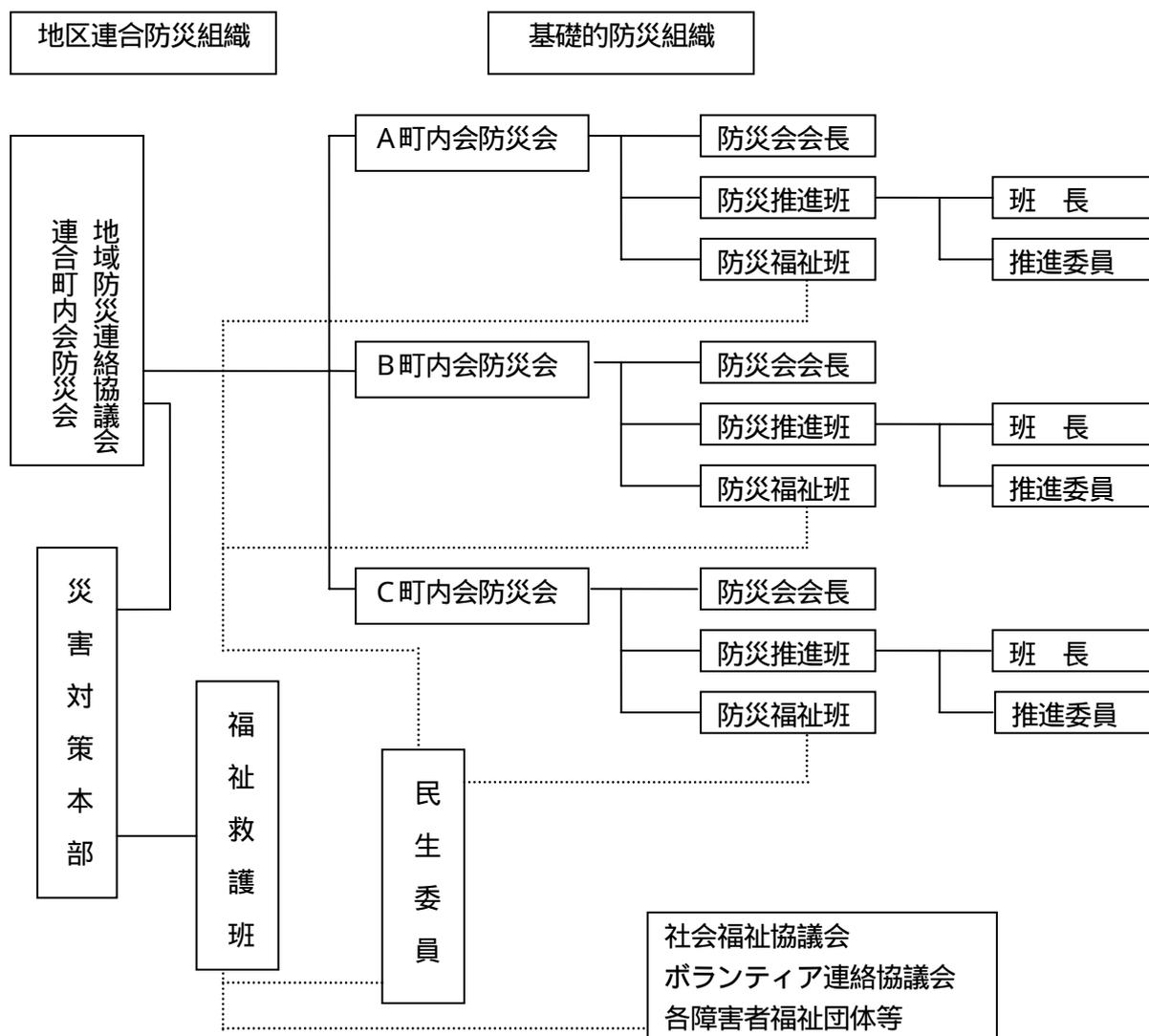
(ウ) 避難誘導援護

5 防災資器材等の整備

自主防災組織が災害時に応急活動あるいは避難行動等をとるためには、日頃から組織として必要な資器材等を備えておくことが望ましい。

そのため、自主防災組織の育成と活動促進を円滑に推進するためには側面から支援していくことが必要である。

組織編成例



- (1) 地域防災連絡協議会..... 避難場所地域の防災会(町内会)で構成し、地域内防災推進方策の検討、相互連絡調整を行う。
- (2) 防災会会長..... 町内の防災組織の総括責任者(町内会長兼務)市又は本部との連絡調整のための総括者
- (3) 防災推進班..... 災害時の町内における住民の安全、被災状況等の掌握並びに救急機関等への通報の任にあたる。
避難の誘導指示にあたる。
日常活動として町内住民の防災意識の啓蒙普及、指導を行う。
- (4) 防災福祉班..... 町内会福祉部等で構成する。
町内における障害者、独居老人の安否確認、安全確保にあたる
とともに民生委員と連携をとる。
防災推進班と連携して障害者、独居老人等の災害時要援護者の避難誘導にあるとともに、状況に応じてボランティア等の要請を行う。
日常活動として、障害者及び独居老人等の防災対策を検討し、町内住民に啓発する。

第12節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、市及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市及び防災関係機関は、「帯広市雪害対策要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、国、道、市の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、市道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

(2) 積雪期における避難場所、避難路の確保

道、市及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

4 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、あらかじめ民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結し、暖房器具等の確保に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等確保に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第 5 章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第 50 条第 1 項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御し、それぞれの計画に基づき応急対策を実施し、被害の防止、並びに災害の拡大を防止するための計画を定める。

第 1 節 災害情報通信計画

本章は、災害予防対策及び応急対策の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等については、この計画に定めるところによる。

1 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備

(1) 防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

(2) 市及び防災関係機関は、高齢者、障害者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、災害時要援護者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

2 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

市及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムの IT 化などに努めるものとする。

(1) 市防災会議の災害情報等収集及び連絡

市防災会議構成機関は、災害が発生し、又は発生のおそれのあるときは、別表に定める災害情報等連絡系統図により、市防災会議会長に報告するものとする。

(2) 市の災害情報等収集及び連絡

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を十勝支庁長に報告するものとする。

イ 市長は、警報、注意報、情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

3 災害等の内容及び通報の時期

(1) 市災害対策本部設置

- ア 市災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道及び防災関係機関へ連絡する。
- イ 防災関係機関は、前事項の連絡を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

(2) 道への通報

- 市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（防災消防課）に通報する。
- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 市の通報

- ア 市は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

4 被害状況報告

災害が発生した場合、市長は、別に定める「災害情報・被害状況報告取扱要領」に基づき十勝支庁長に報告するものとする。

ただし、市長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、市長は通信の途絶等により同知事（十勝支庁長）に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

被害状況等の報告

区分 回線	平日（9:30～17:45） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室
N T T回線	03-5253-7527 03-5253-7537（FAX）	03-5253-7777 03-5253-7553（FAX）
消防防災無線	7527 7537（FAX）	7782 7789（FAX）
地域衛星通信 ネットワーク	TN-048-500-7527 TN-048-500-7537（FAX）	TN-048-500-7782 TN-048-500-7789（FAX）

(注) 地域衛星通信ネットワーク欄の「TN」とは：市町村の内線電話機から発信する時のアクセス特番(市町村ごとに設定されている。帯広市本庁舎の場合、89-6)

参考

直接即報基準に該当する火災・災害

- ・航空機、列車等の交通機関の火災
- ・焼損面積10ヘクタール以上と推定される林野火災
- ・危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故
- ・死者及び負傷者が30人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転落等による救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急・救助事故
- ・震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない）

5 気象予警報等の収集伝達計画

（1）気象情報の伝達系統及び方法

気象情報は、次の予警報伝達系統図に基づき電話、無線、ファクシミリその他、もっとも有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

ア 帯広測候所からファクシミリにより通報された予警報、情報は別図1「気象予警報伝達系統図」により伝達する。

イ 注意報及び警報は、通常の勤務時間中は総務部総務課が受理統括する。

ウ 勤務時間外は当直員が受理する。

エ 予警報を受理した場合、警報又は災害へ繋がると予想される注意報については、受理者である総務課長は速やかに関係部課長等に連絡するものとする。

オ 連絡を受けた関係部課においては、内容に応じて適切な措置をとるとともに、必要に応じて関係機関、団体、学校等に対して、予警報発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

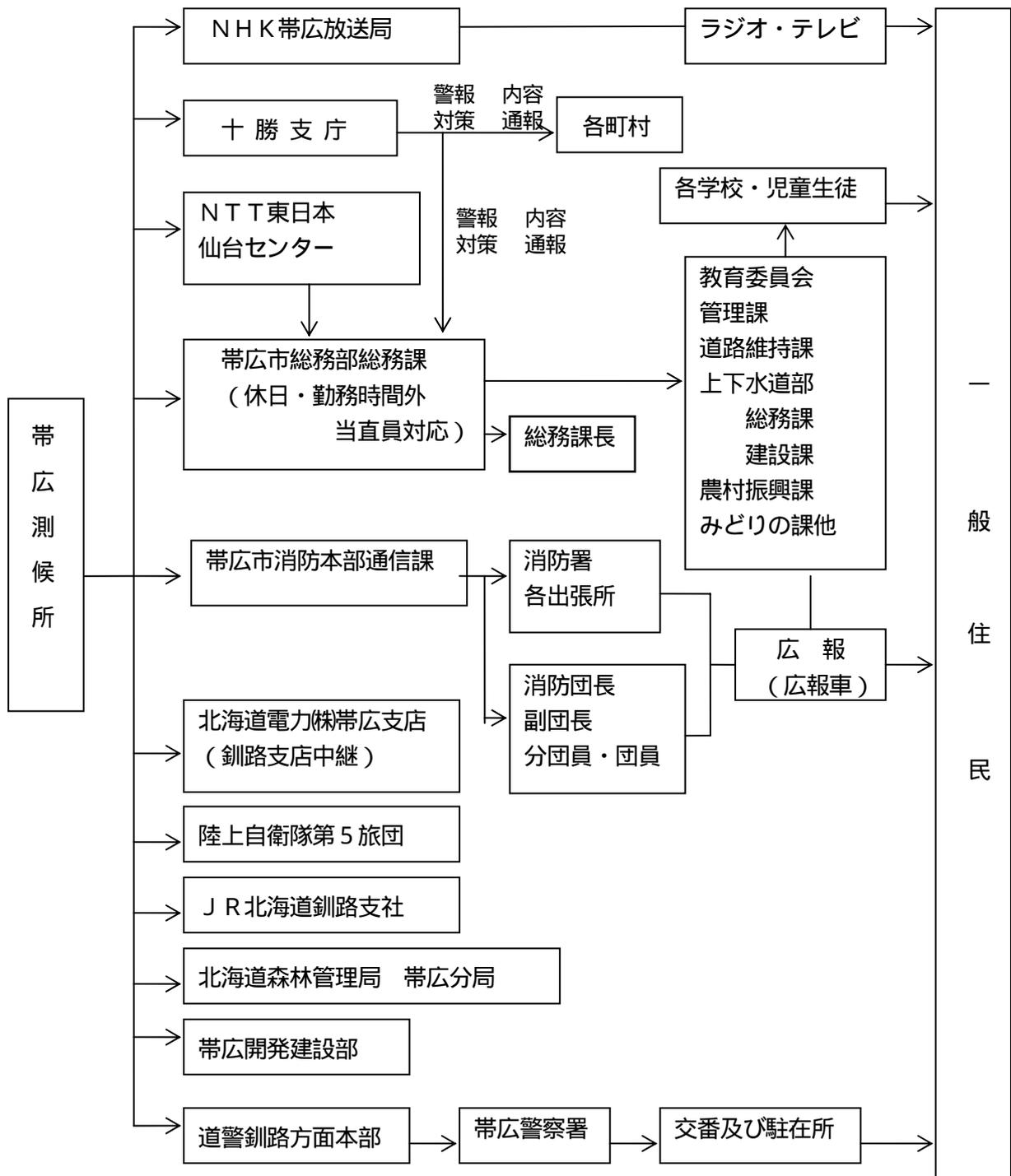
カ 当直員が、予警報を受理した場合、次に掲げる予警報等については速やかに総務課長に報告し、関係部課長に連絡するものとする。

受理した気象予警報通報文は当直明けの際、総務課長（総務班長）に引き継ぐものとする。

- （ア）気象警報～暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪
- （イ）前号の各予警報に伴う被害情報
- （ウ）その他～特に重要と認められる各種注意報

別図1

《 気象予警報伝達系統図 》



6 災害情報等の報告収集及び伝達計画

災害発生、被害状況等の情報の報告、収集及び伝達を迅速かつ的確に行うための連絡先、被害報告及び受領については、次のとおり定める。

（1）異常現象発見時における措置

ア 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は異常現象等を発見した者は、速やかに市長又は警察官もしくは消防本部（消防署各出張所含む。）に通報しなければならない。

イ 警察官等の通報

異常現象発見者からの通報を受けた警察官又は消防本部（消防長）は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

ウ 市長は、一般住民、警察官又は消防本部等から異常現象発見の通報を受けたときは、必要に応じ十勝支庁長及び関係機関に通報しなければならない。

なお、住民に対する周知は、広報車、報道機関により徹底を図る。

エ 当直員の災害情報、被害状況等の取り扱い

当直員は、地域住民から災害情報、被害状況を受領した際は、速やかに次の者に報告し、その指示により処理する。

連絡先 総務部総務班（総務部総務課長）

（2）被害状況等の報告

災害情報、被害状況の報告は、災害が発生してから応急措置が完了するまで、別表1に定める「災害情報、被害状況報告取扱要領」により十勝支庁長に報告する。

ア 各部長は、所管に係る災害情報報告（様式1-1、1-2）被害状況報告（様式2-1、2-2、3、4）及び災害対策活動実施状況（様式5）を本部情報連絡室長（総務部長）を経て本部長（市長）に報告する。

イ 本部情報連絡室長は（総務部長）各部長から受領した災害情報のうち、他の部門に関連あるものは、速やかに当該部長に報告する。

ウ 総務部長は、本部に集まった災害情報及び災害対策実施状況等を、第5章第2節「災害広報計画」の定めるところにより、広報班を通じて報道関係機関に発表する。

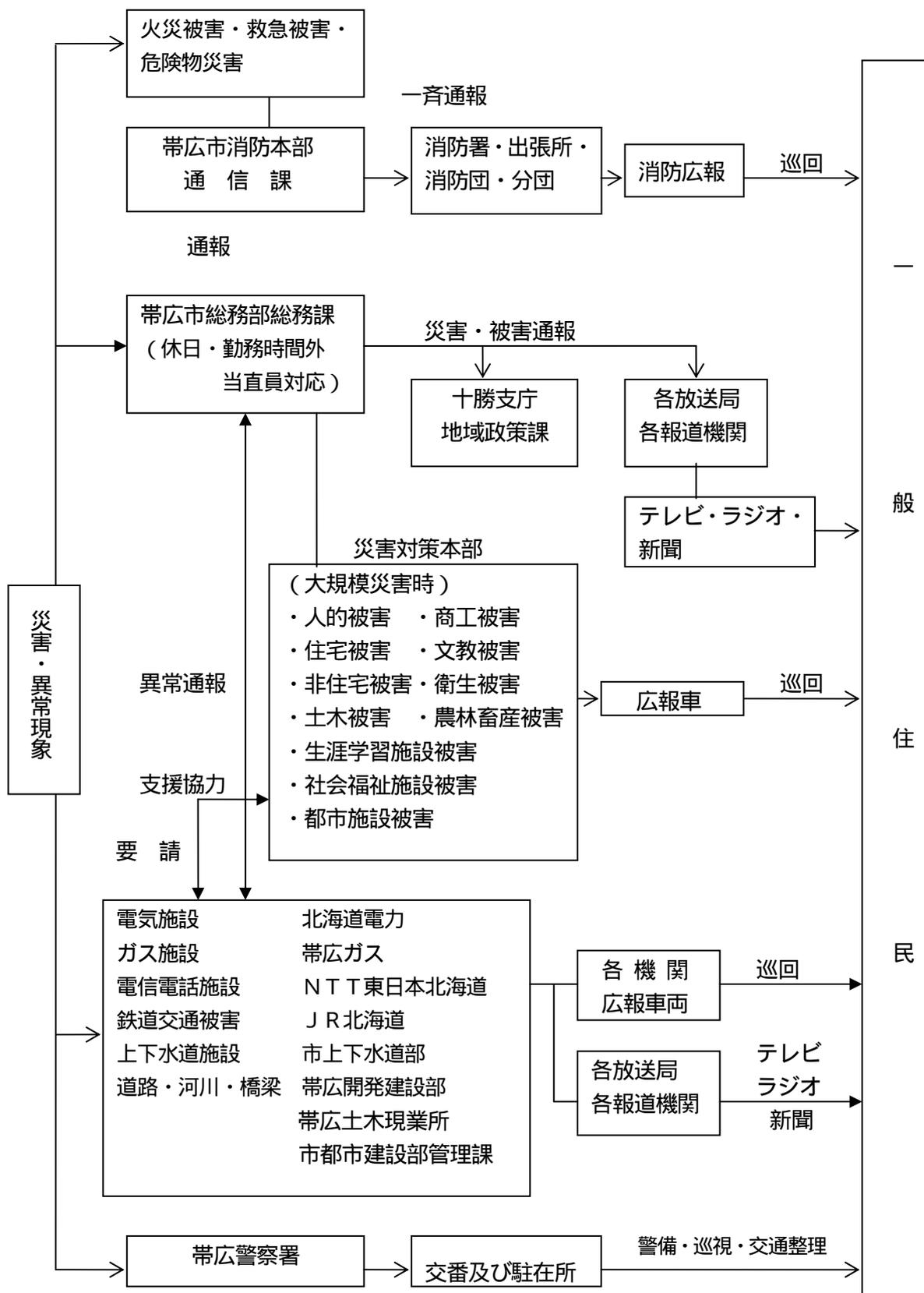
エ 各部長は、災害対策基本法以外の他の法令に基づく被害報告等に際しては、本部情報連絡室（総務部長）と連絡調整をとり、相違のないようにする。

（3）災害伝達系統

別図2「災害情報連絡系統図」による。

別図2

《 災害情報等連絡系統図 》



別表1

災害情報・被害状況報告取扱要領

災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、次に定めるところにより災害情報、及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝支庁長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展する恐れがある場合、又は広域的な災害で市内が軽微であっても支庁地域全体から判断して、報告を要すると認められるもの。
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、様式1-2により速やかに報告すること。
この場合、災害の経過に応じ、把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報 = 被害発生後直ちに様式2-2により件数のみ報告すること。

イ 中間報告 = 被害状況が判明次第、様式2-2により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告 = 応急措置が完了した後、15日以内に様式2-2により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表2のとおりとする。

別表2

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該被害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明者、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該被害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し1か月以上医師の治療を受け又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家あるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫管理人宿舎とともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は、社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず、全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を一世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、二世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
住家被害	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家具道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家具道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家相道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する費用は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する費用は含まない。</p>
非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中、他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分が住家となる。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう、</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等はその倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
農業被害	農地	<p>農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さが10%以上流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没した粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流失した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、^{かんばつ}陥没又は旱魃等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又はどう連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p>

被害区分		判断基準
農業被害	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜産等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	道路	道路法第2条の規定により道路管理者が維持管理する道路が損傷し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法第2条の規定により道路管理者が維持する道路を形成する橋梁が、流失又は損壊し復旧工事を要する程度の被害をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法の規定に基づく水域、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港利用及び管理上重要な輸送施設。
水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （1）港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （2）被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林道経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む）等をいう。
衛生被害	水道	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。

被害区分		判断基準
商 工 業 被 害	商 業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立文教被害		公立の小中学校のほか、大学、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う）
社会教育施設		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設
社会福祉施設		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、精神薄弱者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設等をいう。
そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 （漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

様式1 - 1

災 害 情 報 告				
報 告 日 時		月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分
発 信 機 関		受 信 機 関		
発信者（職・氏名）		受信者（職・氏名）		
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 （飲料水）			
	電 気			
そ の 他				
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名称)			
	(設置日時)	月 日 時 分	設置	
(2) 災害救助法の適用状況	(名称)			
	(設置日時)	月 日 時 分	設置	
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人員
	(救助実施内容)			

(注) 災害が発生した場合の情報用

(各部課 総務課 十勝支庁)

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況					
(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
	市町村職員	名				
	消防職員	名				
	消防団員	名				
	その他（住民等）	名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

様式1 - 2

災害情報報告 （報告 号）		情報連絡室	受付日時		月 日 時 分		
			室長	副室長	室員		
部及び部長名				情報連絡責任者名			
現地責任者				情報受理者名			
情報提供者		住 所		電話番号		所 在(具体的に)	
報告の概要（下記の重点ごとに番号で表現し記載すること。）							
1 発生時間	2 場所	3 原因	4 被害状況	5 応急措置	6 対策要求	7 対策経費	8 その他
情報連絡室特記事項							

（注）各部所管に係る災害情報の報告用

（各部 本部情報連絡室用）

様式2 - 1

被害状況報告（速報・中間・最終）				情報連絡室					
				受付日時		月 日 時 分			
				室 長		副室長		室 員	
部 及 び 部 長 名									
班 及 び 班 長 名									
災 害 の 原 因				災害情報連絡責任者					
災 害 発 生 場 所				災 害 発 生 月 日		月 日 時 分			
報 告 の 時 限		月 日 時 分現在		報 告 日 時		月 日 時 分			
項 目		件数	被害金額 (千円)	項 目		件数	被害金額 (千円)		
人的被害	死 者		個人別の 氏名、性別、 原因は、補足 資料で報告	農業被害	農 地	田			
	行方不明				h a	畑			
	重 傷				農作物	田			
	軽 傷				h a	畑			
計					農 業 用 施 設				
住家被害	全壊	棟 数			共同利用施設				
		世帯数			営 農 施 設				
		人 員			畜産被害				
	半壊	棟 数		その他					
		世帯数		計					
		人 員		土木被害	道工事	河 川			
	一 部 破 損	棟 数				海 岸			
		世帯数			砂防設備				
		人 員			地すべり				
	床 上 浸 水	棟 数			急傾斜地				
		世帯数			道 路				
		人 員			橋 梁				
	床 下 浸 水	棟 数			小 計				
		世帯数			市工事	河 川			
		人 員				道 路			
	計	棟 数		橋 梁					
世帯数			小 計						
人 員			港 湾						
非住家被害	全壊	公共建物		漁 港					
		その 他		崖くずれ					
	半壊	公共建物		計					
		その 他							
	計	公共建物							
		その 他		計					

（注）速報は件数のみ

（各部 情報連絡室又は総務課への被害報告）

第5章（災害応急対策計画）

項 目		件数	被害金額 (千円)	項 目		件数	被害金額 (千円)
水産被害	漁船	沈没流出		商 工 所 の 他 計	商 業		
		破 損			工 業		
		計			そ の 他		
	漁 港 施 設		計				
	共同利用施設		公 立 文 教 施 設 被 害	小 学 校			
	その他施設			中 学 校			
	漁 具 (網)			高 校			
	水 産 製 品			その他文教施設			
	その他			計			
	計		社会教育施設被害				
林業被害	道 有 林	林 地		設 等 被 害	社 会 福 祉 施 設	公 立	
		治山施設				法 人	
		林 道				計	
		林 産 物		そ の 他	鉄道不通		
		そ の 他			鉄道施設		
		小 計			空港		
	林 地		水道				
	治山施設		電話				
	林 道		電気				
	林 産 物		ガス				
	そ の 他		ブロック塀等				
	小 計		都市施設				
	計						
	衛生被害	水道					
病 院		公 立					
		個 人					
一般産業廃棄物 処理							
し尿処理							
火 葬 場							
計			被 害 総 額				
参 考	異常現象等の状況						
	交通通信水道等の状況						
	応急対策出動人員(延)		市町村職員 名	消防職員 名	消防団員 名	その他 名	
摘 要							

様式2 - 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時				月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所											
発信	機関(市町村)名			受信			機関(市町村)名				
	職・氏名			職・氏名							
	発信日時			受信日時			月 日 時 分				
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		件数等	被害金額(千円)			
人的被害	死者	人	個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告		道	河川	箇所				
	行方不明	人				海岸	箇所				
	重傷	人				砂防設備	箇所				
	軽傷	人				地すべり	箇所				
	計	人				急傾斜地	箇所				
住家被害	全壊	棟			土木被害	道路	箇所				
		世				橋梁	箇所				
	半壊	棟				小計	箇所				
		世				市町村工事	河川	箇所			
	一部破損	棟				道路	箇所				
		世				橋梁	箇所				
	床上浸水	棟				小計	箇所				
		世				港湾	箇所				
	床下浸水	棟				漁港	箇所				
		世				下水道	箇所				
計	棟	公園	箇所								
人	世	崖くずれ	箇所								
人	計	計	箇所								
非住家被害	全壊	公共建物	棟			水産被害	漁船	沈没流出	隻		
		その他	棟				破損	隻			
	半壊	公共建物	棟				計	隻			
		その他	棟				漁港施設	箇所			
	計	公共建物	棟				共同利用施設	箇所			
人	その他	棟	その他施設	箇所							
農業被害	農地	田	流失・埋没	ha			林業被害	漁具(網)	件		
			浸冠水	ha				水産製品	件		
		畑	流失・埋没	ha				その他	件		
			浸冠水	ha				計			
	農作物	田	ha	道				林地	箇所		
		畑	ha					有	治山施設	箇所	
	農業用施設	農業用施設		箇所				林地	箇所		
		共同利用施設		箇所				林産物	箇所		
		営農施設		箇所				その他	箇所		
		畜産被害		箇所				小計	箇所		
その他		箇所	一般	林地	箇所						
計			民	治山施設	箇所						
			有	林地	箇所						
			林	林産物	箇所						
			業	その他	箇所						
			被害	小計	箇所						
				計	箇所						

第5章（災害応急対策計画）

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)
衛生被害	水 道	箇所		社会教育施設被害		箇所	
	病院 公 立	箇所		設 社 社 被 法 法 害 人 人 施 施 福	公 立	箇所	
		個 人	箇所		法 人	箇所	
	清掃 一 般 廃 棄 物 処 理	箇所		計		箇所	
		火 葬 場	箇所		そ の 他	鉄 道 不 通	箇所
計	箇所		鉄 道 施 設	箇所			
商 業 被 害	商 業	件		被 害 船 舶 (漁 船 除 外)			
	工 業	件		空 港		箇所	
	そ の 他	件		水 道		戸	-
	計	件		電 話	回	-	
施設被害	公 立 文 教	小 学 校	箇所		電 気	戸	-
		中 学 校	箇所		ガ ス	戸	-
		高 校	箇所		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	-
		そ の 他 文 教 施 設	箇所		都 市 施 設	箇所	
	計	箇所		計		-	
公共施設被害市町村数		団		被 害 総 額			
罹災世帯数		世		発 生 火 災	建 物	件	
罹災災者数		人			危 険 物	件	
消防職員出動延人数		人		そ の 他	件		
消防職員出動延人数		人		消 防 団 員 出 動 延 人 数		人	
災害対策本部の設置状況	道（支庁）						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町							
補足資料（別葉で報告）							
災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因） 個人情報につき取扱い注意 応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか							

様式3

被害状況調査票表（個別表）

1. 基礎事項

住 所	帯広市 条 丁目 番地 町 番地				
世帯主 氏 名			世帯主の 職 業		
世帯人員	人	住宅の種別	持家・借家・公営住宅・非住宅・空家・その他		
2 被害状況					
区 分	調 査 項 目	被 害 状 況	被害金額又は内訳		
人的被害	死 者	人	(内訳) 1 氏名 2 性別 3 年齢 4 原因		
	行方不明	人			
	負 傷	重 傷		人	
		軽 傷		人	
住家の被害	全壊（焼）	棟 m ² 坪	千円		
	流 出	棟 m ² 坪	千円		
	半壊（焼）	棟 m ² 坪	千円		
	浸 水	床 上	浸水 cm m ² 坪	千円	
		床 下	m ² 坪	千円	
		便 槽	有 ・ 無	汲取りの必要 有・無	
	車両・構築物など	件	千円		
計	m ² 坪	千円			
非住家の被害	被害内容	建物の種類	m ² 坪 千円		
			m ² 坪 千円		
			m ² 坪 千円		
	計		m ² 坪 千円		
農業被害	流出・埋没 （農地）	田	ha	千円	
		畑	ha	千円	
		小 計	ha	千円	
	冠水・浸水 （農作物）	田	（冠水）	ha	千円
		畑	（浸水）	ha	
		田	（冠水）	ha	千円
		畑	（浸水）	ha	
		小 計	（冠水） （浸水）	ha ha	千円
	農業用施設		（内容）	千円	
営農用施設		（内容）	千円		

	分類 番号	調査区 番号	調査員 氏名
区 分	調 査 項 目	被 害 状 況	被害金額又は内訳
農業被害 (続き)	家 畜	牛 頭・馬 頭・豚 頭 山羊綿羊 頭・鶏 羽	千円
	そ の 他		千円
	計		千円
林道被害	林 地	箇所 ha	千円
	林 道	箇所 m	千円
	林 産 物	件	千円
	そ の 他	(内容)	千円
	計		千円
衛生施設 被 害	水 道	箇所	千円
	専用水道	箇所	千円
	病 院	箇所	千円
	そ の 他	箇所	千円
	計		千円
第2次・ 第3次企業 の被害	建物・構造物	棟 m ² ・坪	千円
	機械設備・装置	台 箇所	千円
	車両・その他の固定資産	台 箇所	千円
	原材料・燃料等		千円
	商品・製造品		千円
	そ の 他		千円
	計		千円
そ の 他 被 害			千円
			千円
			千円
合 計			千円
備 考			

注(1) 住宅の種別欄は該当する項目を で囲む。

(2) 非住宅は営業以外の事務所、集会所、倉庫、納屋、鶏舎などをいれます。

(3) 産業関係の被害は、世帯主の職業と併せて的確な欄に記入して下さい。

(4) 備考欄には参考になる事項をなるべく詳しく記入して下さい。

ものとする。

(1) 電話による通信

ア 非常扱いの通話

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話。

イ 緊急扱いの通話

非常通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話。

ウ 非常・緊急通話の利用方法

102番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

NTTコミュニケータがでたら

(ア)「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。

(イ) 予め指定した登録電話番号と機関名を告げる。

(ウ) 通話先の電話番号を告げる。

(エ) 通話内容を告げる。

NTTコミュニケータが一度切って待つよう案内する。

呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。

エ 電気通信事業法及び東日本電信電話株の契約約款に定める通信内容、機関等

非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通 話 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含む)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(の8項に掲げるものを除く) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体(の表、本表 1～5(2)に掲げるものを除く)相互間

(2) 電報による通信

ア 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

イ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。
なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

ウ 非常・緊急電報の利用方法

115番(局番無し)をダイヤルしNTT コミュニケータを呼び出す
NTT コミュニケータがでたら

- (ア)「非常または緊急扱いの電報の申込み」と告げる
- (イ) 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる
- (ウ) 届け先、通信文等を申し出る

エ 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ
緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達をける場合に限り取り扱う。	
電報の内容	機関等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱い通話と同じ

(3) 通信手段

本通信計画については、基本的に有線電話等の通信連絡手段を優先的に考えるものである。しかし、災害時に想定される有線の通信輻そう、ケーブル破損等による有線電話の通信途絶時の通信手段として、地域防災無線、防災行政無線、各機関の無線施設、機関相互の通信協力、人的伝達など他の通信手段の利用を確保するものとする。

(4) 専用通信設備

本市が所有する有線回線、地域防災無線、防災行政無線、消防用無線、水道事業用無線、空港用無線施設等の通信設備は別表1のとおりである。

別表1

《 本部の通信施設 》

1 本庁有線回線設備

(1) NTT回線 85回線（総務課管理分）

局線引き込みケーブル線3ルート化（アナログ20回線・デジタル23回線、ひかり42回線）により異常時のバックアップ体制を確保

(2) 交換機設備

ア 災害停電時には予備電源起動及び発電機設備接続で電源を確保する。

イ 交換機本体が障害のため停止又は電源が停止した場合は、停電多機能電話機（17台）が自動的に単独電話機に切り替わり回線を確保する（内線は利用できない）。

(3) 災害時通信確保対策

ア 災害時優先電話

災害時の一般電話回線の輻輳に伴い、発信規制がなされても、防災機関・公共機関として機能を確保するため、優先的に発信が確保される回線

(ア) 本庁舎における災害時優先電話

24-2498	24-2876	24-4295	24-4298	24-5020
24-5210	21-1109	23-3081	23-3358	

（～ は電話交換機経由、 と は直通電話）

(イ) 内線電話から災害時優先電話として通話する方法（電話交換機経由）

「86発信」により、災害時優先電話回線（～）で発信することができる。

イ 災害対策本部専用電話（直通2回線）

と の直通回線を平常時は5階総務課（内線1220～1223、1230、1240）、災害対策本部設置時は3階大会議室で利用可能とする。

ウ 災害による電話回線、電話交換機障害対策（障害が大きい場合）

NTTに臨時回線の接続を依頼し、運用する。

2 気象情報等収集伝達設備

(1) 測候所の配信

NTT - Fネットワーク回線による気象情報の配信（ファクシミリによる同時通信）

(2) 地域防災気象情報 ~ ウエザーニュースによる配信情報

3 北海道防災行政無線（北海道総合行政情報ネットワーク）

北海道と市町村との情報伝達用無線（地上系と衛星系の2ルート）

(1) 電話機

・十勝支庁地域政策課防災主査	89 - 6 - 850 - 2191
・土木現業所（道路建設課道路維持係）	” 4314
・土木現業所（治水課防災係）	89 - 6 - 850 - 4344
・保健所（企画総務課企画調整係）	” 3614

(2) ファクシミリ

・一斉受令用	2台
・個別通信用	1台

4 帯広市地域防災無線

防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・収容避難所等との相互通信手段。

（平常時で最大30チャンネル、災害時で最大60チャンネルの使用が可能であるが、中継局経由での通信は最大4チャンネルである）

(1) 基地局（統制台：総務課 副統制台：大会議室）

(2) 中継局（市役所12階）

(3) 陸上移動局

ア 半固定型無線機	70局
（消防本部、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、救急告知病院、ライフライン機関等）	
イ 車載型無線機（市公用車）	26局
ウ 携帯型無線機（災害対策本部用）	11局
エ この他車載型無線機を清掃事業課ごみ収集車に搭載	

5 帯広市防災行政無線

(1) 基地局 1局（総務課）

(2) 移動局 43局（道路維持課 42局 管理課 1局）

6 水道事業用無線

(1) 基地局 4局（建設課、稲田浄水場、南町配水場、中島浄水場）

(2) 移動局 29局（車載型 20局 携帯型 9局）

7 消防本部

(1) 一般用電話 26回線（一般消防業務及び問い合わせ用）

- (2) 119番災害専用受付回線 18回線（うち携帯6回線）
- (3) 専用電話 14回線（8出張所、警察署、稲田浄水場、北海道電力、帯広ガス、音更消防署、幕別消防署）
- (4) 無線電話
 - ア 基地局 1局（通信指令室）
 - イ 固定局 16局
 - ウ 移動局 78局（消防本部、各出張所、分団）
（車載型45局、携帯型33局）

8 帯広空港無線局

- (1) 基地局 1局
- (2) 移動局 33局（車載型21局 携帯型12局）

9 災害時緊急電話

- (1) 防災用携帯電話（総務課） 1台
- (2) 衛星携帯電話 2台

10 その他通信手段

- (1) アマチュア無線等の協力活用
アマチュア無線局組織（帯広市無線赤十字奉仕団）を通じ、通信の万全を図る。
- (2) 機動力による連絡
交通可能地域及び有線電話不能地域の災害状況を把握するため、航空機、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を活用し、連絡体制を確立する。

第2節 災害広報計画

災害時における地域住民等に対する災害情報の提供並びに広報活動に関する計画を定める。

1 実施責任者

市長（政策推進部 広報第1班、広報第2班、市民活動部 広報第3班）
帯広警察署
その他関係防災機関

2 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、第1節災害情報通信計画によるほか、次により収集するものとする。

- （1）写真撮影による現場の取材
- （2）関係機関、その他住民等の取材による写真の収集
- （3）その他関係機関取材の資料の収集
- （4）災害現場における住民懇談会等によって一般住民及び罹災者の意見、要望、相談等を公聴し、災害対策等に反映させるものとする。

3 災害情報等の発表の方法（発表責任者 広報第1班長）

（1）報道機関に対する情報発表等の方法

収集した被害状況、災害情報等は、その都度、報道機関に対し次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別・名称及び発生日月日
- イ 災害の発生の場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況

（2）住民に対する広報の方法及び内容

ア 一般住民並びに罹災者に対する広報活動は、次の方法により行うものとし、誤報道による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者・障害者等災害時要援護者への伝達に十分配慮する。

- （ア）新聞、ラジオ、テレビ、有線放送、インターネット、郵便局等の利用
- （イ）広報車及び放送設備を有する車両の利用
- （ウ）消防施設のサイレン兼用放送設備の利用
- （エ）市広報紙の利用
- イ 広報事項は、次のとおりとする。
 - （ア）災害に関する情報及び住民に対する注意事項
 - （イ）応急対策とその状況
 - （ウ）復旧対策とその状況
 - （エ）その他必要な事項

4 道及び関係機関等に対する情報の提供

必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

5 庁内連絡

広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移を庁内放送等を利用して本部職員に周知する。

6 被災者相談所の開設

本部は災害の規模等に応じて適宜関係機関と連携して被災者相談所を開設し、住民の便に供するものとする。

第3節 応急措置実施計画

災害時において、市長及び関係機関の長が実施する応急措置については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 北海道知事
- (2) 警察官等
- (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長
- (5) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
- (6) 消防長又は消防署長等

2 市の実施する応急措置

市長は、災害が発生したときは、その拡大を防止するため、次に掲げる必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

(1) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

市長は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本市区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収容することができる。

なお、この場合において、災害対策基本法施行令第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア 土地建物等の占有等に対する通知

市長は、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「土地建物等」という。）を使用し、又は収用したときは、速やかに当該土地建物等の占有者、使用者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合において、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を市役所前の掲示場に掲示する等の措置をとらなければならない。

- (ア) 名称又は種類
- (イ) 形状及び数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) その他必要な事項

イ 損失補償

市は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（3）支障物件等の除去及び保管

市長は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管したときは基本法第64条第3項から第6項までの規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア 市長は、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、公示する。

イ 市長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。（基本法施行令第27条）

ウ 工作物の保管、売却、公示等に要した費用は、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用し、占有者等より徴収する。

エ 保管した工作物等を返還するため公示した日から起算して6月を経過してもなお返還することができないときは、当該工作物等の所有権を市に帰属させる。

（4）北海道知事に対する応援の要請等

市長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

（5）他の市町村長等に対する応援の要請等

ア 市長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

イ 市長は、他の市町村長等から応援を求められたときは、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

（5）他の市町村長等に対する応援の要請等

ア 市長は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

イ 市長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本市地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

オ 市長は、アからエまでの応急措置等の業務に協力した住民等が、そのため負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合は、関係法令によるほか、帯広市消防団員等公務災害補償条例によりその補償を行う。

3 災害救助法適用の場合

災害救助法（以下「救助法」という。）適用の場合は、次のとおりである。

（1）実施責任者

救助法による救助は、北海道知事が行う。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる。

（2）救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

ア 救助の種類

- （ア）収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- （イ）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- （ウ）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （エ）医療及び助産
- （オ）被災者の救出
- （カ）被災住宅の応急修理
- （キ）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- （ク）学用品の給与
- （ケ）埋葬
- （コ）遺体の捜索及び処理
- （サ）障害物の除去
- （シ）輸送及び人夫雇上

イ 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において知事がこれを定める。

（3）救助法の適用手続及び適用基準

市長は、災害に関し、その被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに十勝支庁を通じ知事に報告しなければならない。

救助法の適用基準

被害区分 市の人口	市単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (2千5百世帯以上)	被害が全道にわたり1万2千世帯以上の住宅が滅失した場合等
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
帯広市 10万人以上 30万人未満	100	50	市町村の被害状況が特に救助を必要と認められたとき。

《摘要》

1 住家被害の判定基準

（1）滅失、全壊、全焼、流失

損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延面積の70%以上に達した程度のもの又はその住家が改築しなければ居住できない状態になったもの

（2）半壊、半焼は、2世帯で滅失1世帯に換算

損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の床面積の20%～70%であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの

（3）床上浸水は、3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

2 世帯の判定

（1）生計を1つにしている実際の生活単位をいう

（2）寄宿舎、下宿等に宿泊する者で共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舎等の全部をもって1世帯とする。

（3）住込等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められない場合は当該家族と同一の世帯員とする。

第4節 避難対策計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るため、危険が切迫している状況にある住民を適切かつ円滑に避難させるための計画を定める。

1 避難の勧告又は指示することができる者

災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のため立退きを勧告し、又は指示するとともに、併せて立退き先を指示する。

（災害対策基本法第60条：水防法第22条）

（1）市長（市民環境部・保健福祉部）

（2）市長から委任を受けた消防吏員が行う。

委任を受けた消防吏員が行う場合には、指定避難場所等に立退かせることを原則とすることから、市民環境部等と緊密な連絡をとらなければならない。

（3）警察官

市長が指示するいとまがないとき、又は市長から要求があったときは避難のため立退きを指示する。この場合、直ちに市長に通知する。

（災害対策基本法第61条：警察官等の避難の指示）

また、天災事変等の危険な事態がある場合で、特に急を要するときは危害を受ける恐れのある者を避難させるなどの措置をとることができる。

（警察官職務執行法第4条：避難等の措置）

（4）知事（その命を受けた道職員等）

災害の発生により市長が避難勧告等の事務を行うことができなくなった時において代行するものとする。（災害対策基本法第60条第5項）

市長が行う避難立退きの指示について必要な指示を行うことができる。

（災害対策基本法第72条、地すべり等防止法第25条）

（5）自衛官（災害派遣を命ぜられた自衛官）

（3）の後段の場合であって、警察官がその場にいないときは、危害を受ける恐れのある者を避難させる。

（自衛隊法第94条）

（6）消防吏員、消防団員

火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止もしくは制限することができる。

（消防法第28条：消防警戒区域の設定・退去命令及び出入を禁止制限）

2 避難の勧告、指示又は避難準備情報区分の基準

（1）避難勧告

その地域の居住者を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

（2）避難指示

災害による危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせるためのものをいう。

（3）避難準備情報

避難に時間がかかる災害時要援護者のために、必要に応じて通常の避難勧告の前に発し、いち早く安全な場所に避難してもらうためのものをいう。

（4）避難の態様

ア 事前避難

次の場合に被災危険区域住民に避難場所等を示して避難の勧告、指示又は避難準備情報を発する。

（ア）大雨、暴風、洪水の警報等が発令され避難の準備あるいは避難を要すると判断されたとき。

（イ）河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇するとき。

（ウ）その他、諸般の状況から避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

イ 緊急避難

事前避難のいとまがない場合（火災、洪水等による被災の危険が目前に切迫していると判断されるときをいう。）は、至近の安全な場所に緊急避難させる。

ウ 収容避難

事前避難として利用した避難場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させるとき、又は救出者を安全な場所へ避難させるときは、輸送車両を用意するなどの手段を講じて避難させる。

3 避難勧告・指示及び避難準備情報の伝達方法

次に掲げる事項のうち、地域の実情を考慮し、いずれかの方法により行うものとする。

なお、場合によっては、二つ以上の方法を併用するものとする。

（1）広報車による伝達

市、消防機関、警察署などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

（2）ラジオ、テレビ、有線放送、電話等による伝達

各報道機関に対し、勧告、指示又は避難準備情報を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を示し報道するよう協力を求めるとともに、電話等を通じ伝達する。

（3）信号による伝達

警鐘、サイレン等を利用する。

（4）伝達員による個別伝達

夜間、停電時又は風雨が激しい場合で関係住民に対する完全周知が困難であると予想されるときは、本部職員、消防職団員等で班を編成し、個別に伝達する。

（5）町内会あるいは地域防災組織の責任者を通じて周知する。

4 指示伝達事項

指示伝達する内容は、概ね次のとおりとする。

（1）勧告、指示又は避難準備情報者

（2）避難、指示又は避難準備情報の理由

（3）避難対象区域

（4）避難先とその場所

（5）避難経路

（6）注意事項

- ア 避難にあたっては、必ず火気危険物等（器具消火、ガス元栓の閉め等）の始末を徹底する。
- イ 避難時の戸締りをする。
- ウ 大雨、台風災害に備え家屋の補強、家財道具の安全な場所へ移動する。
- エ 携帯品は、必要最小限にする。
（例えば、食糧、水筒、タオル、ちり紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等）
- オ 服装は必要に応じ、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具等を携帯する。
- カ 避難者は、できるだけ氏名票（住所、本籍、氏名、年令、血液型を記入したもので水に濡れて良い物）を携帯する。
- キ 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

5 避難の方法

（1）避難誘導

避難者の誘導は、市民環境部及び保健福祉部の職員、消防職員・団員、警察官がこの任に当たるものであるが、民間協力団体の協力を得て避難指示の伝達、避難者の掌握を行うものとし、特に老人、幼児、傷病者及び妊婦等の災害時要援護者を優先的に誘導するよう配慮するものとする。

なお、市長において必要があると認めるときは、車両による集団輸送を行うものとする。

6 避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。

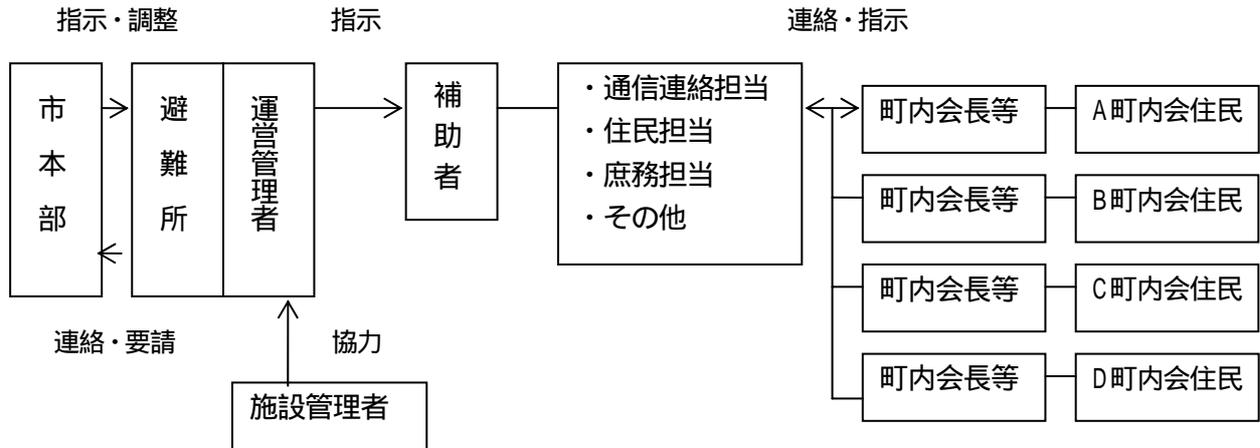
また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

7 避難所の運営管理

- （1）市は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- （2）道及び市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。
- （3）市は必要に応じ避難所の運営に関して自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得るものとする。
- （4）避難所の開設期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、本部長がその必要を認めたとときは、その期間を延長することができる。
- （5）施設には、保健福祉部長の指名する運営管理者及び補助者を置くものとする。
- （6）運営管理者は、保健福祉部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の収容等にあたるとともに、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営にあたるものとする。
- （7）避難所の施設管理者は本部長あるいはその命を受けたものの指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置する。

《避難所運営組織体系》



8 帳簿類の整備

避難所における収容状況及び物品の受払いを明確にするため必要な帳簿を備えておくものとする。

(1) 避難所収容台帳

避難所収容台帳

責任者 認 印	月 日	収容人員	物品使用状況		事 項	避難所
			品 名	数 量		備 考

(注) ア 「収容人員」欄は当日の最高収容人員を記入、収容人員の増減経過は、「事項」欄に記入すること

イ 「物品使用状況」欄は、開設期間中に使用した品名・数量を記入すること。

ウ 他市町村の住民を収容したときは、その住所、収容期間を「備考」欄に記入すること。

(2) 避難所用品受払簿

避難所用品受払簿

						帯広市
月 日	摘 要	受	払	残	備 考	

(注) ア 「摘要」欄に購入先、受入先又は払出先を記入すること。

イ 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入する。

ウ 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

（3）避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況台帳

帯広市

避難所名	所在地	開設期間	実人員	延人員	開設日	備考
計						

9 道（十勝支庁）に対する報告

（1）避難の勧告、指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに十勝支庁長に報告するものとする。（市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。）

- ア 発令者
- イ 発令理由
- ウ 発令日時
- エ 避難の対象区域
- オ 避難先

（2）避難所を開設したときは、十勝支庁長に次の事項を報告するものとする。

- ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
- イ 収容状況、収容人員
- ウ 炊き出し等の状況
- エ 開設期間の見込み

（3）避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を十勝支庁長に報告する。

10 機関への連絡

- （1）警察署に連絡し協力を得る。
- （2）避難所として利用する施設の管理者に対し、至急連絡をとり協力を求める。
- （3）指定の避難場所には、速やかに職員を派遣し、避難者の指示、誘導等にあたる。

第5節 救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、市をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 実施責任

（1）北海道警察

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

（2）北海道

道は、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

（3）市（消防機関）

市（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社の救護所に収容する。

また、市は、市の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

2 救助救出を必要とする場合

災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態の者でおおむね次に該当する場合とする。

（1）火災の際、火中に取り残された場合

（2）台風等により倒壊家屋の下敷きになった場合

（3）水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した場合

（4）山崩れ、地すべり等により生き埋めになった場合又は列車、自動車等の大事故が発生した場合

（5）その他の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

3 救助救出活動

（1）被災地域における救助救出活動

市及び北海道警察は、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

（2）災害対策現地本部

本部長は、早急な諸対策等を行うため必要と認めたときは、第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、災害発生地域に災害対策現地本部を設置する。

第6節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備に関する北海道警察の諸活動についての計画は、次のとおりである。

1 警察活動の任務

災害発生時における警察活動は、次に掲げる事項を主な任務として行う。

- (1) 情報の収集及び報告
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救助救出
- (4) 危険地域における住民の避難活動
- (5) 避難誘導及び緊急交通路のための交通確保
- (6) 予報及び警報の伝達
- (7) 被害の拡大防止
- (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視
- (9) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒
- (10) 危険物に対する保安対策
- (11) 不法事案の予防及び取締り
- (12) 広報活動
- (13) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務に対する協力

2 災害警備本部の設置

非常体制が発令された場合、又は帯広警察署長が自ら警戒体制をとった場合は、予想される災害の規模、態様に応じて災害警備本部を設置する。

3 災害発生時の警察活動

災害に際し、関係機関と連携の下で災害警備に関する警察活動を行う。

(1) 被害状況の収集方法

災害発生時の初期的段階における被害情報の収集方法は、現場警察官からの報告、被災者及び他関係機関からの通報のほか、警察職員の警察署等への参集途中における被害状況の報告等、あらゆる方法により収集する。

また、被害状況の集約した情報については、直ちに関係機関に連絡するとともに、救助救出、交通規制等の災害警備諸対策に活用する。

(2) 警備体制の確立

災害の発生が執務時間内の場合は、災害の規模及び被害状況に応じた警備体制を早期に確立して対応することとし、執務時間外の場合は、当直体制で対応し、参集人員に応じて必要な部隊を順次編成して対処する。

また、帯広警察署だけでは対処できないような大規模な災害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合は、北海道警察釧路方面本部へ応援部隊の派遣を要請し、警備体制を確保する。

(3) 避難誘導

警察官は避難誘導にあたって、市、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域に対しては、状況の許す限り警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護、その他犯罪の予防に努める。

（4）交通の確保規制

- ア 道路の被害、危険及び障害箇所等の交通情報を道路管理者等から幅広く収集し、迂回路の設定、通行禁止等の交通規制を行う。
- イ 緊急交通路が指定された場合は、広範囲な交通規制を行い、原則として緊急交通車両以外の通行を禁止し、又は制限する。
- ウ 緊急交通路に放置された車両、その他の物件の措置については、災害対策基本法に基づき撤去する。

第7節 交通応急対策計画

災害時における道路及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

（1）北海道公安委員会（北海道警察）

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

（2）東京航空局帯広空港出張所

ア 航空機に対し、運航に影響を与える災害情報を提供するとともに、空港基本施設及び保安施設の損壊等により航空機の運航に危険がある場合には、必要に応じ空港の使用を禁止又は制限するほか、飛行計画、飛行経路等の調整を行う。

イ 緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

（3）帯広開発建設部

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

（4）北海道（土木現業所）

道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

また、交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車輛等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

（5）帯広市（消防機関）

ア 市町村が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

イ 消防吏員は、警察官がその場にいる場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

（6）自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。

ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

（7）社団法人北海道警備業協会

社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、知事と締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

2 道路の交通規制

（1）道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間

イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

（2）交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

（3）関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

（1）通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

（2）緊急通行車両の確認手続

ア 支庁長又は警察署長は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物

資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、支庁又は警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ 緊急通行車両

（ア）緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

（イ）指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

（3）通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

ア 確認手続

（ア）警察署長は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

（イ）確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察署及び交通検問所で行う。

（ウ）証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ 規制対象除外車両等

（ア）傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

（イ）報道機関の緊急取材のために使用中の車両

（ウ）他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両。

（エ）次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。

- a 道路維持作業用自動車
- b 通学通園バス
- c 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
- d 電報の配達のため使用する車両

- e 廃棄物の収集に使用する車両
- f 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両
- g その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

4 緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路(以下「緊急輸送道路」という。)を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

(1) 計画内容

- ア 対象地域
道内全域
- イ 対象道路

既設道路及び概ね平成17年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は9,677 kmに上っている。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路 道路延長5,672 km

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路
道路延長3,774 km

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路 道路延長232 km

第8節 輸送計画

災害による被災者の避難、傷病者の収容、災害応急対策要員の移送、応急対策用資器材、物資の輸送の実施に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

市長（総務部総務班：総務部）

災害救助法が適用された場合は、知事の委任により市長が行うものとする。

2 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次の各輸送のうち、迅速、確実に最も適当な方法によるものとする。

（1）道路輸送

ア 道路の状況

市内における交通道路の状況を把握し、路線の安全確保を図るものとする。

イ 市における車両等の確保

市が所有する車両は、総務部長が必要と認める数の車両を待機させ、使用するものとする。

ウ 市有以外の車両等の確保

総務部長は、災害の規模等により、市有車両等のみでは輸送を実施することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため、他の機関又は、民間車両の借上げを行う。

また、必要に応じ帯広陸運支局を通じ、十勝地区トラック協会、十勝地区バス協会に対し緊急輸送の応援要請を行う。

さらに、災害の状況や被災者に対する支援内容により、平成17年7月6日に帯広市が赤帽帯広軽自動車運送協同組合と締結した「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、同組合に対し必要な車両、及び要員の提供を要請する。

エ 燃料の調達

燃料の調達は、「災害時における石油類等の優先供給に関する協定」を締結している帯広地方石油業協同組合加入の市内主要ガソリンスタンドより供給を受けるものとする。

（2）空中輸送

交通が途絶し、緊急に輸送の必要が生じたときは、市長は、知事（防災消防課防災航空室）に対し北海道防災消防ヘリコプターの緊急運航又は十勝支庁を通じて、自衛隊所管の航空機の派遣を要請するものとする。

なお、派遣要請の業務は総務部総務班が行う。

ア 物資投下可能地点

各避難所として指定する各小、中学校の校庭とし、その都度定める。

イ ヘリコプター離着陸可能地点

（ア）ヘリコプター着陸地点の具備すべき条件

資料2のとおり。

（イ）ヘリコプター着陸可能地点は原則として次に定める地点とする。

ヘリコプター離着陸可能地点

所 在	名 称	着陸場所の面積
西14条南8丁目	帯広競馬場	23,000m ²
緑ヶ丘	緑ヶ丘公園多目的広場	20,686m ²

3 輸送の範囲

- (1) 罹災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 罹災者救出のための必要な人員、資器材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資器材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他本部が行う輸送

4 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

5 緊急輸送業務に従事する車両の表示

災害対策基本法第76条に基づき一般車両の交通が規制された場合には、市長及び防災関係機関は、災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として、知事又は公安委員会に申し出て、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

- (1) 標章（様式1）
- (2) 緊急通行車両確認証明書（様式2）

様式1



備考

- 1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年月日を表示する部分を白色、字を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。

様式2

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
北海道知事 公安委員会			
番号票に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所		
	氏 名		
運行日時			
運行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする

6 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 輸送記録簿（様式1）

様式1

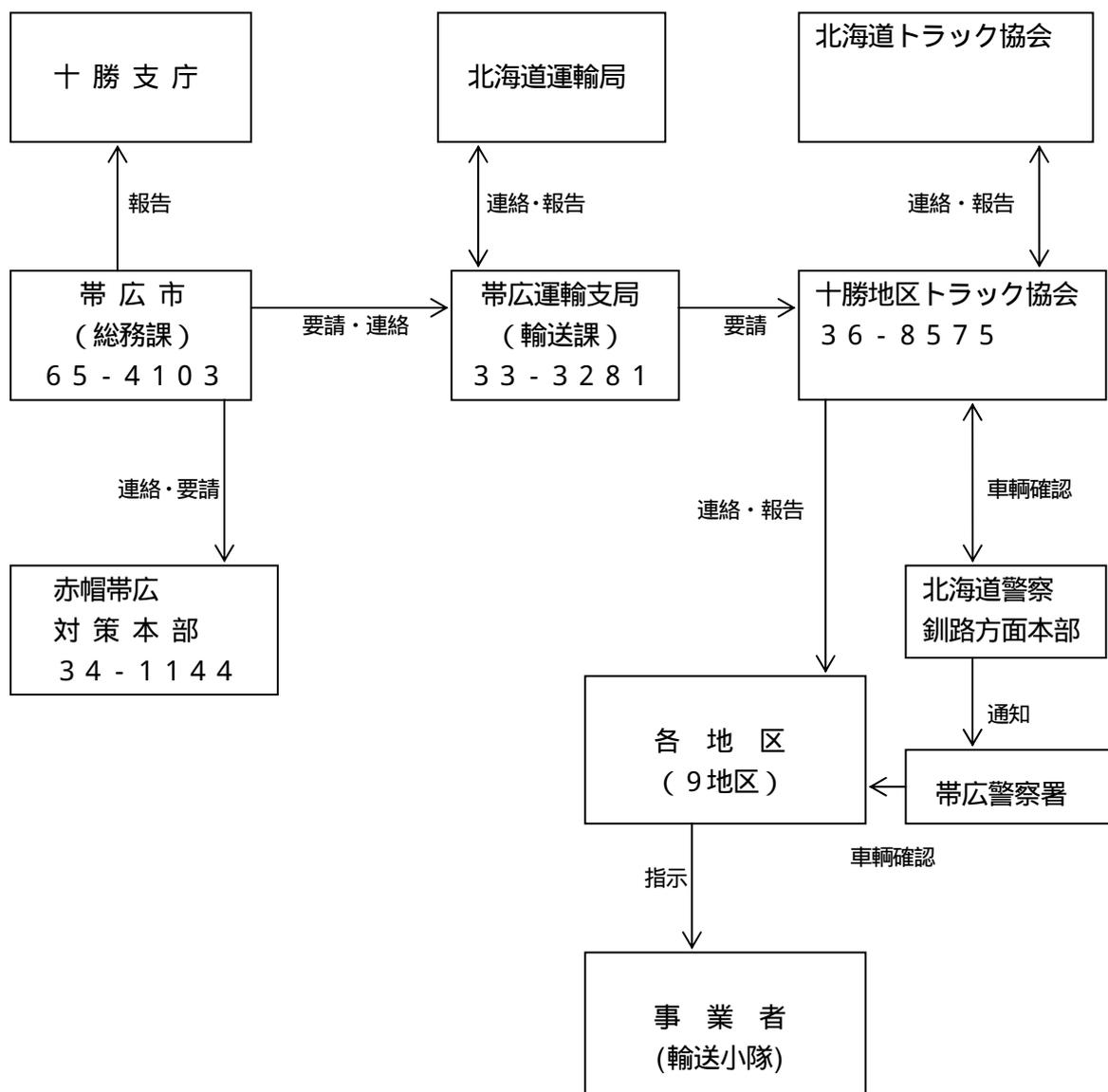
輸 送 記 録 簿

輸 送 日 日	目 的	輸 送 区 間 （ 距 離 ）	借 上 等			修 繕				燃 料 費 （ 円 ）	実 支 出 額 （ 円 ）	備 考	
			使用車両		金 額 （ 円 ）	故障車両等		修 繕 日 日	修 繕 費 （ 円 ）				故 障 の 概 要
			種 類	台 数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名						
合 計													

- (注) 1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

7 緊急輸送要請体制

(1) 要請伝達系統



(2) 要請内容

- ア 災害の状況及び応援を要する理由
- イ 応援を必要とする車両の種類、大きさ、車両数、人員
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする機関及び活動
- オ 連絡責任者及び現場責任者

(3) 輸送体制

- ア 十勝地区トラック協会の輸送体制、隊編成等は協会作成の「緊急救援輸送業務実施要綱」による。

（ア）緊急救援輸送の要請を受けた場合の措置

北海道本部又は自治体等から緊急救援輸送の要請を受けた場合は、地方本部は機を失せず、次の措置を講じ緊急救援輸送を開始する。

- a 受領報告及び対策室に対する指示
- b 班輸送隊の編成
- c 緊急救援輸送車両の確認申請等
- d 現地事務所の開設
- e 輸送終了報告

イ 赤帽帯広軽自動車運送協同組合の輸送体制、隊編成等は赤帽帯広災害対策本部の作成した「赤帽災害時緊急輸送体制」による。

（ア）緊急救援輸送の要請を受けた場合の措置

帯広市災害対策本部から緊急救援輸送の要請を受けた場合、赤帽帯広災害対策本部は、緊急救援輸送を開始する。

第9節 食糧供給計画

地震災害による被災者及び災害応急対策従事者等の食糧の確保、並びに供給方法等に関する計画を定める。

1 実施責任

帯広市（保健福祉部第1救護班）（学校教育部調理場班）は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食糧等の配給及び給付対策を実施する。

2 食糧の供給

（1）主要食糧

市長は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できない時は、その確保について支庁長を通じ知事に要請する。

（2）副食及び調味料

市長は、副食及び調味料の調達を直接行うものとする。但し、市において調達が困難な場合、道がこれを調達する。

3 食糧輸送計画

食糧の輸送は、本章第8節の「輸送計画」の定めるところによるほか、「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」を締結している赤帽帯広軽自動車運送協同組合に協力を要請し、輸送車両及び要員の確保を図るものとする。

4 応急供給の対象者

（1）避難所に収容された者

（2）住家が被災して炊事のできない者

（3）住家が被災して一時縁故先に避難する者

（4）災害地において応急作業に従事している者

5 応急供給品目

供給品目は、原則として米穀、乾パン等とする。

6 食糧の備蓄及び調達

災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食糧により給食を行うものとする。

被災者の数が増大し、備蓄食糧による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろや市内の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとする。

また、罹災者等に対して炊き出し等の給食に必要な応急用食糧等を確保できないときは道東6市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づき協定市及び十勝支庁を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請する。

災害救助法が発動された場合における政府米の知事への緊急引渡手続きについては、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」（昭和61年2月10日付61食糧第120号（需給、経理）食糧庁長官通達）によるものとする。

[乳児食の調達]

乳児に対する給食は、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し支給するものとする。

7 米飯の炊き出し

- (1) 炊き出し及びその供与は、保健福祉部が行う。
- (2) 炊き出し施設は、原則として次の施設を利用するものとするが、不足する場合又は同施設が災害等で使用不能の場合は、仕出し業者、飲食店、旅館を利用するものとする。
- (3) 必要に応じて、日本赤十字奉仕団、女性団体、町内会、自衛隊等の協力・応援を求め避難場所、又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

《炊き出し施設の状況》

施設名	所在地	調理能力	電話番号
学校給食共同調理場	帯広市西22条北2丁目23	1日 24,000食	37 - 5800
帯広市役所食堂	帯広市西5条南7丁目1	1日 2,000食	24 - 4111

8 食糧の配付

- (1) 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。
- (2) 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配付する。
- (3) 食糧の配付については、町内会、防災組織の協力により、公平かつ円滑に実施する。

9 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

10 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

炊 出 し 給 与 状 況

炊出し場の名称	月 日			月 日			月 日			3日間小計			4日以降小計			合計	実支出額	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
合計																		

第10節 給水計画

災害によって広域的断水が発生した時には、市民に対し生活に必要な飲料水をできるだけ公平に供給することが重要である。市民が飲料水に対する不安感から混乱することが予想され、この事が応急給水活動時の大きな障害となる事が想定される。

そのために、市民に対し十分な広報活動を行い理解と協力を元に官民一体となった活動を実施する。なお、給水計画は、帯広市水道事業災害対策計画の応急給水計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 帯広市（公営企業管理者：上下水道部）

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

ア 個人備蓄の推進

市は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

イ 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽と配水池の貯留水を主体として給水するものとする。

ウ 給水資機材の確保

市は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

(2) 北海道

市の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の斡旋、給水開始の指導を行う。

2 給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

3 応急給水に伴う用語の定義

(1) 常設拠点給水

配水池、緊急貯水槽等貯留施設に臨時の給水栓を設置し、被災者に給水する方法をいう。

(2) 常設拠点給水箇所

上記の方法で給水する場所をいう。

(3) 拠点運搬給水

常設拠点給水でカバーできない地域について、収容避難所を中心に給水拠点を定め、その拠点へ運搬して被災者に給水する方法をいう。

(4) 拠点運搬給水箇所

上記の方法で給水する場所をいう。

(5) 運搬給水基地

運搬給水のための水を積み込む場所をいう。（稲田浄水場、帯広の森減圧弁室）

4 目標応急給水量（1人1日給水量）

災害時においても、可能な限り多くの水を供給することが望まれるが、水道施設の被害状況、及び応急給水体制により供給量は限定される。更に時間の経過とともに混乱の鎮静化及び都市機能の回復に伴い、市民の要求量は増加する。このため、動員可能な人員による体制で最も効果的な応急給水体制時の目標給水量を次表のように設定する。

表 - 1 目標応急給水量の設定表

1	発災後3日間 3ℓ/人日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水（緊急貯水槽・配水池）及び運搬給水により対応する。
2	発災後4～10日 20ℓ/人日	混乱期も鎮静化し、市民も飲料水だけでなく生活用水を求める。配水本管及び支管の復旧により断水人口が減少するため、20ℓ/人日を目標に行う。
3	発災後11日以降 100ℓ/人日	配水小管の復旧により、給水管被災家屋を除き通常給水に復帰する。

5 応急給水活動

応急給水の方法は、動員可能な人員、車両数を考慮し、次の順位で選択する。

表 - 2 応急給水方法

順位	方法	備考
1	常設拠点給水	緊急貯水槽（100m ³ ）、稲田浄水場配水池、南町配水池
2	運搬給水	

1について

常設拠点給水箇所への臨時の給水栓の設置及び管理は給水班が実施する。

なお、緊急貯水槽については、設置のみ給排水班が行い、その後の管理は避難所にいるリーダーに依頼することとする。

応急給水は次の順位で実施する。

表 - 3 応急給水先の順位

順位	給水先	備考
1	病院，老人ホーム	応急給水拠点図より選択すること。
2	災害対策関係機関	
3	避難所	
4	その他	飲食店，公衆浴場等

給排水班は応急給水拠点で市民への災害情報提供のため、災害情報広告紙を配布することとする。

表4 応急給水計画表

想定による日程区分		混乱期・一時復旧期		は実施	は必要に応じて実施	備考	
		1日	2~3日	二次復興期 4~10日	復興期 11日以降		
想定・計画項目		1日	2~3日	4~10日	11日以降	備考	
1人1日の確保数量		3ℓ	3ℓ	20ℓ	100ℓ		
市民の活動		火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く	被災者は避難所生活		一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化する		
上下水道部の活動	水道施設の被害状況（応急復旧の状況）	<ul style="list-style-type: none"> 送水管破損により一部送水停止 配水本管破損により広域断水 基幹施設、配水本管支管の被害調査 配水本管、支管の復旧開始 	<ul style="list-style-type: none"> 送水開始 配水本管通水 配水本管復旧工事 	<ul style="list-style-type: none"> 配水支管復旧 給水装置の復旧開始 			
	応急給水活動 応急給水活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> 市内広域断水状況 大正地区断水状況 水道対策部設置 常設拠点給水箇所での給水 運搬給水体制の確立及び開始 	<ul style="list-style-type: none"> 常設拠点給水箇所での給水 運搬給水 一部各戸給水開始 	<ul style="list-style-type: none"> 運搬給水 一部を除いて各戸給水 	正常給水に復興		
応急給水	常設拠点給水箇所	配水池貯留水	稲田浄水場配水池 (9,930t)			給水班が実施	
		南町配水池 (8,830t)				給水班が実施	
		別府配水池 (9,200t)					
	緊急貯水槽					設置のみ給水班	
	拠点運搬給水（避難所）					応援部隊が実施	
	運搬給水	医療機関	救急指定病院				給水班が実施
		その他の病院					給水班が実施
	福祉施設					給水班が実施	
各戸給水							

6 運搬給水計画

(1) 運搬給水の方針

運搬給水は、各地域を受け持つ配水池等貯水施設を運搬給水の基地として選定し、受け持ち地域の給水拠点に運搬し給水する。

運搬給水の基地においては、対策部との連絡を担当するとともに協力事業者への積み込み、運搬先、運搬回数の指示等の応急給水に係る活動の統制を実施する。

避難所への運搬給水については、日本水道協会北海道地方支部および自衛隊の応援により実施することとする。

上下水道部職員（給排水班）は、医療機関、福祉施設、災害対策関係機関、独居老人世帯等からの要請に対する運搬給水を行なうこととする。この場合、業者から車両及び運転手を借り上げ、実施することとする。

なお、医療機関、福祉施設等の優先施設のうち、病床数10以上で受水槽のない施設を第一優先施設、病床数10以上で受水槽のある施設を第二優先施設として、運搬給水を実施することとする。

(2) 運搬給水用機材の備蓄計画

運搬給水用機材は、応急給水が迅速に実施できるよう必要量備蓄するものとする。

現在の備蓄内容は次のとおりである。

機 材 名	形 状・規 格	数 量	備 考
給水タンク	2 m ³	5 台	
"	1 m ³	1 台	
キャンバス水槽	2 m ³	5 台	
テント	3号(2.7×4.5)	1 張	
ジェットヒーター	100V、HR120D	1 台	
発電機	100V、9.0A	1 台	

今後、備蓄を必要とするものは次のとおりである。

なお、備蓄にあたっては、緊急貯水槽12基整備完了時において必要となる機材を備蓄するものとする。

7 応援の要請

市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第11節 上下水道施設対策計画

災害に伴い上下水道施設が被災し、供給等が停止した場合は、市民生活そのものを麻痺と混乱に陥れ、事態として社会経済活動に極めて大きな影響を与える。

このため、各施設において、それぞれ独自の応急対策に関する計画を定める。

1 実施責任者

上下水道施設対策は、市長（公営企業管理者：上下水道部）が実施する。

2 水道施設

災害時における、水道施設の復旧および飲料水の確保に対処するため、動員体制、情報連絡体制を確立し、被害の軽減と速やかな応急対策を実施するための計画である。

（1）非常態勢

ア 上下水道対策部の設置

上下水道部は、災害又は施設の異常等により水道施設に被害が発生し、給水に関し市民生活に大きな影響を及ぼすような事態が発生、または発生が予想される場合、帯広市水道事業災害対策計画第3章帯広市水道部災害対策部の定めにより「上下水道部災害対策部」を設置する。

イ 動員の発令

対策部長は、災害応急措置を講ずるため必要と認めたときは、上下水道部災害対策部の非常配備態勢に基づく第1種非常配備態勢、第2種非常配備態勢、第3種非常配備態勢の動員を発令する。

ただし、災害の種類、規模、発生時期等によって特に必要と認めるときは、配備態勢と異なる発令をすることができる。

ウ 所掌事務

対策部長は、災害応急措置を講ずるため必要と認めたときは、上下水道部災害対策部の編成および所掌事務に基づく班の編成並びに所掌事務を発令することができる。

（2）初期対策

災害発生初期における施設の操作、点検、被害状況調査等の実施は、次により行うものとする。

ア 施設の運転停止

次の場合は、施設班長の判断により施設の運転を停止する。施設班長はその内容を対策部長に報告する。

- （ア）停電により運転の継続が不可能と判断される場合
- （イ）薬品の漏洩等により運転の継続が不可能と判断される場合
- （ウ）送水管、配水幹線の破裂により二次災害の発生するおそれがある場合
- （エ）浄水場内最低確保水量を維持できない場合
- （オ）配水池最低水位を維持できない場合

なお、運転停止については迅速かつ的確に判断できるように、別途運転停止条件の細目を定めるものとする。

イ 施設の調査点検

あらかじめ作成した施設の調査点検要領に基づき行うとともに、次の事項について状況確認を行うものとする。

- （ア）取水及び配水量等の状況確認

- （イ）電力の受電状況及び運転状況確認
- （ウ）危険物等火災発生の原因となる物件類の状況確認

ウ 応急対策

災害により応急対策を必要とする異常事態が発生したときは、災害対策部の編成および所掌事務に基づく建設班、施設班において被害を未然に防止又は被害の拡大を防ぐため、水道施設の構造、流速、水位及び水質の状態を考慮し可能な限り最も適切な方法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施するものとする。

エ 被害状況調査報告

- （ア）被害状況を調査収集した職員は写真撮影し、水道施設被害調査票により上下水道部災害対策部災害対策室（以下「災害対策室」という。）に報告するものとする。
- （イ）災害対策室は、被害調査整理簿及び被害状況集計報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。

（3）災害復旧作業

ア 災害復旧の手順は、原則として水源から順次給水に至るまで、水の流れに従って被害箇所を復旧するよう計画するものとする。

管路の被害が大きく広範囲に断水している場合は、幹線管路を修理復旧した後、避難場所や医療施設に通じる管路を優先的に復旧するものとする。

イ 災害対策室は、各班及び関係機関の被害状況を集約・分析し水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、水道部災害対策会議の決定を受けるものとする。

ウ 建設班・施設班は、復旧基本計画に基づき、復旧実施計画を策定し、災害復旧工事を実施するものとする。

エ 管理者は復旧作業が速やかに実施できるよう、あらかじめ必要な関係機関、及び業者等と災害時における復旧作業の協力に関する契約、又は協定を締結しておくものとする。

なお、協力その他に関する必要事項は、次のとおりである。

- （ア）復旧工事に必要な機械器具類に関すること。
- （イ）復旧工事の技術者及び労働者に関すること。
- （ウ）緊急連絡に関すること。
- （エ）その他協力・要請に関する必要な事項。

オ 復旧作業にあたって、資器材等を関係機関及び業者等から調達する場合は、水道部災害対策部の編成及び所掌事務に基づく担当班が調達するものとし、別に定める物品調達記録書に記録しなければならない。

カ 復旧作業の記録は工事作業日報に記録し、班長に報告し災害対策室に提出するものとする。

災害対策室は、工事作業日報に基づき災害復旧状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。

キ 復旧作業の記録写真は、工事場所、年月日等を記載した黒板を用い撮影するものとする。

ク 災害復旧時における水質検査の結果は、水質検査結果報告書に記録し、対策部長に報告するものとする。

（4）応急給水

ア 災害により応急給水を必要とする事態が発生した場合は、上下水道部災害対策部の編成および所掌事務に基づく給水班において行うものとする。

イ 災害対策室は、応急給水基本計画書を作成し、災害対策会議の決定を受けるものとする。

ウ 給排水班は、応急給水基本計画書に基づきその実施計画書を策定するものとする。

エ 給水計画書は、水道施設の被害状況、施設の給水能力、応急復旧の進捗状況等を総合的

に判断し、効率的な計画を立てるとともに、復旧状況に応じて段階的に対応を変化させるものとする。

オ 応援事業体等による応急給水が迅速に行えるよう、給水方法、運搬給水の取水基地となる水道施設、応急給水拠点、運搬経路などを指定した応急給水計画をあらかじめ定めるものとする。

カ 給排水班は、応急給水状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。

（5）災害復旧に係る予算及び措置

災害復旧に係る予算及び措置については、災害対策会議において協議をし、総務班長がその事務手続きに必要な書類を作成しなければならない。

（6）応援体制

災害に際して必要な応急対策を実施するため、関係機関及び自衛隊への応援派遣要請は、災害対策部の編成及び所掌事務に基づく総務班が次により行うものとする。

ア 関係機関への派遣要請手続

日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱（昭和55年度 第51回支部総会決定）に基づき、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会区長に応援派遣を要請するものとする。

応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、様式により速やかに、要請先まで提出する。

（ア）災害の状況

（イ）必要とする資器材、物資等の品目及び数量

（ウ）必要とする職員の職種別人員

（エ）応援場所への経路

（オ）応援の期間

（カ）前各号に掲げるもののほか必要な事項

イ 自衛隊への派遣要請手続

（ア）派遣要請基準

災害に際して、応急対策の実施が水道部の組織を動員、あるいはその他の手段をもってしても不可能又は困難であり、自衛隊の派遣が必要であると認められる場合とする。

（イ）派遣要請要領

管理者は、自衛隊の派遣の必要があると判断される場合には、派遣要請書を市長に提出する。口頭、又は電話等により要請した場合は、事後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。

（ウ）派遣要請書の記載事項

a 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする理由

b 派遣を必要とする期間

c 派遣を希望する人員、車両等の概数

d 派遣を希望する区域及び活動内容

e 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

（エ）自衛隊受入に関し留意すべき事項

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して、派遣部隊の任務が十分に達成できるように務めるものとする。

- a 派遣を要請した現地には、必ず責任者を立会させ、作業に支障を来たさないよう自衛隊現地指揮官と協議決定すること。
- b 応急復旧に必要な資器材等については、水道部で準備し、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意すること。
- c 自衛隊の活動に対しては、付近住民の積極的な協力をするよう配慮すること。

（オ）撤収要請

管理者は、災害による応急対策が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、速やかに市長に自衛隊撤収要請の連絡を行うものとする。

ウ 応援受入れ体制

災害時における応急給水作業、応急復旧作業等を迅速かつ適切に遂行するため、応援受け入れ体制に関する指針（第103回支部理事会決定 施行期日昭和55年8月1日）に基づくとともに、次の事項について留意し速やかに応援受入れ体制を確立するものとする。

（ア）応援隊の基地及び宿泊施設の確保

（イ）応援活動用資器材の倉出し

（ウ）指揮者、誘導者等職員の配備

（エ）応援隊の作業及び役割分担

（オ）応援期間及び経費その他協議を必要とする事項

エ 相互応援体制

日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱に基づき応援活動を行うものとする。

（7）安全衛生並びに救急措置

災害発生後の職員の安全確保及び負傷者救出、救護等に関する事項は、次のとおりとする。

ア 職員の安全確保並びに負傷者の救出及び救護は、災害対策部の編成及び所掌事務に基づく総務班が中心となって連絡調整を行うものとする。

イ 救急用品は、庁舎事務所及び浄水場内に常備し、設置場所を明示しなければならない。

ウ 負傷者は、救急用品により応急処置を行った後、症状に応じ医療施設に搬送するものとする。

エ 庁舎事務所及び浄水場において救急処置の補助者を定め、年一回程度の救急措置の訓練を実施するものとする。

3 下水道施設

下水道施設の災害による被害に対し、市長は雨水、汚水の流下に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期することとする。

（1）活動体制

ア 市災害対策本部の非常配備態勢に基づき職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施する。

イ ポンプ場、処理場にあつては、監視要員からの報告を基点とし、各処理場の非常配備編成連絡網により緊急配備態勢をとる。

（2）応急復旧対策

ア 被害調査

排水機能の支障や二次災害の発生を考慮し、管渠にあつては幹線管渠の流下状況、軟弱地盤地帯の管渠の調査及びマンホール、ポンプ室、伏越室等の工作物の調査を速やかに行う。

イ 応急対策

（ア）管渠

下水道管渠に対しては、汚水・雨水の流下に支障のないよう迅速に応急処置を講ずるとともに、本復旧の方針をたてる。枝線の被害は、本復旧を前提とし、幹線の被害は、被害の場所・程度に応じて応急あるいは本復旧を行う。

（イ）処理場及び中継ポンプ場

停電のため処理場、中継ポンプ場の機能が停止した場合は、自家発電機によってポンプ運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないようにする。

（ウ）復旧計画

下水道施設の復旧は、市をはじめ民間企業の協力を得て、できるだけ速やかに、原状に復旧する。

第12節 衣料・生活必需物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品、生活必需品を喪失、き損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を確保するための計画である。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、市長（保健福祉部第1及び第2救護班）（総務部管財班）が行うものとし、物資の調達が困難なときは、知事にあつせん及び調達を要請するものとする。
- (2) 救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により実施する。

2 物資供給の対象者

- (1) 災害により住家が全焼、半焼、全壊、半壊等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者。
- (2) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

3 調達の方法

(1) 物資調達の方法

災害救助法の適用の有無にかかわらず、保健福祉部が世帯構成員別被害状況を把握のうえ、配分計画を樹立し、総務部管財班がこの配分計画に基づき購入する。

(2) 給与又は貸与物資の種類

- ア 寝 具（布団、毛布、タオルケット等）
- イ 外 衣（洋服、作業服、子供服）
- ウ 肌 着（シャツ、パンツ等）
- エ 身 廻 品（タオル、手拭、靴下、傘等）
- オ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- カ 食 器（茶碗、皿、箸等）
- キ 日 用 品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等）
- ク 光熱材料（マッチ、ローソク等）
- ケ その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの。

(3) 備蓄・調達方法

- ア 必要な物資については、調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量は、市において備蓄保管するものとする。
- イ 日赤北海道支部は、毛布及び日用品セットを一部備蓄しており、必要なときは日赤北海道支部長に要請する。
- ウ その他調達にあたり、あらかじめ市内の業者と協議し、緊急時に速やかなる対応が可能となるよう、調達先を定め、災害に備えるものとする。
- エ 災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分に配慮することとする。
また、社会福祉施設に対し、災害時要援護者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

4 給与又は貸与の方法

保健福祉部は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については前項の配分計画に基づき行うものとする。

5 義援金品の取扱い

市に送付された義援金品の取扱は保健福祉部が担当する。

受付の記録、保管、罹災者への配分等は市長の指示するところにより、その状態に応じ適切かつ正確に行うものとする。

6 費用の限度及び給（貸）与期間

災害救助法の基準による。

7 物資の給与状況の記録

物資を供給した場合は、次により記録しておかなければならない。

なお、災害救助法による救助物資とその他義援物資とは明確に区分して処理する。

（1）物資の給与状況（様式1）

様式1

物資の給与状況

帯広市

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成人員	給 与 月 日	物資給与の品名					実 支 出 額	備 考
				布団	毛布					
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者

氏名

（注）1 住家の被害程度に全壊（焼）又は半壊（焼）の別を記入すること。

2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。

3 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

第13節 電力施設災害応急計画

災害により電気施設に被害が生じ、又は発生する恐れがある場合、人命・市民生活の確保のため、北海道電力(株)帯広支店は各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策、及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持するため、独自の応急対策に関する計画を定める。

1 非常体制

(1) 災害対策隊の設置

ア 災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常災害対策釧路支店支部帯広支店対策隊運営要領」に基づき「非常災害対策隊」を設置し、非常活動体制を発令する。

イ 非常災害対策隊を設置したときは、市、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。

ウ 対策会議

非常災害対策隊は、気象情報、活動体制、被害復旧の状況、復旧の順位及び報道・広報対策等を協議するため、対策会議を開催する。

(2) 非常活動体制区分

区 分	発 令 の 基 準
警戒体制	非常災害が生ずる恐れのある場合。
1号非常体制	局所的に相当の被害の発生が予想される場合、又は発生した場合
2号非常体制	広範囲にわたる被害、もしくは甚大な被害の発生が予想される場合、又は発生した場合。

(3) 応急復旧要員の動員

ア 応急復旧に従事する要員をあらかじめ定めておき、活動体制発令後、速やかに対応できるよう体制を確立する。

イ 社外者（工事会社）の応援体制を確立しておく。

ウ 他地域からの救援隊員の応援を依頼した場合、収容場所等受入体制については、市災害対策本部の協力を得る等、万全を期するものとする。

2 応急復旧対策

(1) 復旧順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の大きいものから行う。

ア 変電設備

- （ア）主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- （イ）市街地に送・配電する送電系統の中間変電所
- （ウ）重要施設に配電する配電用変電所

イ 送電設備

- （ア）全回線送電不能の主要線路
- （イ）全回線送電不能のその他の線路
- （ウ）一部回線送電不能の主要線路
- （エ）一部回線送電不能のその他の線路

ウ 配電設備

原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民生安定のため重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、災害状況、施設復旧の難易度等を考慮し復旧効果の大きいものから行う。

- （ア）病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
 - （イ）被害状況により、早期復旧が見込まれない地区における重要施設に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
 - （ウ）停電が長期にわたる場合は、道路上に臨時電灯、投光器等の仮工事を実施し、治安確保に協力する。
- （2）危険予防措置
- 社会活動の混乱防止、市民生活の安定のため、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

3 広報活動

- （1）災害における住民の不安解消、事故防止のため、報道機関の協力及び巡回車により、次の事項を周知する。
 - ア 垂れ下り電線による感電防止
 - イ 浸水家屋に関する屋内配線、電気器具等の使用による漏電出火の注意
 - ウ 電力施設の被害状況
 - エ 復旧見込み
- （2）また、被害、事故の状況により、市、警察署等の防災機関の協力を得て、広報巡回を実施する。

第14節 ガス施設災害応急計画

災害によりガス施設に被害が生じ、又は発生する恐れがある場合、人命・市民生活の安全確保のため、帯広ガス(株)は有効な予防措置、二次災害発生の防止対策、速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持するため、応急対策に関する計画を定める。

1 非常体制（緊急措置及び対策本部の設置）

- (1) 帯広ガスは、災害が発生した場合、災害の迅速かつ適切な処置を講ずるため、必要に応じ災害対策本部を設置する。
- (2) 災害によりガス施設に被害が生じ又は発生する恐れがある場合、「災害対策本部」を設置し、被害状況により第1次体制、第2次体制へ移行し、所要の活動にあたる。
- (3) 供給制限、供給停止被害が広範囲にわたり、復旧対策を必要とする場合、本部を「復旧対策本部」に切り替える。
- (4) 災害対策本部等を設置したときは、速やかに市、その他の行政機関へ通知するものとする。

2 供給停止等の措置

- (1) 災害発生後の各種情報の結果、被害が帯広ガスの処理能力を上回り、二次災害の発生が予想される場合に供給制限、又は停止を実施する。
- (2) 被害が局地内であれば、あらかじめ設定してあるブロック毎に実施する。
被害が全供給区域に拡大される場合には、全面供給制限、又は停止の措置を実施する。

ガス供給状況

《供給ブロック》

大ブロック	中ブロック	供給世帯
* 都市ガス地区		
根室本線北側地区	6地区	7,158
根室本線南側ウツベツ川西地区	6地区	10,553
根室本線南側ウツベツ川東地区	6地区	8,626
* 都市ガス計	18地区	26,337

* LPガス集中供給地区		
大空・空港南町・畜大地区	3地区	2,738
西14号団地 雇用促進事業団	3地区	426
* LPガス集中供給地区計	6地区	3,164

3 復旧対策

- (1) 災害復旧、二次災害防止のため止むなく供給を停止した場合、直ちに復旧対策本部を設置し、復旧作業を行う。
- (2) 停止は設定してある大ブロック(3)、中ブロック(18)ごとに停止する。

（3）救援体制

災害対策本部第2次体制を決定した場合、日本ガス協会北海道部会に救援要請を行う。

この場合、収容場所等救援隊員の受入体制については、市災害対策本部の協力を得る等万全を期するものとする。

4 広報活動

（災害時の広報）

（1）波及的災害事故防止を図るため、巡回車による広報の他、警察署、消防、市対策本部等、防災関係機関の協力、報道機関の協力等、あらゆる手段を講じて、住民への広報を実施する。

（2）広報内容

ア 供給停止のない場合

（ア）ガス漏れ注意

（イ）ガス漏れ発見時の通報

イ 供給停止の場合

（ア）供給停止の広報

（イ）メーターコックの閉止要請

（ウ）ガス漏れ注意

（エ）ガス漏れ発見時の通報

ウ 復旧作業による広報

（ア）復旧の見通し、復旧日時

（イ）復旧作業のスケジュール

（ウ）復旧作業への協力要請

（エ）メーターコックの閉止要請

（オ）供給再開時の在宅依頼

第15節 通信施設災害対策計画

災害における通信施設の途絶は、市民生活はもとより、各機関の災害応急対策活動に大きな障害をもたらすとともに、情報の不足に伴う混乱の発生等、社会的影響はきわめて大きいものがある。このため災害時における通信の途絶を防止するため、東日本電信電話(株)帯広支店は各種通信施設の確保、復旧活動等応急対策を迅速かつ的確に実施し、公共機関としての機能を維持するため、独自の応急対策に関する計画を定める。

1 非常体制（災害対策本部等の設置）

- (1) 災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、必要に応じて「災害対策本部」を設置する。
- (2) 本部を設置したときは、帯広市、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。
- (3) 災害の規模等により本部の設置が必要ない場合であっても、速やかな復旧対策を講ずることが必要な場合は「情報連絡室」を設置する。

2 防止対策及び応急措置

通信施設に被害が生じた場合又は通信の大混雑により、通信が途絶するような場合のため、次の防止対策を実施するとともに、緊急応急措置を実施する。

(1) 予防措置計画

- ア 市内のNTT交換所を相互に繋ぐ中継ケーブルは複数ルートに分散し、1つのルートが被災した場合でも他のルートによって通信を確保する。
- イ 市外通話は市外交換機が被災した場合のため、複数の市外交換機を分散設置し、全回線の不通を防止する。
- ウ 災害時における防災関係機関の救助・復旧活動等に係わる重要通信を確保するため、電気通信事業法に基づき、一般回線の利用制限を行う。
優先確保回線：防災関係機関、学校・病院等の公共機関、公衆電話（グレー・緑）

(2) 応急措置

- ア 防災機関等の重要機関の通信の確保
- イ 回線の切り替え等による市外回線の迂回措置
- ウ 利用制限
- エ 被災地域、避難所、NTT窓口への特設公衆電話の設置
- オ 伝言取次サービスの実施
- カ 移動無線車、移動電源車、非常用移動電話交換装置、ポータブル衛星装置の出勤
- キ 被災した通信設備の応急復旧

3 広報活動

(1) 災害時の広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用者の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、報道機関の協力、NTT窓口掲示により次の事項を周知する。

- ア 通信途絶、利用制限の理由とその内容
- イ 災害復旧にとられている措置内容及び復旧見込み
- ウ 利用者に対する協力要請
- エ その他

（2）日常広報

電話帳、ちらし等で災害時における電話の利用を周知する。

（記載内容）

- ア 大きな災害が発生すると、安否の問い合わせ等で大量に電話がかけられ交換機がさばききれなくなり、通信機能が麻痺状態になります。
- イ 電話がかかりにくくなっている場合は、その旨をガイダンスでお知らせします。
- ウ 急ぎの電話以外のご遠慮ください。
- エ 安否の連絡はできるだけ手短にお願いします。
- オ お見舞いの電話は、しばらく時間をおいてからおかけください。
- カ どなたか1名に連絡がとれたら、そこを起点として被災状況の連絡をとりましょう。
- キ 緊急の場合は、公衆電話（グレー、緑）からの通話は優先されます。

第16節 医療救護計画

災害における医療救護活動を円滑に実施するための計画を定める。

1 実施責任者

医療救護は、市長（保健福祉部保健班）が行い、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任により市長が実施するほか、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

2 医療救護対策

（1）災害発生により医療救護を必要と認めた場合は、市長は帯広市医師会、災害拠点病院、及び北海道に対し医師、看護師、その他の要員により組織した救護班の出動を要請するとともに救急病院、外科系その他関係病院に負傷者等受入れ体制の確保を要請する。

また、被災の内容により適時、日赤及び関係機関に対して救護班の出動の協力を要請する。

（2）市長は負傷者等が多数であった場合には、帯広市医師会、災害拠点病院、及び北海道等と連携のもと、応急救護所を開設し、または、状況により仮救護所を設置し、医師、看護師を要請、負傷者等に対する応急措置にあたる。さらに災害急性期には、北海道に対し災害派遣医療チーム（DMAT）出動の協力の要請をする。

（3）応急救護所は、原則として収容避難所のうち、各地区の中学校を指定する。

3 救護班の活動状況等の記録

救護班の活動状況等について、次により記録しておかなければならない。

（1）救護班活動状況(様式1)

（2）病院診療所医療実施状況(様式2)

様式1

救護班活動状況

班長 医師 氏名

月 日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備 考
		人		人	円	

計						

（注）「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式2

病院診療所医療実施状況

帯広市

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
		月 日							
計 期間	人								

（注）「診療区分」欄は該当欄に 印を記入すること。

4 患者の移送

負傷者等の移送は、現地での応急措置の後、災害拠点病院、救急指定病院又は最寄りの病院、もしくは避難所に移送する。

5 医療機関等の状況

資料3のとおり

6 医師会等に対する出動要請

（1）市長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、災害拠点病院、及び「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、帯広市医師会、十勝歯科医師会及び北海道に対し、救護班の出動要請を行う。

ア 要請内容の事項

- （ア）災害発生の日時、場所、原因及び状況
- （イ）出動の時期及び場所
- （ウ）出動を要請する人員及び資器材
- （エ）その他必要な事項

（2）市長は、災害の状況により、北海道薬剤師会帯広支部長等に対し出動要請を行う。

7 医療薬品等の確保

保健班における備蓄用品の給与及び市内の医薬品等取扱業者からの調達によるものとするが、市内での調達が困難な場合は、知事に対し斡旋及び提供を要請する。

第17節 防疫計画

被災地での感染症の発生又はそのまん延を防止するため、防疫班の編成、防疫の方法等に関する計画を定める。

1 実施責任

道及び市は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

（1）北海道

ア 感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号 以下「感染症法」という）に基づく防疫措置を実施する。

イ 市が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。

（2）市町村

ア 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置は、市長（保健福祉部保健班）が知事の指示に従い実施する。

イ 市長（保健福祉部保健班）は帯広保健所の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

ウ 被害が甚大で、市長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、近隣市町村及び知事の応援を得て実施するものとする

2 防疫班の編成等

市長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。

保健班長は、防疫実施のため市民環境部（清掃班）の協力を得て処理にあたるものとする。

防疫班は、概ね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって1班として編成する。

3 防疫の種別と方法

（1）消毒活動

ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちに石灰水等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれがある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。

イ 避難所の便所その他不潔場所の消毒は、逆性石鹼（オスバン、ハイアミン等をいう。）を用い1日1回以上実施する。

（2）各世帯における家屋等の消毒

ア 汚染された台所、浴室及び食器棚は逆性石鹼を用いて拭浄する。また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰を散布するよう指導する。

イ 水洗便所は、逆性石鹼で消毒し、便槽は消石灰、次亜塩素酸カルシウム（別名さらし粉）等を投入かくはんする。

（3）検病及び検水調査並びに健康診断

避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、十勝保健福祉事務所帯広保健所の協力により検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。

（4）臨時予防接種

災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ十勝保健福

社事務所帯広保健所の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。

4 感染症患者等の発生時における対応

市長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、十勝保健福祉事務所帯広保健所と速やかに連携して対応する。

5 防疫用資器材の調達

防疫を行うに当たり、市が保有する消毒器等の防疫用資器材が不足した場合は、十勝保健福祉事務所帯広保健所又は隣接市町村より借用するものとする。

6 家畜及び畜舎の防疫

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生する病原菌により汚染され、感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して消毒を実施する。

第18節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみの収集処理、し尿の収集処理、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

災害地における清掃は、市長（市民環境部清掃班）が実施するものとするが、被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、道又は近隣市町村に応援を要請する。

2 清掃班の編成

清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班を必要に応じ編成し、処理にあたるものとする。

3 応急措置

清掃班は、当面次の計画を立て活動を開始するものとする。

- （1）作業戦力（市職員及び車両、委託業者の作業員及び車両）の掌握と活動計画。
- （2）ごみ、し尿処理施設の使用不能に伴う、復旧工事の完了までの長期にわたる緊急処理方法の決定と地区別臨時処理場等の決定。
- （3）終末処理施設（し尿処理場）とごみ処理施設（くりりんセンター）等の早期復旧対策。
- （4）ごみ、し尿の収集作業対策に関する市民広報。

4 ごみの収集処理の方法

（1）収集

- ア 災害がある程度落ち着いた時点から、被災地において全面的に収集作業にあたる。
- イ 被災地の住民に協力を要請し、台所くず類を優先的に収集し、感染症の源となる汚物から順に収集するものとする。
- ウ 一般のごみはその後に収集するものとする。
- エ 災害の状況により本市清掃能力をもっても完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災地のごみの収集に万全を期するものとする。

（2）処理

ごみ処理施設（くりりんセンター）を使用して完全処理に務めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど、完全処理が不可能な場合は一時堆積等の手当を講じ、後日、処理施設で処理する。

5 し尿の収集処理の方法

（1）収集

- ア 被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にする。
- イ 避難が実施された場合には、避難所及び被災地区を重点的に収集にあたるものとし、状況により、応急仮設便所を設置する。

（2）処 理

ア 終末処理施設（中島処理場）を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日、処理施設で処理する。

6 死亡獣畜の処理方法

- （1）死亡獣畜の処理は所有者が行うものとする。
- （2）所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは市長が実施するものとする。
- （3）死亡獣畜の処理は、移動し得る死亡獣畜については死亡獣畜取扱場において、集中焼却し、又は埋却する。
- （4）移動し難いものについては、その場で他に影響がない限りにおいて埋却することとする。
- （5）埋却が適当でないと判断される場合は焼却するものとする。なお、埋却する場合は1メートル以上の覆土をするものとする。

7 清掃等施設状況

（1）ごみ処理・ごみ埋立

（十勝環境複合事務組合）

名 称	所 在 地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号
くりりんセンター	帯広市西24条北4丁目	可燃物	焼却	330t/D	37 3550
		不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h	
一般廃棄物最終処分場	音更町字万年西1線22-13	焼却灰 破碎物	埋立	223,000 m ²	

（2）し尿処理場

（十勝環境複合事務組合）

名 称	所 在 地	処理区分	処理能力	電話番号
中島処理場	帯広市西23条北4丁目	加温消化	210kl/D	37 3040

（3）死亡獣畜処理場

名 称	所 在 地	処理能力	管理主体	電話番号
十勝化成工場	中札内村元札内東2線	15t/D	十勝農協連	69 4121

8 清掃車両保有状況

	ゴミ収集車	その他車両	し尿収集車	摘 要
直 営	15台	13台	-	
委託業者	16台	-	6台	し尿委託2社、ごみ委託4社
許可業者	54台	57台	16台	24社（委託業者を含む）

第19節 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

（1）北海道

ア 十勝支庁長は、帯広市が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。

イ 道は、市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

（2）帯広市

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

2 飼養動物の取扱い

（1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

（2）災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。

（3）災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第20節 文教対策計画

学校施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急対策に関する計画を定める。

1 実施責任

- (1) 市立小中学校における応急教育並びに市立文教施設の応急復旧対策は、教育委員会（学校教育部）が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長（学校教育部）が行う。
- (2) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画をたてて行うこととする。
- (3) 災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

災害が発生したときは、各学校長は自らの判断に基づき、又は教育委員会（学校教育部）の指示により、必要に応じて休校措置をとるものとする。

ア 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、直ちに広報車、ラジオ、テレビ等を利用し、児童・生徒に周知徹底させるものとする。

イ 授業開始後の措置

児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分に徹底させるとともに、低学年児童にあっては教師が地区別に付き添う等の措置を講ずるものとする。

(2) 施設の確保と復旧対策

ア 応急復旧

被害の程度により、応急修理ができる場合は、即時修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用不能となった場合

特別教室、屋内運動場等を使用するものとする。

ウ 校舎の大部分、又は全部が使用不能となった場合

(ア) 公共施設又は最寄りの学校の校舎を使用するものとする。

(イ) 応急仮設校舎の建築を検討するものとする。

(3) 教育の要領

ア 災害の状況に応じ特別教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。授業が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ 特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 教科書、学用品の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容程度が児童生徒に過度の負担にならないようにする。

(イ) 教育の場所が公民館等、学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び生徒の保健等に留意する。

(ウ) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

(エ) 学校が避難所に充てられた場合は、特に児童生徒の管理に注意するとともに、収容による授業の効率低下にならないように留意する。

ウ 災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

（4）教職員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施する。この場合、学校長は当該被災学校の教職員のみで実施が困難と認めるときは、教育委員会（学校教育部）に報告し、教育委員会は、十勝教育局、道教育委員会と連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育に支障をきたさないようにする。

（5）学校給食等の措置

ア 給食施設、設備が被災したときは、できる限り応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。

イ 給食用物資が被災したときは、小麦粉及び脱脂粉乳については関係機関と連絡のうえ、緊急確保を図るものとし、その他の物資についても応急調達に努めるものとする。

ウ 衛生管理については、特に留意し食中毒等の事故防止に努めるものとする。

（6）衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

ア 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にし、必要に応じて消毒を実施すること。

イ 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできる限り隔絶すること。

ウ 避難所としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。

エ 必要に応じて児童生徒の健康診断をすること。

（7）学用品の措置

ア 学用品給与の対象

住宅の全壊、全焼、半壊、半焼により学用品を失い、又は損傷し就学上支障のある児童生徒に対して市長が支給する。

災害救助法の適用を受けた場合は、市長が知事の委任を受けて支給する。

イ 学用品の品目

（ア）教科書及び教材

（イ）文房具

（ウ）通学用品

3 文化財等保全対策

北海道文化財保護条例による文化財及び市の保存文化資料は、生涯学習部がその保全保護にあたるものとする。

指定文化財（帯広市指定）

名 称	指 定 年 月 日	所 在 地
依田勉三直筆の書 「留別の詩」	昭和57年1月1日	帯広百年記念館
十勝監獄石油庫	昭和57年1月1日	緑ヶ丘公園2番地
帯広カムイトウウポポ 保存会	昭和57年1月1日	
ランダーの油絵	昭和58年3月1日	東10条南5丁目渡辺洪宅
暁遺跡出土の遺物	昭和58年3月1日	帯広百年記念館
八千代A遺跡の出土遺物	平成3年11月1日	帯広百年記念館
十勝鉄道蒸気機関車45号 及び客車コハ23号	平成6年11月1日	とてつぼ通り
ローブ伝導式手押豆播機	平成9年6月7日	帯広百年記念館

指定文化財（北海道指定）

名 称	指 定 年 月 日	所 在 地
札内川流域化粧柳	昭和37年3月22日	大正町基線9 15 自生地
大正のカシワ林	昭和43年1月18日	大正町445、446
帯広畜産大学農場の構造士 十 勝 坊 主	昭和49年12月6日	川西町西4線17

4 費用の限度及び期間
災害救助法の基準による。

5 学用品の給与状況記録
学用品の給与を実施したときは、次により記録しておかなければならない。

（1）学用品の給与状況（様式1）

様式1

学用品の給与状況

帯広市

学校名	学 年	児 童 (生徒) 氏 名	親権者 氏 名	給 与 日	給 与 の 内 訳					実 支 出 額	備 考
					教 科 書			そ の 他 学 用 品			
					国語	算数		鉛筆			
計	小学校	人								円	
	中学校	人								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

- （注）1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入すること
2 「給与の内訳」欄には、数量を記入すること。

第21節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅対策の建設、住宅の応急修理は、この計画に定めるところである。

1 実施責任者

- (1) 救助法を適用し、応急仮設住宅が必要な場合、その設置は原則として北海道知事が行う。
- (2) 市長（住宅班）は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被害者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。
- (3) 市長が（住宅班）が仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事の委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

(1) 避難所の設置

市長は、必要により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第4節の避難対策計画に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

(2) 応急仮設住宅

ア 入居対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自己の資力では住宅を確保できない経済的弱者で次に該当する者であること。
 - a 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等

イ 入居者の選定

市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。

ウ 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。また、建設場所については、原則として、市有地とする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。

エ 建設戸数（借り上げを含む。）

道は市長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

オ 規模及び構造、存続期間

- (ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7㎡を基準とする。
- (イ) 構造は原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認められた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。
- (ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るために特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに、期間を延長

することができる。

（エ）維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた市長が管理する。また、市が設置したものについては、市が管理を行う。

カ 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

（3）住宅の応急修理

ア 応急修理を受ける者

災害により住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理することができない者であること。

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 修理の範囲と費用

（ア）修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

（イ）費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

3 施工及び資材の調達

施工及び資材の調達は、原則として市の指名登録から選定して行うものとする。この場合において、市は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする

4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくなければならない。

（1）応急仮設住宅台帳（様式1）

（2）住宅応急修理記録簿（様式2）

5 公営住宅等の斡旋

市は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にも斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

6 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

様式1

応急仮設住宅台帳

帯広市

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
							月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- 注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明かにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明かにしておくこと。
- 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

様式2

住宅応急修理記録簿

帯広市

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
		月 日	円	
計	世帯			

注) 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

第2.2節 被災宅地安全対策計画

市の区域内において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るために必要な事項についてはこの計画の定めるところによる。

1 危険度判定の実施の決定

市長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対し宅地判定士の派遣等の支援を要請する。

2 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する、宅地（農地及び採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査表へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、都市建設部に置き、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

市は災害の発生に備え、道と連絡体制を整備するとともに、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第23節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索、死体に関する処理及び死体の応急的な埋葬の実施に関する計画を定める。

1 実施責任者

市長（保健福祉部第2救護班）が行うほか警察官が実施する。

救助法が適用された場合は、市長が知事の委任を受けて行うものとするが、死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行うものとする。

2 実施方法

（1）行方不明者の捜索

ア 捜索の対象

行方不明の状態にあるもので周囲の事情から既に死亡していると推定される者。

イ 捜索の実施

保健福祉部長は、消防機関及び警察官の協力により捜索を実施する。

被災の状況によっては、関係機関、及び地域住民の協力を得て実施するものとする。

ウ 捜索の方法及び期間

行方不明者の人相、着衣、特徴、写真、所持品等の情報入手に努め、関係機関等の相互連絡を緊密に行い、人道上の立場から解決するまで捜索を行うものとする。

エ 行方不明者を発見した場合の措置

行方不明者を発見したときは、家族、親類等に速やかに連絡するとともに関係機関に通知するものとする。

（2）死体の収容処理

ア 対象者

災害により死亡し、又は死体で発見されたものをいう。

イ 死体の処理

死体を発見したときは速やかに警察官に届け出、警察官の検視及び医師の検案を受けた後、次により処理するものとする。

（ア）身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

（イ）身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理を講じ、一時的な保管をするとともに、死体の特徴の記録及び所持品の保管をする。

ウ 死体の収容

身元識別に時間を必要とし、又死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、死体を市内の寺院、公共建物又は公園等の適当な場所へ収容安置する。

適当な既存建物がない場合は、テント等を設置して死体の収容所とする。

（3）死体の埋葬

ア 対象者

災害の混乱の際に死亡した者で災害のために埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない場合。

イ 埋葬の方法

（ア）市長は、死体を土葬又は火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって行うものとする。

- （イ）身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、埋葬にあたっては土葬又は火葬とするものとする。
- （ウ）市長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

3 火葬場の状況

火葬場	所在地	炉数	電話番号
帯広市火葬場（清照殿）	帯広市川西町西2線25番地13	5基	59-2355

4 費用の限度及び期間
災害救助法の基準による。

- 5 死体の搜索等の記録
死体搜索、死体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておかなければならない。
- （1）死体搜索状況（様式1）
 - （2）死体処理台帳（様式2）
 - （3）埋葬台帳（様式3）

様式1

死体搜索状況

帯広市

年月日	搜索地区	搜索死体	搜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者 管理者名		

（注）搜索用機械器具は、借上費の有償無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。

様式2

死 体 処 理 台 帳

帯広市

処 理 年月日	死体発見 日時及び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			死 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏名	死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
~~~~~											
計		人									

様式3

埋 葬 台 帳

帯広市

死亡 年月日	埋葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備考	
		氏名	年齢	死 亡 者 と の 関 係	氏名	棺	埋葬料又は 火葬料	骨箱	計		
~~~~~											
計		人									

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長が棺、骨箱を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬料を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

第24節 障害物除去計画

災害により道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で住民の生活に著しい支障を与えらると思われる障害物の除去については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、市長（都市建設部）が行い、救助法が適用されたときは、市長が北海道知事の委任により行うものとする。
- (2) 道路及び河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。
- (3) 軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要なとき。
- (3) 河川における障害物の除去は、河川の流水を良くし、溢水を防止し、又は河岸の決壊を防止するため必要なとき
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力及び応援を得て速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の集積場所等

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、集積するものとする。
- (2) 工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第7節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第25節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

1 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

融雪、雪崩及び異常気象等による出水

山崩れ

地すべり

土石流

がけ崩れ

地震

(2) 被害種別

路面及び路床の流失埋没

橋梁の流失

河川の決壊及び埋没

堤防の決壊

ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊

下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

2 応急土木復旧対策

(1) 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

(2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

ア 応急措置の準備

(ア) 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

(イ) 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

イ 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の生活に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、市及び防災関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び帯広市地域防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第26節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料を円滑に確保するための計画を定める。

1 実施責任者

家畜飼料の円滑な確保は、市長（農政部農政班）が行う。

2 応急飼料の確保

被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは農協等と緊密な連携をとり応急確保に努め、これによりさらに不足するときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、十勝支庁長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請する。

（1）飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については種類、品種、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数の参考となる事項

（2）転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、付添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

3 家畜用水の確保

災害により営農用水施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努めるものとする。

第27節 労務供給計画

災害時における災害応急対策の実施に、職員の労力だけでは十分その効果をあげることが困難な場合の労務の供給は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務員の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、市長（総務部職員班）が行う。

2 民間団体等への協力要請

（1）動員の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務員を雇上げするものとする。

（2）動員要請

本部の各部長において奉仕団等の労務を必要とするときは、次の事項を示し総務部長に対し要請するものとする。

- ア 労務要員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 従事する場所
- エ 就労予定機関
- オ 所要人員数
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

3 労務員の雇上げ

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは、労務員を雇上げするものとする。

（1）労務員雇上げの範囲

- ア 被災者の避難のための労務員
- イ 医療助産の移送のための労務員
- ウ 被災者救出のための機械器具及び資材の操作のための労務員
- エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務員
- オ 救助物資支給のための労務員
- カ 行方不明者の捜索及び遺体処理のための労務員
- キ その他災害応急対策のために必要な労務者

（2）帯広公共職業安定所長への要請

市において労務員を雇上げをするときは、次の事項を明らかにして帯広公共職業安定所長へ求人申し込みをするものとする。

- ア 職種別所要労務員数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

（3）賃金及びその他費用負担

ア 労務員に対する費用は、その求人を行った者が負担するものとする。

イ 労務員に対する賃金は、当市における同種の業務及び同程度の技能に係る水準を基本とする。

第28節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、この計画の定めるところによる。

1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運行は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるものとする。

2 緊急運航の要請

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき知事に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 市の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによらなければ有効な活動が困難であると認められる場合

3 要請方法

北海道知事（総合防災対策室防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第1号様式）を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

4 要請先

北海道総務部危機対策室防災消防課防災航空室

- ・ T E L 011-782-3233 ・ F A X 011-782-3234
- ・ 総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

5 報告

市長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第2号様式）により、総括管理者（北海道総務危機管理監）に報告するものとする。

6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の調査などの情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急活動・救助活動
 - ア 傷病者、医師等の搬送

- イ 被災者の救助・救出
- (3) 火災防御活動
 - ア 空中消火
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) その他（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

7 救急患者の緊急搬送手続等

- (1) 応援要請

市長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。
- (2) 救急患者の緊急搬送手続き
 - ア 市長は、医療機関等から緊急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後十勝支庁（地域振興部地域政策課）及び帯広警察署にその旨を連絡するものとする。
 - イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第3号様式）を提出するものとする。
 - ウ 市長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。
 - エ 市長は、知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

8 ヘリコプターの離着陸可能地

本市におけるヘリコプターの離着陸可能地は、次のとおりである。

所 在	名 称	着陸場所の面積
西14条南8丁目	帯広競馬場	23,000㎡
緑ヶ丘	緑ヶ丘公園多目的広場	20,686㎡

9 消防防災ヘリコプター運航系統図

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおりである。

別記第1号（3関係）

（第 報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおり、ヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名						
		担当者職氏名						
		連絡先						
災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分						
	災害発生日時	年 月 日 時 分						
	災害発生場所							
	災 害 名							
	災害発生状況・措置状況							
派遣を必要とする区域				希望する活動内容				
気象の状況								
離着陸場の状況	離着陸場名							
	特記事項	(照明・Hマーク、吹き渡し、離着陸場の状況)						
必要とする資機材				現地での資機材の確保状況				
				特記事項				
傷病者の搬送先				緊急自動車等の手配状況				
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名							
	現場付近で活動中の航空機の状況							
現地最高指揮者	(機関名)		(職氏名)					
無線連絡方法					Hz			
その他参考となる事項								
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢

別記第 2 号様式（5 関係）

第 号
年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行に係る災害等状況報告書

総括責任者

北海道総務部危機管理監 様

帯広市長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場所								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

別記第3号様式（7関係）

救急患者の緊急搬送情報伝達票

（第 報）

		年 月 日（ ） 時 分						
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場所								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等		[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]						
		[消防防災ヘリコプターによる活動内容]						
災害発生状況措置状況								
その他参考となる事項								
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢

別記第3号様式（7関係）

緊急患者の緊急搬送情報伝達票

（第 報）

要請年月日	年 月 日 時 分							
1 要請市町村名	電話	FAX						
担当者	課名	職名	氏名					
2 依頼病院名	電話							
所在地								
担当者（医師名）	医師	氏名						
3 受入れ医療機関名								
所在地								
電 話	FAX							
受入れ医療機関の承認	有 ・ 無							
4 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女			
体重	kg		職業					
住所								
病名	現状							
経過								
5 付添搭乗者（医師、看護婦の所属： 依頼病院 ・ 受入れ医療機関）								
氏名	医 師				年齢	歳	体重	kg
	看護師				年齢	歳	体重	kg
	付添人	続柄			年齢	歳	体重	kg
6 運航上の必要事項								
(1) 患者に装備されている医療機器の状況								
点滴	(規格	x				、重量	g)	
保育器	(規格	H	x W	x L			、重量	g)
酸素吸入器	(規格	x				、重量	g)	
その他	(名称				、規格	x	、重量	g)
(2) 積載される機器の種類、重量、規格								
依頼病院	kg	kg				kg		
受入れ医療機関	kg	kg				kg		
現地離着陸場					メモ			

注 市町村は、 1 ~ 6 の項目を記載の上要請すること。

救急患者緊急搬送処理票（北海道防災航空室）

確認事項				
気象 ・ 丘珠空港 ・ 離着陸（管制・CAV・空港施設）・ 救急車（現地 ・ 到着地）・ 給油				
7 フライト決定	年 月 日 時 分			
	運航機関名		機種	
8 ヘリコプター等のフライト決定通知				
防災航空室から市 年 月 日 時 分				
【伝達方法：電話（伝達先氏名）・FAX】				
9 ヘリコプター等のフライト情報の伝達				
総括管理者（防災消防課）	電話伝達先氏名 （ ）	TEL 011-231-4111 内 22-581	FAX 011-231-4314	
十勝支庁（地域政策課）	電話伝達先氏名 （ ）	TEL 26-9023	FAX 22-0185	
道警察航空隊	電話伝達先氏名 （ ）	TEL 011-251-0110 内 753222	FAX 011-781-4944	
札幌消防航空隊	電話伝達先氏名 （ ）	TEL 011-7840119	FAX 011784-0290	
陸場自衛隊北部方面総監部	電話伝達先氏名 （ ）	TEL 011-511-7116 内 2574	FAX 011-511-7116 内 2769	
運用室運用班	（ ）	TEL 0123-23-3101 内 2231	FAX 0123-23-3101 内 2769	
航空自衛隊	電話伝達先氏名 （ ）	TEL 0123-23-3101 内 2231	FAX 0123-23-3101 内 2769	
第2航空団防衛班	（ ）	TEL 0123-23-3101 内 2231	FAX 0123-23-3101 内 2769	
10 ヘリコプター等の発着時刻				
	救 急 車		ヘリコプター	
	場 所	時 刻	場 所	時 刻
現 地	（病院等）	（発）：	給油	（着）：
				（発）：
	（ヘリポート）	（着）：	（現地）	（着）：
目 的 地	（ヘリポート）	（発）：	（現地）	（発）：
	（病院等）	（着）：	（目的地）	（着）：
時刻： 上段・予定時刻、下段・実時刻				

第29節 自衛隊派遣要請計画

災害時における人命又は財産の保護のための自衛隊への派遣要請は、この計画の定めるところによるものとする。

1 災害時派遣要請基準

- (1) 人命救助のため、必要とする場合。
- (2) 災害又は災害の発生が予想され、緊急措置のため必要とする場合。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため必要とする場合。
- (4) 救援物資の輸送のため必要とする場合。
- (5) 主要道路の応急復旧のため必要とする場合。
- (6) 応急措置のため、医療、防疫、給水及び通信等について必要とする場合。

2 災害派遣要請の手続

(1) 派遣要請方法

自衛隊の派遣を要請する必要があるときは、次の事項を明らかにして、知事（十勝支庁長）に対し依頼する。

ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で依頼し、その後速やかに文書を提出する。

また、人命の緊急救助に関し、知事（十勝支庁長）に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶などにより知事（十勝支庁長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

この場合、事後速やかに必要事項を記載した文書を知事（十勝支庁長）に提出する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他派遣部隊との連絡方法等参考になる事項

(2) 担当の対策部班及び要請先

- ア 自衛隊の災害派遣要請は、本部長が行う。
- イ 十勝支庁地域振興部地域政策課に派遣の要請を依頼する。

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 受入れ準備の確立

十勝支庁から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

- ア 担当部班
受入れの担当部班は応援を受ける内容により関係のある部班があたるものとする。
- イ 連絡職員の氏名
本部長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたるものとする。
- ウ 作業計画樹立及び器材等の保管場所等の準備
担当部班は受入れのため、次の事項に関し計画を立て、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう、必要な措置及び準備をとるものとする。
 - (ア) 応援を求める作業の内容
 - (イ) 所要人員
 - (ウ) 器材等の確保

（エ）派遣部隊の車両、器材等の保管場所等の準備

（オ）派遣部隊の滞留場所

（2）派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との活動計画等の協議

担当部班は、派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援活動計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 知事（十勝支庁）への報告

総務部総務班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事（十勝支庁）に報告するものとする。

（ア）派遣部隊の長の官職名

（イ）隊員数

（ウ）到着日時

（エ）従事している活動内容及び進捗状況

（オ）その他参考となる事項

4 派遣部隊の撤収要請

市長は災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（十勝支庁長）に対し、撤収の要請をするものとする。

ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後文書を提出する。

5 経費負担等

（1）次の費用は、帯広市が負担するものとする。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ し尿処理料

（2）その他必要な経費については、自衛隊及び帯広市において協議のうえ定めるものとする。

（3）派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

第30節 広域応援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、この計画の定めるところによる。

- 1 実施機関
市及び消防機関

- 2 実施内容

- (1) 市の措置

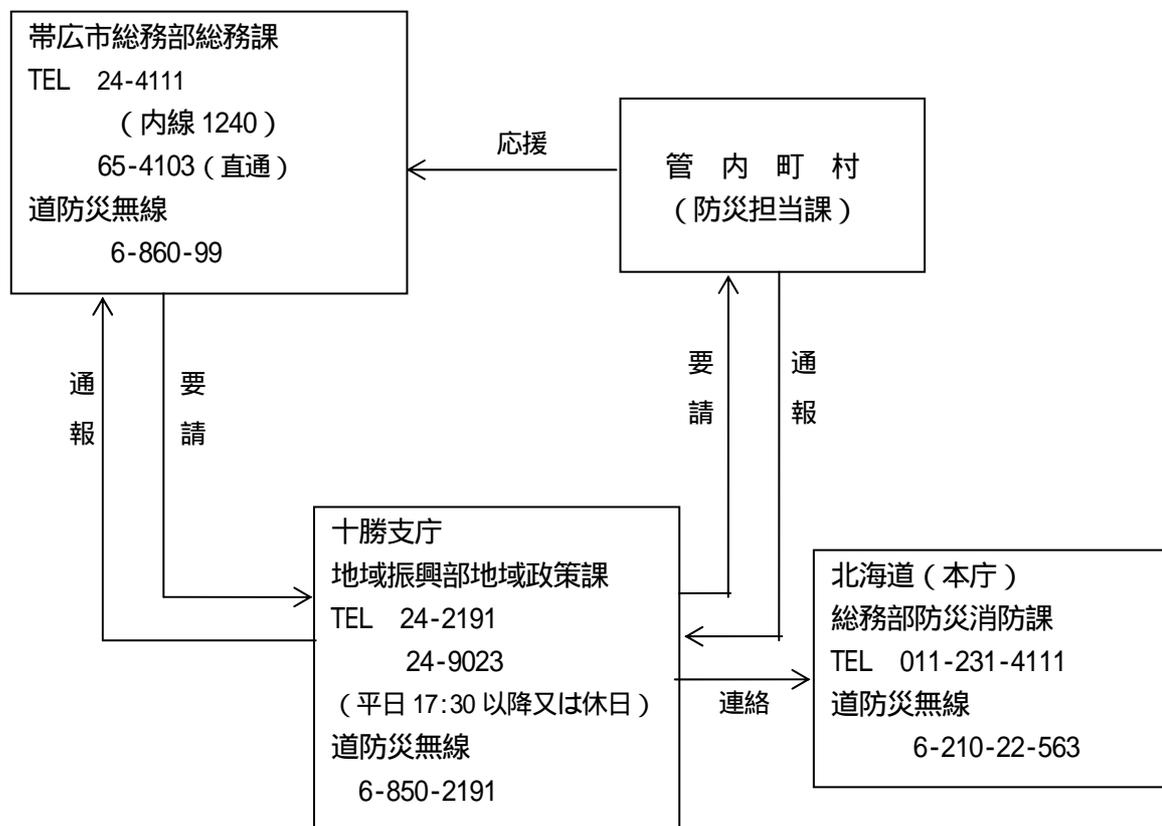
ア 市は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道・市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道や他の市町村の応援を要請するものとする。

この協定は、北海道及び道内180市町村が災害対策基本法（以下「基本法」という。）第67条第1項及び第68条第1項に基づく道及び市町村相互の応援を円滑に実施するために締結した協定である。

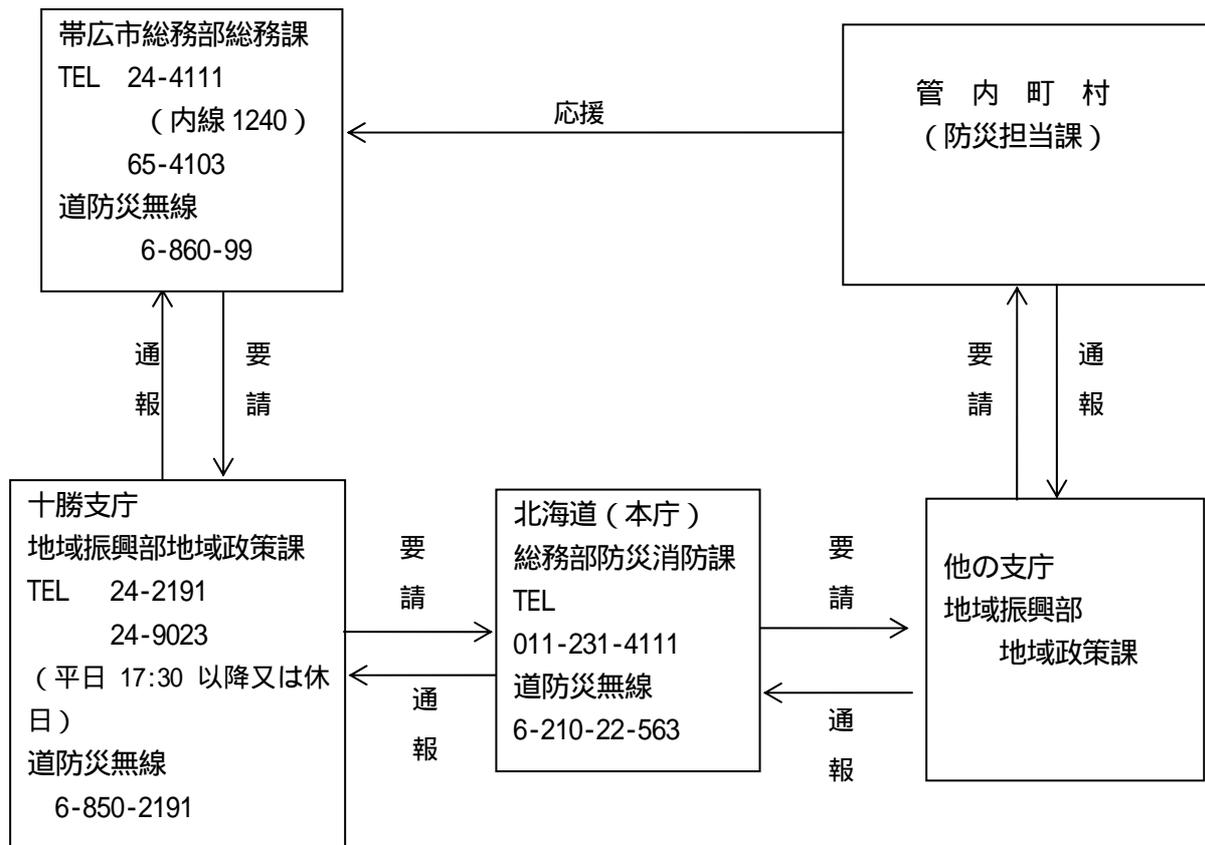
イ 市は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

応援要請の区分及び連絡系統図

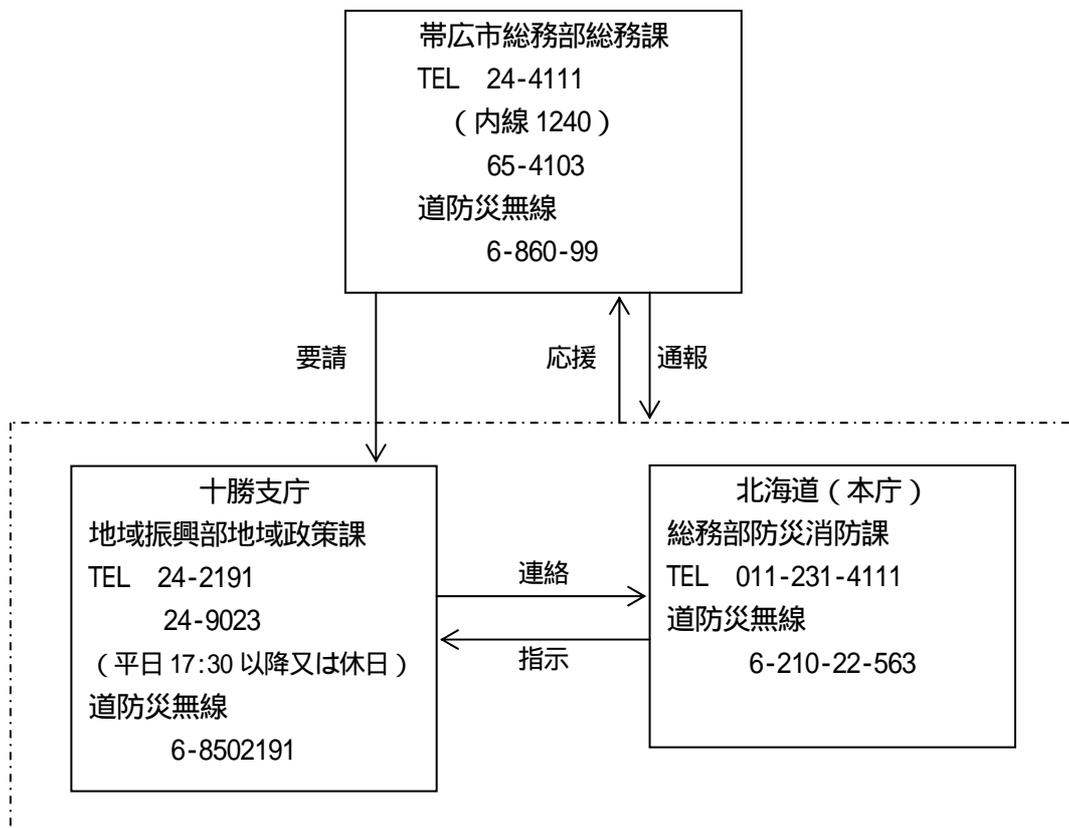
第1要請 要請市町村が当該市町村地域内の市町村に対して行う応援要請



第2要請 要請市町村が他の支庁地域の市町村に対して行う応援要請



第3要請 要請市町村が北海道知事（十勝支庁長）に対して行う応援要請



ウ 応援の種類

要請により受けられる応援の種類については下記のとおり。

- (ア) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供及び斡旋。
- (イ) 被害者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資器材、物資の提供及び斡旋。
- (ウ) 災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (エ) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (オ) 被害者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- (カ) 他に、特に要請のあった事項

エ 「道東6市防災協定」に基づく要請

この協定は、道東地域で大規模災害が発生した場合において、都市間の連携・応援体制により、災害応急対策が円滑に実施できるように平成8年5月に締結した協定である。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、市は道に対して広域消防相互応援（ヘリコプター）他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

イ 消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

ウ 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第 3 1 節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第 29 条の規定により市長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第 30 条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

1 要請権者

市長又は市委員会若しくは委員(以下本節において「市長等」という。)

なお、市の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、市長に予め協議しなければならない。

2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア 派遣の斡旋を求める理由

イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。

但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第 32 条第 2 項及び同法施行令第 18 条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第 252 条の 17 の設定によるものとする。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。但し、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

(4) 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。

(5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

（参考） 昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（一日につき）	その他の施設（一日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第3 2 節 防災ボランティアとの連携計画

大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画に定めるところによる。

1 行政とボランティアの役割

ボランティアの自主性と主体性を尊重しながら、行政とボランティアとの役割分担を明確にし、平常時から連携・協力関係の確立に努める。

2 ボランティア団体等の協力

市及び防災関係機関は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

3 ボランティアの受入

市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

また、市及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

4 ボランティアの活動

ボランティアに依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。

（1）一般ボランティア

- ア 被災状況の把握と情報連絡等、行政の情報収集・伝達体制の補完
- イ 給水や給食等避難所での被災者支援
- ウ 救援物資の整理・配送
- エ 清掃及び防疫の補助
- オ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- カ 災害応急対策事務の補助

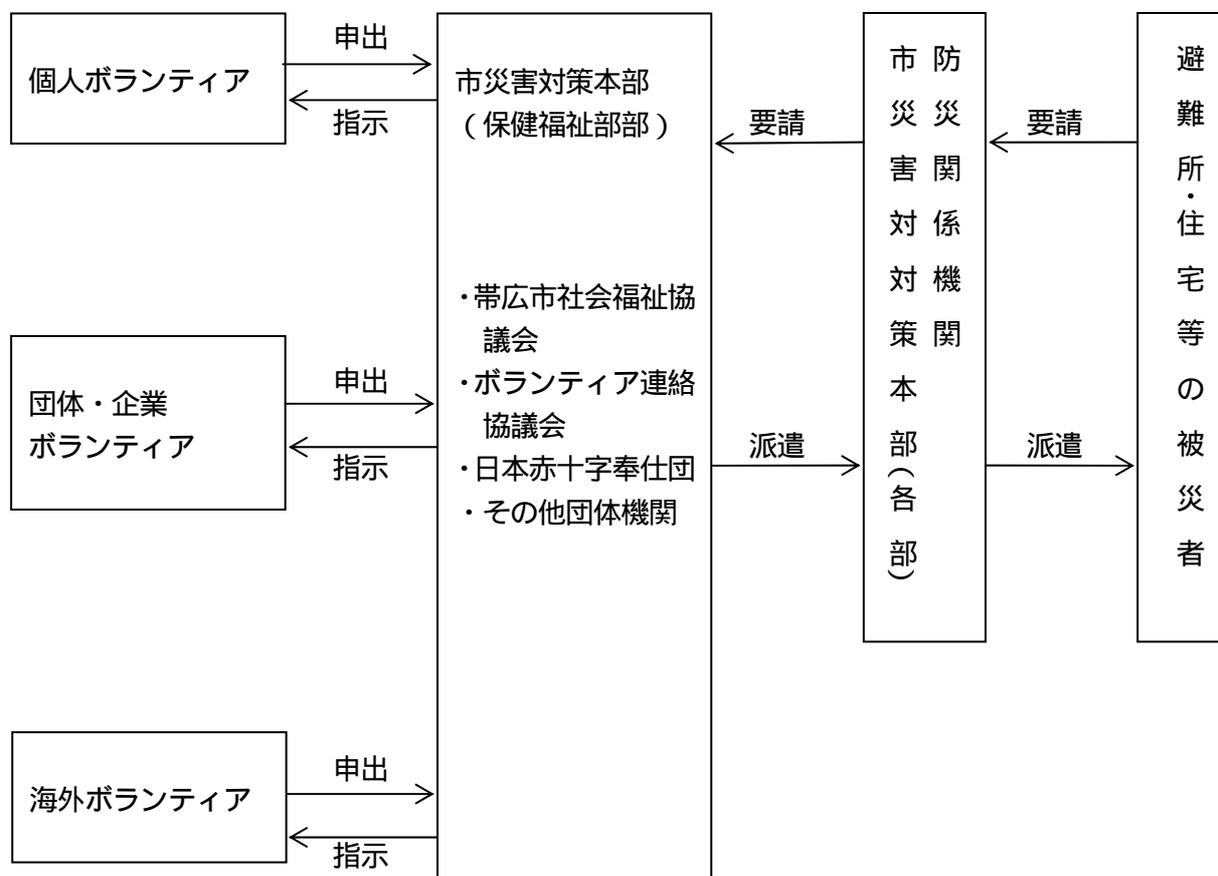
（2）専門ボランティア

- ア 被災者に対するカウンセリングや相談活動
- イ 外国人通訳や手話通訳、視覚障害ボランティア等の災害時要援護者対応
- ウ 医療活動や住宅危険度判定等、専門分野での活動
- エ 被災建築物の応急危険度判定

5 ボランティア活動の環境整備

市は、日本赤十字社北海道支部帯広市地区、社会福祉協議会、及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るため、平常時の登録及び研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

（2）受入体系図



第3.3節 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立ち直りを期するため応急金融の概要は、次のとおりである。

融資の名称		内容・資格・条件等				
生活福祉資金		貸付の対象 低所得者・高齢者・身体障害者等 利率 年3% 但し据置期間中及び修学資金は、無利子、長期生活支援資金については、年3%又は毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方				
資金の種類	内 容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	備 考	
更正資金	生業費	低所得世帯等が生業を営むのに必要な経費	低2,800,000以内 障 4,600,000	1年以内 18月	7年以内 9年	措置期間 災害による場合は最大 24月
	技能習得費	低所得世帯等が就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費 低所得世帯等が生業又は就職に必要な知識・技能を習得するのに必要な経費等	低 1,100,000 障 1,300,000	6月	8年	措置期間 災害による場合は最大 24月
福祉資金	福祉費	低所得者世帯等が結婚・出産及び葬祭に必要な経費等、転宅に必要な経費、就職時の支度費、日常生活上一時的に必要な経費	500,000	6月	3年	
	障害者等福祉用具購入費	障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉機器等の購入に特に必要な経費	800,000		6年	
	障害者自動車購入費	障害者等が自動車を購入するのに必要な経費	2,000,000			
	中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等が国民年金の保険料を追納するのに必要な経費	4,704,000	10年		
就学資金	就学費	低所得世帯に属する者が高等学校（盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む）大学、短期大学及び専修学校の専門課程又は高等専門学校に修学するのに必要な経費	(高校、専修学校 高等課程) 月 35,000 (高専) 月 60,000 (短大、専修学校 専門課程) 月 60,000 (大学) 月 65,000	卒業後 6月以内	15年	
	修学支度金	入学に際し必要な経費	500,000			

第5章（災害応急対策計画）

融資の名称	内容・資格・条件等					
生活福祉 資金	資金の種類	内 容	貸付限度（円）	据置 期間	償還 期間	備 考
	住宅資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し住宅の増改築、拡張、補修又は保全に必要な経費	2,500,000	6月	7年	据置期間 災害による場合は最大 24月
	療養・介護 資金	低所得世帯又は高齢者世帯に対し世帯員の負傷又は疾病の療養（療養を必要とする期間が1年以内の場合に限る。）に必要な経費及び介護保険法による介護サービスを受けるのに必要な経費（原則として1年以内の場合に限る）	1,700,000	6月	5年	据置期間 災害による場合は最大 24月
	災害支援 資金	低所得者世帯に対し災害を受けたことにより困窮から自立正するために必要な経費	1,500,000	12月	7年	
	緊急小口 資金	緊急一時的な需要に対応するための経費	50,000	2月	4月	
長期生活 支援資金	毎月の生活費	土地の評価額に 基づき 定めた額	償還期限 貸付契約の終了 時		一定不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として貸付を行う	

第5章（災害応急対策計画）

融資の名称	内容・資格・条件等						
母子・寡婦 福祉資金	資金の 種 類	貸付対象等	貸付限度額（円）	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	事業開 始資 金	母子家庭の母 母子福祉 団体 寡婦 事業（例えば洋裁軽飲食、 文具販売、菓子小売業等母 子福祉団体においては政 令で定める事業）を開始す るのに必要な設備費、什 器、機械等の購入資金	2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年 以内	無利子
	事業継 続資 金	母子家庭の母 母子福祉 団体 寡婦 現在営んでいる事業（母子 福祉団体については政令 で定める事業）を継続す るために必要な商品、材料等 を購入する運転資金	1,420,000		6ヶ月	7年 以内	無利子
	修学 資金	母子家庭 の母が扶 養する児 童 父母のい ない児童 寡婦が扶 養する子 高校、専修学校 （高等課程） 短大、専修大学 （専門課程）	公立（自宅）18,000 （自宅外）23,000 私立（自宅）30,000 （自宅外）35,000 公立（自宅）44,000 （自宅外）50,000 私立（自宅）52,000 （自宅外）59,000 大学 公立（自宅）44,000 （自宅外）50,000 私立（自宅）53,000 （自宅外）63,000	就学期間中	当 該 学 校 卒 業 後 6 か 月	20年以 内専修 学校（一 般課程 は5年 以内	無利子
	技能 習得 資金	母子家庭 の母 寡婦 自ら事業を開始し又は会 社等に就職するために必 要な知識、技能を習得す るために必要な資金（例洋 裁、タイプ、栄養士等）	月額 50,000 （特1回 450,000）	知識、技能 を習得する 期間中3年 をこえない 範囲内	知 識 技 能 習 得 後 6 か 月	10年 以内	無利子
	修業 資金	母子家庭 の母が扶 養する児 童 父母のい ない児童 寡婦が扶 養する子 事業を開始し又は就職す るために必要な知識、技能 を習得するために必要な 資金	月額 50,000 （特1回 450,000） （注）修業施設で知 識、技能習得中の児 童が18歳に達した ことにより児童扶養 手当等の給付を受け ることができなくな った場合上記額に児 童扶養手当額を加算	知識、技能 を習得する 期間中3年 をこえない 範囲内	知 識 技 能 習 得 後 6 か 月	6年 以内	無利子

第5章（災害応急対策計画）

融資の名称		内容・資格・条件等						
母子・寡婦 福祉資金	資金の 種 類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
	就職 支度 資金	母子家庭の 母又は児童 父母のない 児童寡婦	就職するために直接必要 な衣服、履物等を購入する 資金	100,000 (特別 320,000)		1か月	10年以 内	無利子
	医療 介護 資金	母子家庭の 母又は児童 寡婦	医療又は介護(当該医療を 受ける期間が1年以内の 場合に限る)を受けるため に必要な資金	310,000 (特 1回 450,000) 介護 500,000		6か月	5年以内	無利子
	生活 資金	母子家庭の 母 寡婦	技能習得資金借受期間中 の生活費補給資金	月額 (一般) 103,000 (技能) 140,000	技能習得資 金貸付期間 中3年以内	知識技 能習得 (医療) 後6か月	10年以 内	無利子 年3%
			医療介護資金借受期間中 の生活費補給資金		医療介護資 金貸付期間 中1年以内	貸付期 間満了 後6か月	7年以内	
			配偶者のいない女子にな って5年未満の家庭の生 活補給資金又は失業中の 生活費補給資金		生活安定貸 付後2年以 内又は離職 した日の翌 日から1年 以内		生活安 定8年以 内 失業5年 以内	
	住宅 資金	母子家庭 の母 寡婦	住宅を補修し、保全し、改 築し、増築し、建築し、又 は購入するのに必要な資 金	2,000,000 補修、保全等 1,500,000		6か月	7年以内 (保全等 は6年以 内)	年3%
転宅 資金	母子家庭 の母 寡婦	住宅を転移するため住宅 の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年以内	年3%	

第5章（災害応急対策計画）

融資の名称		内容・資格・条件等						
母子・寡婦 福祉資金		資金の 種 類	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
就学 支度 資金	母子家庭の 母が扶養す る児童	入学、修業するために 必要な被服等の購入 に必要な資金	小学校 39,500	6 か月	20 以内 (専修学 校(一般 課程5年 以内))	無利子		
	中学校 46,100							
	高校等 公立(自 宅) 75,000 (自宅外)85,000 私立(自 宅)410,000 (自宅外)420,000							
父母のいな い児童	寡婦が扶養 する子	大学・短大等 公立(自 宅)370,000 (自宅外)380,000 私立(自 宅)580,000 (自宅外)590,000						
結婚 資金		母子家庭の 母	母子家庭の母が扶養 する児童、寡婦が扶養 する 20 歳以上の子の 婚姻に際し、必要な資 金	300,000	6 か月	5 年以内	年 3%	
特例 児童 扶養 資金		母子家庭の 母	児童扶養手当の全部 又は一部の支給制限 を受け、かつ、前年の 収入が一定額未満で ある配偶者のいない 女子	平成 14 年 7 月分の児童 扶養手当支給額と貸付 申請時の児童扶養手当 支給額との差額	18歳未満の 児童を扶養 する期間中 5 年を超え ない範囲	6 か月	10 年以 内	無利子

第5章（災害応急対策計画）

融資の名称	内容・資格・条件等																									
災害援護資金貸付金	実施主体 市(帯広市災害甲慰金の支給等に関する条例)																									
	対象災害 自然災害であって、道内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。																									
	貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付限度</th> <th>利率</th> <th>据置期間</th> <th>償還期間</th> <th>償還方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯主の1ヶ月以上の負傷があり 家財等の損害が</td> <td rowspan="12">年3% 措置期間 は無利子</td> <td rowspan="12">3年 特別の事 情がある 場合は5 年</td> <td rowspan="12">10年 措置期間 を含む</td> <td rowspan="12">半年賦 年賦</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊 2,700,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊 3,500,000円</td> </tr> <tr> <td>世帯主負傷がなく</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の損害がある場合 1,500,000円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊 1,700,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊 2,500,000円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体が滅失又は流失 3,500,000円</td> </tr> <tr> <td>次のいずれかの事由の1に該当 する場合であって、被災した住居 を建て直すに際し、残存部分を取 り壊さざるを得ない場合等</td> </tr> <tr> <td>ア のイの場合 3,500,000円</td> </tr> <tr> <td>イ のイの場合 2,500,000円</td> </tr> <tr> <td>ウ のウの場合 3,500,000円</td> </tr> </tbody> </table>					貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法	世帯主の1ヶ月以上の負傷があり 家財等の損害が	年3% 措置期間 は無利子	3年 特別の事 情がある 場合は5 年	10年 措置期間 を含む	半年賦 年賦	ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円	イ 住居の半壊 2,700,000円	ウ 住居の全壊 3,500,000円	世帯主負傷がなく	ア 家財の損害がある場合 1,500,000円	イ 住居の半壊 1,700,000円	ウ 住居の全壊 2,500,000円	エ 住居の全体が滅失又は流失 3,500,000円	次のいずれかの事由の1に該当 する場合であって、被災した住居 を建て直すに際し、残存部分を取 り壊さざるを得ない場合等	ア のイの場合 3,500,000円	イ のイの場合 2,500,000円
貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法																						
世帯主の1ヶ月以上の負傷があり 家財等の損害が	年3% 措置期間 は無利子	3年 特別の事 情がある 場合は5 年	10年 措置期間 を含む	半年賦 年賦																						
ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円																										
イ 住居の半壊 2,700,000円																										
ウ 住居の全壊 3,500,000円																										
世帯主負傷がなく																										
ア 家財の損害がある場合 1,500,000円																										
イ 住居の半壊 1,700,000円																										
ウ 住居の全壊 2,500,000円																										
エ 住居の全体が滅失又は流失 3,500,000円																										
次のいずれかの事由の1に該当 する場合であって、被災した住居 を建て直すに際し、残存部分を取 り壊さざるを得ない場合等																										
ア のイの場合 3,500,000円																										
イ のイの場合 2,500,000円																										
ウ のウの場合 3,500,000円																										

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道社会福祉協 議会 市町村社会福祉協 議会	生活福祉資金貸付制度要 綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北 海 道 市 町 村	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金 については厚生大臣の定めるものは無利子である。
北 海 道 市 町 村	災害甲慰金の支給等に関 する法律(昭和48年法律第 82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲 内とする 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

第5章（災害応急対策計画）

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅 資金	1 対象災害	災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する被害を受けた市町村が1以上ある災害及び主務大臣が指定する災害				
	2 融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> 住宅金融公庫が指定した災害で被災を受けた住宅の所有者等で自ら居住するか、罹災者のために建設、購入、補修する者 毎月の返済額の4倍以上の月収がある者 				
	3 融資条件					
		区 分	建 設	新築購入	中古購入	補 修
	融 資 対 象	住宅の規格 建築基準法	各戸に居住室、炊事室、便所が備えられていること 建築基準法等の関係法令に適合すること 店舗併用住宅などの場合は、住宅部分が概ね1/2以上あること			
		住宅部分床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上(マンションの場合は40㎡以上)175㎡以下	50㎡以上(マンションの場合は40㎡以上)175㎡以下	
	融 資 限 度 額	耐火構造準耐火構造	建設資金 1,160万円 土地取得資金 770万円 整地資金 380万円	購入資金 1,930万円	購入資金 1,630万円	補修資金 640万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円
		木 造	建設資金 1,100万円 土地取得資金 770万円 整地資金 380万円	購入資金 1,870万円	購入資金 1,420万円	補修資金 590万円 移転資金 380万円 整地資金 380万円
	返 済 期 間	耐火構造準耐火構造木造	35年以内 35年以内 25年以内	35年以内 35年以内 25年以内	20～35年以内 20～35年以内 20～25年以内	20年以内
		据置期間	3年以内			1年以内(返済期間に含む)
	貸付金利	年1.7%(平成19年9月30日現在)				
	受付期間	災害発生の日から2年間				

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道・市町村、住宅金融公庫支店、住宅金融公庫の代理店(各受託金融機関)	住宅金融公庫法	「災害発生時における災害復興住宅融資の確保等に関する基本協定書」(平成17年4月1日、道知事と住宅金融公庫北海道支店長とで協定締結。協定文は省略。)

融資の名称	内容・資格・条件等	
農業経営維持安定 資金	貸付の対象	災害による収入減の補てんに充てるための資金を必要とする場合で、その農地、施設その他の農業に活用される資源を売渡す等農業経営に著しい支障を及ぼすことなしに必要な資金の調達ができない農業者
	貸付限度額	農業を営む個人 200万円 農業を営む法人 1,000万円(1戸1法人の場合は、200万円)
	償還期間	20年以内(うち据置き3年以内)
	貸付利率	年0.9～1.7%(H17.10.20現在)

取扱機関	関係法令等	備 考
市町村 農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務 受託金融機関	農業経営維持安定資金融通措置実施要綱	
北海道 農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法	

第5章（災害応急対策計画）

融資の名称	内容・資格・条件等
天災融資法による融資	<p>貸付の対象 (ア) 被害農業者 (イ) 被害林業者 (以下「農林漁業者という」) (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合</p> <p>融 資 額 農林漁業者 2,000,000 円(北海道 3,500,000 円) 法令で定める資金 5,000,000 円 法令で定める法人 25,000,000 円 漁具購入 50,000,000 円</p> <p>償還期間 農林漁業者 6 年以内(激甚災害法適用 7 年以内)</p> <p>貸付利率 農林漁業者 損失額の割合 10%以上で一定の要件に該当する者 年 6.5%以内 損失額の割合 30%以上の者 年 5.5%以内 特別被害地域内の特別被害農業者 年 3.0%以内</p> <p>実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。</p>
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害又給))	<p>貸付の対象 農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設等農業施設、畜産環境保全林の改良、造成又は取得、果樹の植栽又は補植</p> <p>貸付限度 1 施設当たり 3,000,000 円(特認 6,000,000 円) 又は貸付対象事業費×0.8のいずれか低い額</p> <p>貸付期間 15 年(うち据置 3 年)以内。ただし、果樹の改植は 25 年(うち据置 10 年)以内</p> <p>貸付利率 年 0.9~1.7%(H17.10.20 現在)</p>
水産業施設資金	<p>貸付の対象 水産倉庫、網干場、水産養殖施設、水産物陸揚施設、水産加工施設、漁船修理施設又は漁船その他主務大臣の指定するもの</p> <p>貸付限度 1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000 万円 その他施設 300 万円 1 及び 2 のいずれか低い額</p> <p>貸付期間 15 年以内(うち据置 3 年以内)</p> <p>貸付利率 年 0.65~1.50%(H17.9.20 現在)</p>
沿岸漁業経営安定資金	<p>貸付の対象 災害による経営再建費及び経費の節減又は預貯金の払戻し等で補填されない災害又は災害に準ずるものによる収入減補填費用に充てるための資金を必要とする沿岸漁業者</p> <p>貸付限度 個人 200 万円、法人 400 万円</p> <p>貸付期間 20 年以内(うち据置 3 年以内)</p> <p>貸付利率 年 0.65~1.50%(H17.9.20 現在)</p>

第5章（災害応急対策計画）

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道 市町村 金融機関	天災融資法	<p>天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される天災資金の借受資格者(被害農林漁業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害農林者 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上で、かつ損失額が平年の農業総収入額の10%以上、又は、果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価額の30%以上のもの ・被害林業者 林産物の損失額が平年の林業総収入額の10%以上、又は炭焼がま、しいたけほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価額の50%以上のもの ・被害漁業者 魚類の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上、又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価額の50%以上のもの ・被害組合 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの
北海道、農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業金融公庫法	<p>主務大臣指定災害復旧資金 沿岸漁業経営安定資金</p>

第5章（災害応急対策計画）

融資の名称	内容・資格・条件等
造林資金	貸付の対象 造林地の災害復旧を行う林業を営む者(地方公共団体を含む)及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付限度額 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額、但し、計画森林にあっては、90%相当額 償還期間 30年以内(20年以内の据置期間含む) 貸付利率 1.00～1.70%
樹苗養成資金	貸付の対象 苗畑用地及びかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付限度額 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 償還期間 15年以内(5年以内の据置期間含む) 貸付利率 1.00～1.65%
林道資金	貸付の対象 自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む)の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付限度額 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 償還期間 20年以内(3年以内の据置期間含む) 貸付利率 1.00～1.70%
主務大臣指定施設資金	貸付の対象 林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクレーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付限度額 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額 償還期間 15年以内(3年以内の据置期間含む) 貸付利率 1.00～1.70%
共同利用施設資金	貸付の対象 林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクレーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合 貸付限度額 貸付を受ける者の負担する額の80%相当 償還期間 20年以内(3年以内の据置期間含む) 貸付利率 1.00～1.70%

取扱機関等	関係法令等	備考
農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業金融公庫法	

第5章（災害応急対策計画）

融資の名称	内容・資格・条件等
林業経営維持資金	<p>貸付の対象 樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人(但し、農林水産業所得が平年度における総所得の過半を占め、かつ、その経営する森林面積が80haを超えない者)及び林業を営む法人(但し、合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社に限る。)並びに森林組合同連合会等(但し、前記の者に転貸する場合に限る。)</p> <p>貸付限度額 個人 60万円(但し、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、その立木の評価額を60万円から控除した額) 法人 800万円</p> <p>償還期間 20年以内(原則一括払い)</p> <p>貸付利率 1.00～1.70%</p>
備荒資金直接融資資金	<p>貸付の対象 備荒資金組各市町村が災害復旧応急事業を行う場合。</p> <p>貸付限度額 各組各市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで</p> <p>償還期間 6ヶ月</p> <p>融資利率 年利率 3%</p>

取扱機関等	関係法令等	備 考
農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業金融公庫法	
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組各市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍(その額が2千万円に満たないときは2千万円)以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

第5章（災害応急対策計画）

融資の名称	内容・資格・条件等																						
中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。貸付）」	<p>・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。</p> <p>・融資条件</p> <table border="1"> <tr> <td>融資対象</td> <td colspan="2"> 1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第3項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの </td> </tr> <tr> <td>資金用途</td> <td>設備資金</td> <td>運転資金</td> </tr> <tr> <td>融資金額</td> <td>8,000万円</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>10年以内（据置2年以内）</td> <td>7年以内（据置2年以内）</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td> [固定金利] 5年以内 年1.2% 10年以内 年1.4% </td> <td> [変動金利] 年1.2% （融資期間が3年超の場合選択可） </td> </tr> <tr> <td>担保・償還方法</td> <td colspan="2">取扱金融機関の定めるところによる</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td colspan="2">すべて北海道信用保証協会の保証付き（通常より低い保証料率が適用）</td> </tr> </table>		融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第3項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの		資金用途	設備資金	運転資金	融資金額	8,000万円	5,000万円	融資期間	10年以内（据置2年以内）	7年以内（据置2年以内）	融資利率	[固定金利] 5年以内 年1.2% 10年以内 年1.4%	[変動金利] 年1.2% （融資期間が3年超の場合選択可）	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる		信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き（通常より低い保証料率が適用）	
融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第3項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの																						
資金用途	設備資金	運転資金																					
融資金額	8,000万円	5,000万円																					
融資期間	10年以内（据置2年以内）	7年以内（据置2年以内）																					
融資利率	[固定金利] 5年以内 年1.2% 10年以内 年1.4%	[変動金利] 年1.2% （融資期間が3年超の場合選択可）																					
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる																						
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き（通常より低い保証料率が適用）																						

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、札幌銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等																														
勤労者福祉資金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>中小企業に働く方</th> <th>季節労働者の方</th> <th>離職者の方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資対象者</td> <td>中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む）前年の総所得が600万円以下の方</td> <td>2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方前年の総所得が600万円以下の方</td> <td>企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 雇用保険受給資格者 賃金法（労働基準法）の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方。</td> </tr> <tr> <td>融資金額</td> <td colspan="3">100万円以内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>5年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）</td> <td colspan="2">5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>年1.50%</td> <td colspan="2">年0.60%</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td colspan="3">元利均等月賦償還及び半年賦併用可</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>取扱金融機関の定めによる。</td> <td colspan="2">北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	中小企業に働く方	季節労働者の方	離職者の方	融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む）前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 雇用保険受給資格者 賃金法（労働基準法）の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方。	融資金額	100万円以内			融資期間	5年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）		融資利率	年1.50%	年0.60%		償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			信用保証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。	
区 分	中小企業に働く方	季節労働者の方	離職者の方																												
融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む）前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 雇用保険受給資格者 賃金法（労働基準法）の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方。																												
融資金額	100万円以内																														
融資期間	5年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）																													
融資利率	年1.50%	年0.60%																													
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可																														
信用保証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。																													

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要領	

「被災者生活再建支援法」に基づく支援

	内容・資格・条件等																												
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。																												
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、～に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 <p>(2) 支給対象世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅が全壊した世帯 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 																												
支給条件	<p>(1) 支給金額</p> <p>下表に示す限度額の範囲内で、～の経費に対して支給される。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>～</th> <th>～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数（2人以上）世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数（1人）世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費 住居の移転費又は移転のための交通費 住宅を賃借する場合の礼金 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度） 住宅の解体（除却）・撤去・整地費 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息 ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費 （注）大規模半壊世帯は～のみ対象（100万円が限度） （注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に、～の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給 （注）他の都府県へ移転する場合は～それぞれの限度額の1/2</p> <p>(2) 支給に係るその他の要件</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（年収）500万円の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円＜（年収）700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td> <td rowspan="2">150万円</td> <td rowspan="2">112.5万円</td> </tr> <tr> <td>700万円＜（年収）800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1，2級の身体障害者などを構成員に含む世帯</p>		合 計					～	～	複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円	単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	（年収）500万円の世帯	300万円	225万円	500万円＜（年収）700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円	700万円＜（年収）800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯
	合 計																												
		～	～																										
複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円																										
単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円																										
年収等の要件	支給限度額																												
	複数世帯	単数世帯																											
（年収）500万円の世帯	300万円	225万円																											
500万円＜（年収）700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円																											
700万円＜（年収）800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯																													
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助																												

第34節 災害救助法の適用計画

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次のとおりである。

1 実施責任

（1）北海道

知事は、一定規模以上の災害に際しての救助活動について、市町村に対し災害救助法を適用し、応急救助活動を実施する。

（2）市町村

市長は、知事が行う応急救助活動を補助するものであるが、災害救助法第30条に基づき、災害救助法施行規則（昭和31年10月10日北海道規則第142号）により委任された職種の一部については、自らの判断と責任において、救助を実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

本市における災害救助法による救助は、別紙1に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

3 災害救助法の適用手続

（1）市町村

ア 市長は、本市の地域における災害が災害救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を十勝支庁長（以下「支庁長」という。）に報告しなければならない。

イ 災害の事態が急迫し、知事による救助のいとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに支庁長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

（2）支庁

支庁長は、市長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨市長に通知するとともに、知事に報告するものとする。

（3）北海道

知事は、支庁長から災害救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 救助の実施と種類

（1）救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村設置～道 (但し、委任したときは市町村)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部(但し、委任したときは市町村)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部(但し、委任したときは市町村)
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	1か月以内	市町村
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
死体の搜索	10日以内	市町村
死体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等をその緊急の限度においてそれぞれ災害救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取り扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

別紙1

適用基準				適用
被害区分 市の人口	市単独の場合	被害額が相当広範囲な場合（全道で2500世帯以上）	被害が全道にわたり12,000世帯以上の住家が滅失した場合	<p>1．住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失…全壊、全焼、流出 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼…2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水…3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 <p>2．世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		

第6章 震災対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、帯広市地域防災計画の別冊である「地震災害対策編」による。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大等、社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおり、それぞれの事故災害について予防及び応急対策を定めるものとする。

第1節 航空災害対策計画

1 基本方針

帯広空港及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の墜落炎上等により、多数の死傷を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合に、早期に初期体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

（1）実施事項

ア 東京航空局帯広空港出張所、帯広空港管理事務所

（ア）航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。

（イ）迅速、かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

（ウ）災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

（エ）職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

（オ）災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

（カ）災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

（キ）関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

イ 航空運送事業者

（ア）航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（イ）職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

（ウ）関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

とする。

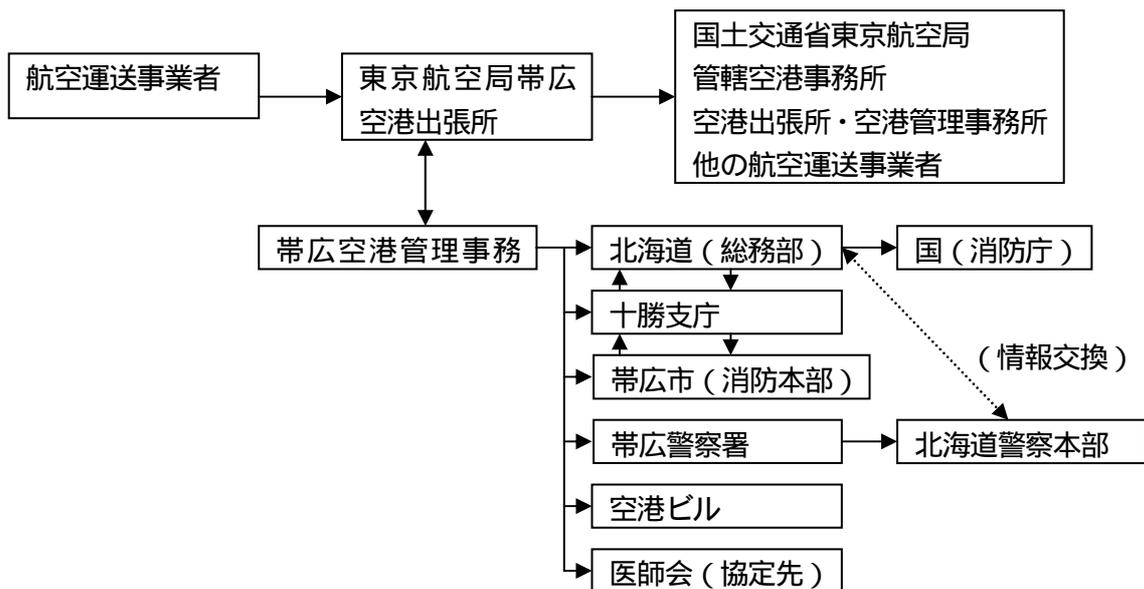
3 災害応急対策

(1) 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

東京航空局帯広空港出張所、帯広空港管理事務所、航空運送事業者、市(消防機関)、北海道(十勝支庁)、帯広警察署

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 航空災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

（イ）旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 航空災害の状況
- b 旅客及び乗務員等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 航空輸送復旧の見通し
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

4 応急活動体制

（1）災害対策組織

市長は航空災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応援活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、災害応急対策を実施する。

（2）災害（事故）対策現地合同本部の設置

市長は航空災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、救難活動を迅速且つ的確に実施するため、関係機関と必要に応じて協議のうえ、帯広市航空災害救難対策本部要綱に基づき救難対策本部を設置する。

また、航空災害の発生に伴い、その規模及び範囲からして特に総合的な応急対策活動の必要がある場合には、帯広市災害対策本部設置基準に基づいて、帯広市災害対策本部を設置する。

なお、帯広市航空災害救難対策本部要綱及び組織図は別表1のとおり定める。

別表1

《帯広市航空災害救難対策本部要綱》
（救難対策本部の設置）
第1条 航空機の緊急事態に対処し、その総合的な諸対策を樹立し、救難活動を円滑に実施する機関として帯広市航空災害救難対策本部（以下「救難対策本部」という。）を設置する。
（目的）
第2条 救難対策本部は、当該機及び当該機による被害者又は物件に対する救難対策を樹立し、実施することを目的とする。
（本部の構成）
第3条 救難対策本部は、次に掲げる関係諸団体の長及び職員をもって組織する。
（1）帯広市
（2）国土交通省東京航空局帯広空港出張所
（3）国土交通省航空大学校帯広分校
（4）帯広測候所帯広空港出張所

- (5) 陸上自衛隊第5旅団帯広駐屯地部隊
- (6) 帯広警察署
- (7) 帯広市消防本部
- (8) 日本航空(株)
- (9) 帯広空港ターミナルビル(株)
- (10) 帯広市医師会
- (11) 十勝医師会
- (12) 帯広市産業開発公社
- (13) (株)NTT東日本 - 北海道 帯広支店
- (14) その他

（本部長、副本部長）

第4条 救難対策本部に、本部長及び副本部長を置き、次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 本部長 帯広市長
- (2) 副本部長 帯広市副市長
国土交通省東京航空局帯広空港出張所長
国土交通省航空大学校帯広分校長
帯広測候所帯広空港出張所長
帯広警察署長
帯広市消防長
帯広市医師会長
日本航空(株)帯広支店長

（部の設置）

第5条 救難対策本部に諸対策実施の万全を期すため、次の部を置き、それぞれの事務を掌る。

総括部

- (1) 航空救難業務の総括に関する事。
- (2) 情報の収集整理に関する事。
- (3) 各部等との連絡統制に関する事。
- (4) 現地合同対策本部の設置に関する事。
- (5) 自衛隊の派遣要請に関する事。
- (6) 報道機関との連絡に関する事。
- (7) 他の部に属しない事。

医療部

- (1) 傷病者の収容手当に関する事。
- (2) その他応急医療に関する事。
- (3) 医療機関医師等に関する事。

救難部

- (1) 消火活動に関する事。
- (2) 乗客及び乗務員の救出に関する事。
- (3) 災害による死体の安置に関する事。

警備部

- (1) 災害時における空港内の警備に関する事。
- (2) 路面交通の確保に関する事。
2 部に部長を置き、本部長が指名する。

（行動の基準）
 第6条 本部長は、航空機の緊急事態の発生又は発生の恐れがある場合、関係機関に対し、その規模、又は予想に応じた警戒出動、緊急出動の要請を行うものとする。

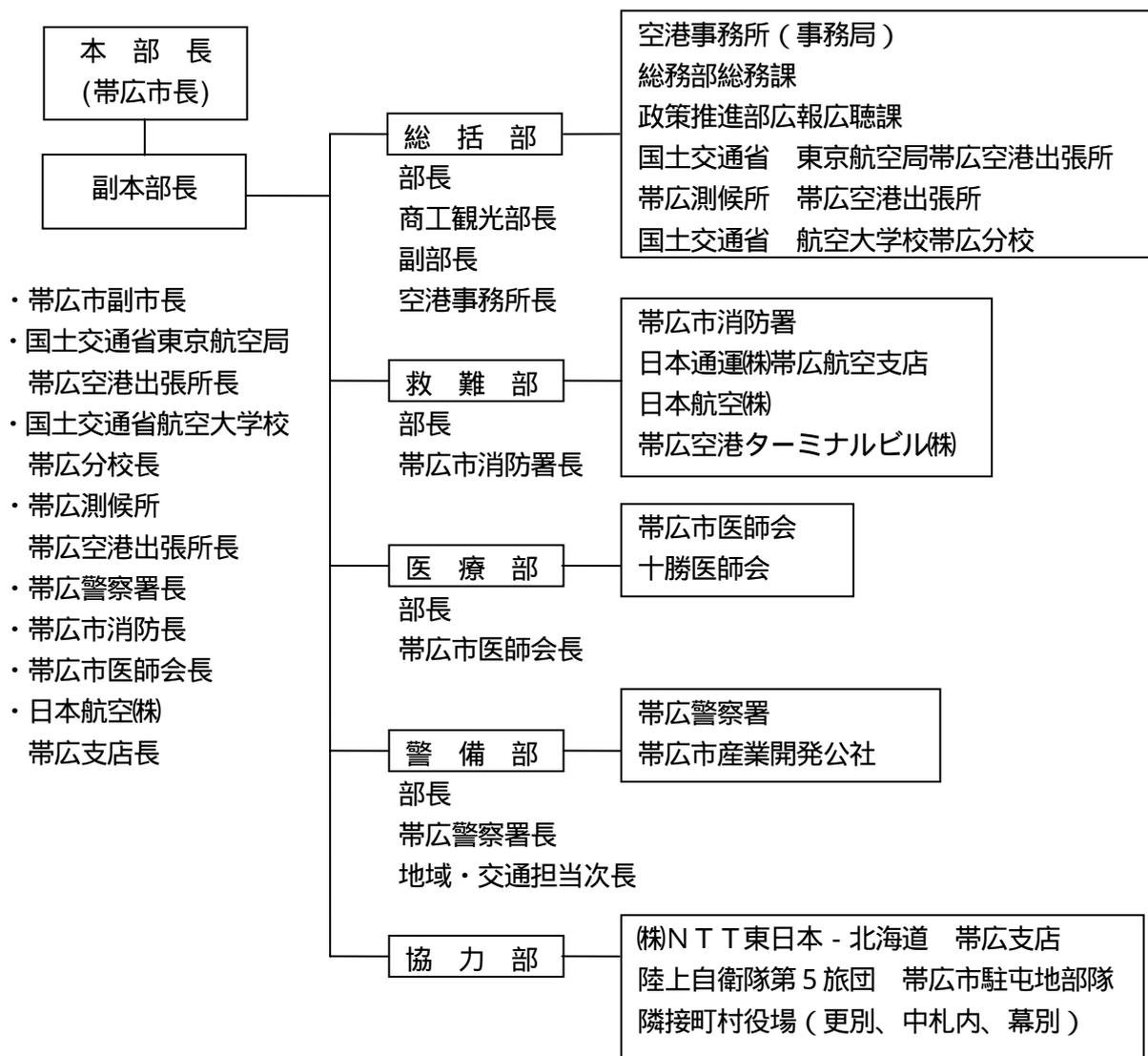
（救難対策本部設置の場所）
 第7条 救難対策本部の設置場所は、原則として空港内に設けるものとする。

（会議）
 第8条 救難対策本部の会議は、本部長が招集する。

（救難対策本部の事務局）
 第9条 救難対策本部に事務局を設け、専任職員若干名を置く。
 2 専任職員は、総括部空港事務所職員並びに総括部の中から本部長が指名する者とする。
 3 救難対策本部の庶務及びその総括は、事務局において行う。

（雑則）
 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度、本部長が定める。

《 帯広市航空災害救難対策本部組織図 》



5 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第5章第5節「救助救出計画」の定めによる。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」に定めるほか、帯広市又は帯広市医師会並びに十勝医師会との間で締結した「航空災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、それぞれの医師会に救護班の派遣を要請する。

7 消防活動

消防本部は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

8 行方不明者の捜索及び死体の収容等

帯広市等関係機関は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより実施するものとする。

9 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第6節「災害警備計画」及び第5章第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等については、第5章第17節「防疫計画」及び第5章第18節「廃棄物処理等計画」の定めるところによる。

11 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第29節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

12 広域応援

帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第6章第30節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

第2節 鉄道災害対策計画

1 基本方針

鉄道輸送において、列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防護し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

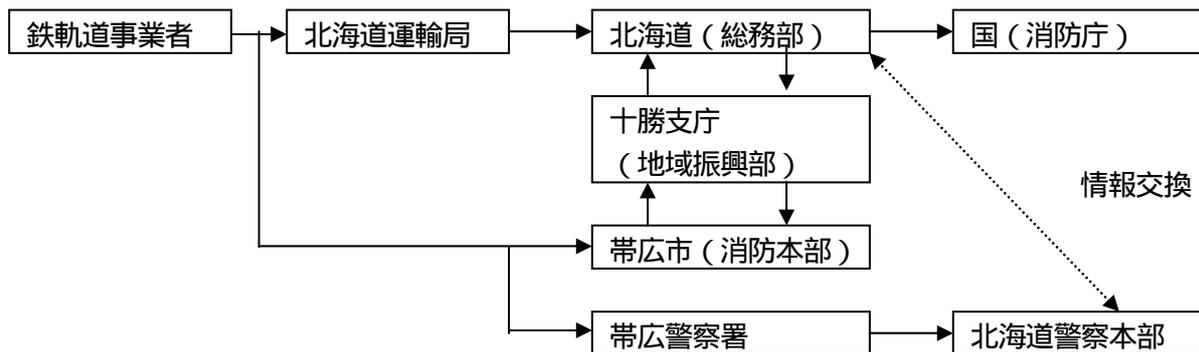
3 災害応急対策

（1）情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- （ア）関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- （イ）関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- （ウ）関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

（2）災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

鉄軌道事業者、帯広市(消防機関)、北海道(十勝支庁)、帯広警察署

イ 実施事項

（ア）被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するもの

とする。

- a 鉄道災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

（イ）旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 鉄道災害の状況
- b 旅客及び乗務員等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等地域に与える影響
- g その他必要な事項

4 応急活動体制

（1）市の災害対策組織

市長は、鉄道災害通報を受けた場合は直ちに関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え関係機関と連携をとりながら、応急対策を実施するものとする。

（2）災害（事故）対策現地合同本部の設置

市長は、関係機関と円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

5 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、第5章第5節「救助救出計画」の定めによる。

6 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」の定めによる。

7 消防活動

消防本部は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、消防活動を迅速に実施するものとする。

8 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市等関係機関は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第6節「災害警備計画」及び第5章第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

10 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はその恐れがある場合は、第7章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11 自衛隊派遣要請

鉄道災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第29節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

12 広域応援

帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第5章第30節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

13 鉄道事業者の災害対策

（1）災害時の活動体制

社長及び支社長は、重大な災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合には、これに対処するため、必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。

（防災規定）

また、復旧等処理の円滑化を図るため、対策本部及び現地復旧本部の設置について、運輸部長及び安全推進室長の報告に基づき、鉄道事業本部長が指示するものとする。

（事故等対策規定）

《 災害対策本部及び現地復旧本部の設置基準 》

第1種体制

名 称	設 置 基 準
対 策 本 部 現 地 復 旧 本 部	1 乗客に死亡、もしくは10人以上の死傷者が発生した場合 2 10両以上の車両が脱線した場合 3 鉄道事業本部長が必要と認めた場合

第2種体制

名 称	設 置 基 準
対 策 本 部 現 地 復 旧 本 部	1 主要本線が3時間以上不通となる恐れのある場合 2 鉄道事業本部長が必要と認めた場合

（2）自衛消防団

災害が発生した場合は原因を調査するとともに、自衛消防団を組織し、通報連絡、消防活動、避難誘導、危険物施設の防護火災初期の防護に万全を期すものとする。

（防災規定）

（3）避難誘導等

駅構内、車両等における旅客、公衆等の安全の確保を図るため、その避難、誘導、救護等の処置をとる。避難場所については、南公園を指定する。

（4）初期活動

災害が発生し復旧にあたる社員は、人命の救護を第一義とし、負傷者の救出に最善を尽くすこととする。

また、併発事故の防止を図るとともに列車事故に及ぼす損害をできるだけ少なくするため迅速かつ的確に処置をする。

（5）応急処置体制

事故を発見した社員は、列車の停止、負傷者の救護等臨機の処置をとるとともに指令及び関係箇所長の長に通報をする。

（6）非常招集

非常招集は運輸部長または区所長が必要に応じ所属する社員に対し行うものとする。

（7）通信連絡

乗務員と輸送指令機関における連絡又は運転の指示、非常通信は、列車及び列車の運行を管理する制御所に設置している列車無線、又は災害が発生し、既設の通信設備が使用不能となった場合は、災害用無線を利用して行う。

第3節 道路災害対策計画

1 基本方針

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

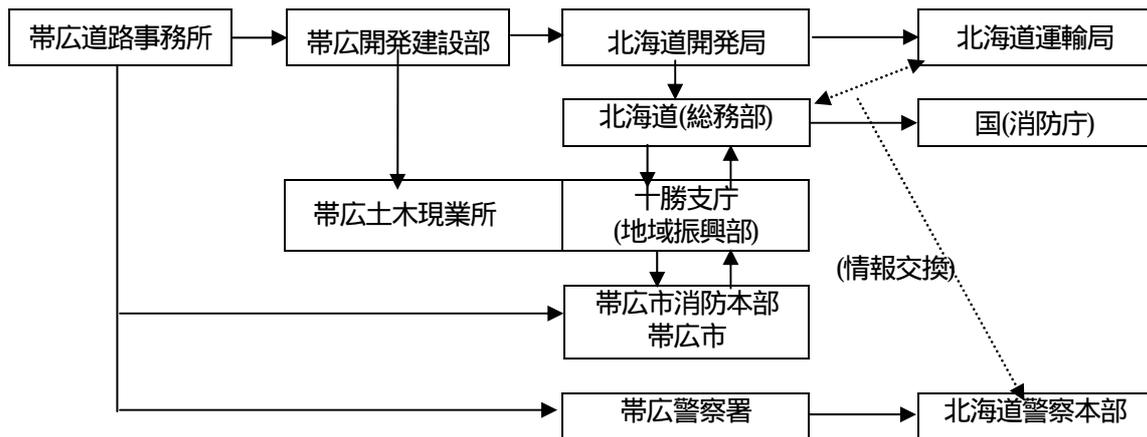
関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

3 災害応急対策

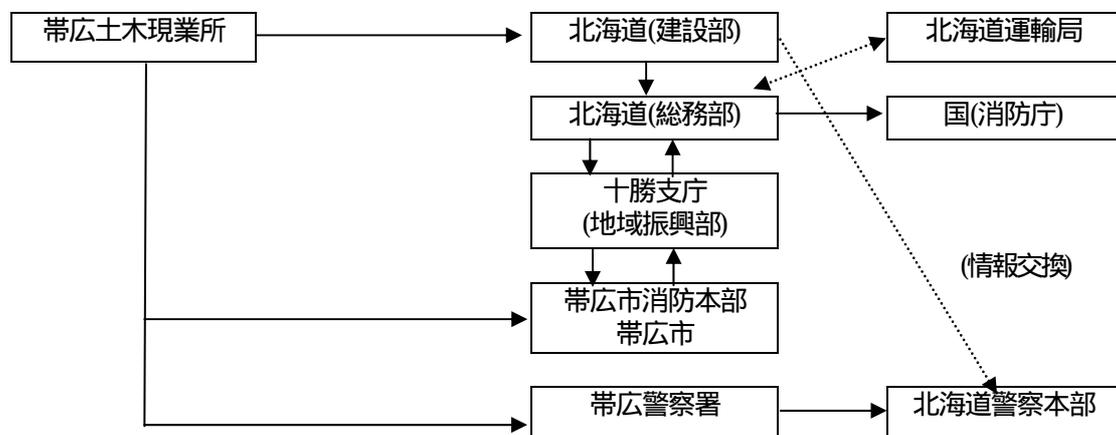
(1) 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

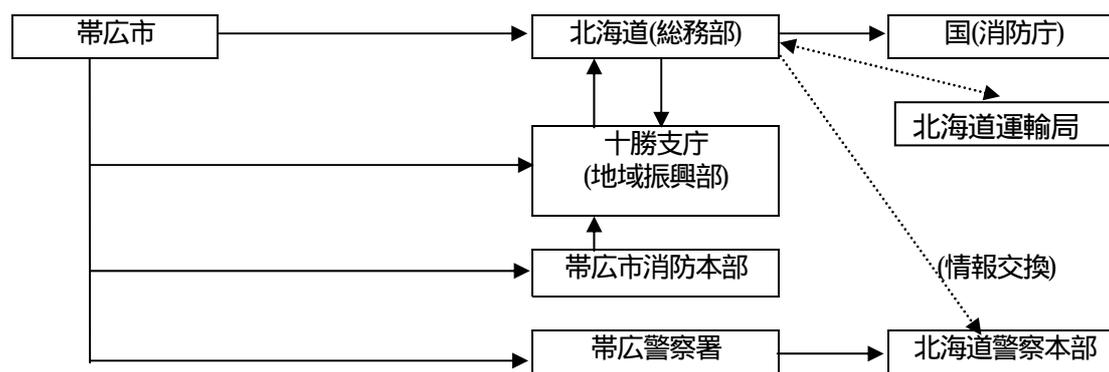
ア 国の管理する道路の場合



イ 道の管理する道路の場合



ウ 市町村の管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、道路管理者及び関係機関は、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 道路災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

5 応急活動体制

- (1) 市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

6 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節「救助救出計画」の定めにより実施する。

7 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第16節「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

8 消防活動

消防活動は、第4章第7節の「消防計画」の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

9 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市及び関係機関は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

10 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 帯広警察署

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第6節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

11 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

12 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第29節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより北海道知事（十勝支庁長）へ自衛隊の派遣要請を以てするものとする。

13 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章30節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第4節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に早期に初期体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

（例）石油類 ガソリン、灯油、軽油、重油 など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律149号）第2条に規定されているもの

（例）火薬、爆薬、火工品 工業雷管、電気雷管等 など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

（例）液化石油ガス LPG、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

（例）毒物 シアン化水素、シアン化ナトリウム等、劇物 ホルムアルデヒド、塩素等
など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

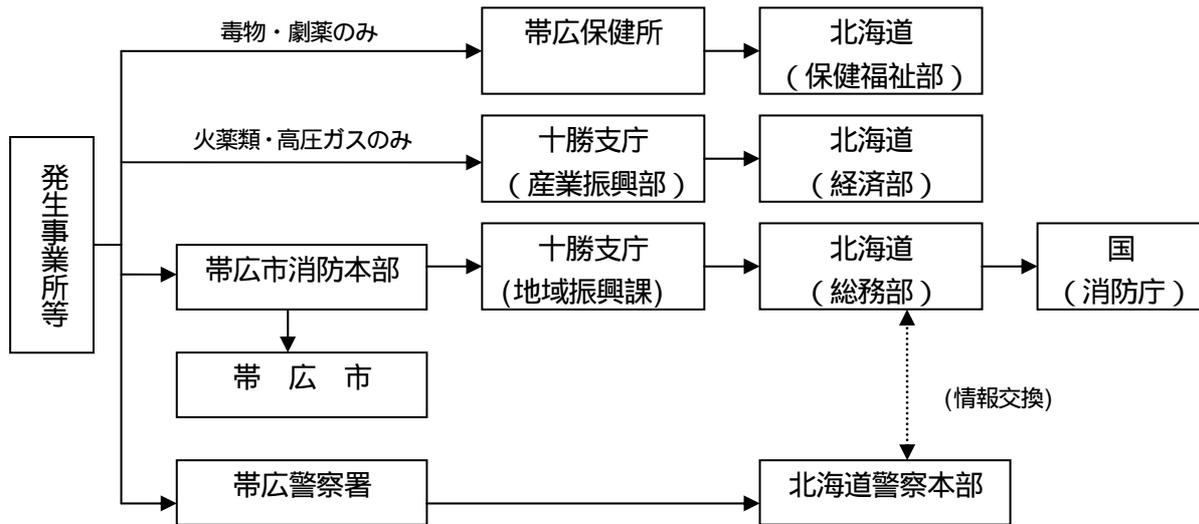
3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

4 災害応急対策

(1) 情報通信系統

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



ア 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

5 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、危険物等災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら災害応急対策を実施する。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

市長は、関係機関と円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し災害応急対策を行うこととする。

6 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

（1）事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

（2）危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

7 消防活動

消防本部は事業者との緊密な連携を図り、第4章第7節「消防計画」の定めるところにより、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。

また、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

8 避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

9 救助救出活動

市等関係機関は、第5章第5節「救助救出計画」の定めるところにより、被災者の救助救出を実施するものとする。

10 医療救護活動

市等関係機関は、第5章第16節「医療救護計画」、及び第5章第23節「行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、被災者の医療救護活動及び行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

11 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第6節「災害警備計画」及び第5章第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

危険物災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第29節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

13 広域応援

帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第5章第30節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

第5節 大規模な火災災害対策計画

1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、実施する予防及び応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

（1）大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物の不燃化、公園・緑地等の幅広い延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進し、安全確保対策の向上に努めるものとする。

（2）予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、ホテル、デパート、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の設置促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

（3）防火思想の普及

年二回（春・秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。

また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、災害時要援護者対策に十分配慮する。

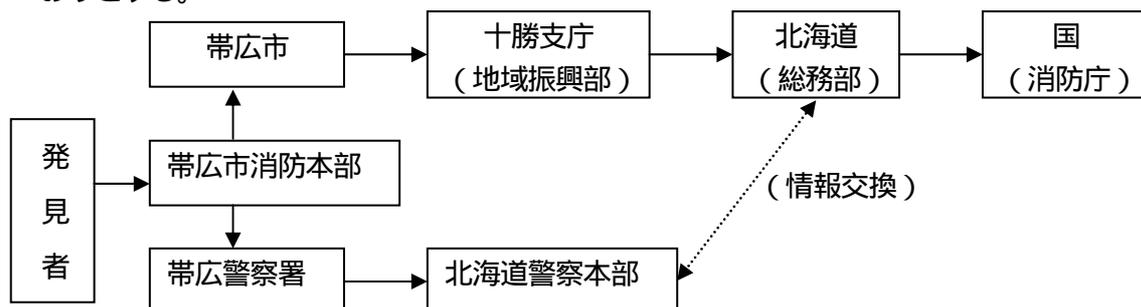
（4）自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

3 災害応急対策

（1）情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



（2）実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

この場合において、市及び関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 家族当の安否状況
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (5) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

5 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は大規模な火事災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図りながら災害応急対策を実施する。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

市長は、関係機関と円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

6 消防活動

消防本部は、第4章第7節「消防計画」の定めるところにより、消防活動を行うものとする。

7 避難措置

市等関係機関は人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより必要な避難措置を実施するものとする。

8 救助救出活動

市等関係機関は、第5章第5節「救助救出計画」の定めるところにより、被災者の救助救出を実施するものとする。

9 医療救護活動

市等関係機関は、第5章第16節「医療救護計画」、及び第5章第23節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、被災者の医療救護活動及び行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

10 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第6節「災害警備計画」及び第5章第7節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

11 自衛隊派遣要請

大規模な火災災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第29節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

12 広域応援

帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第 5 章第 30 節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

第6節 林野火災対策計画

1 基本方針

広範囲にわたり林野の焼失等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、実施する予防及び応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 予防対策

(1) 実施機関及び協力機関

林野火災の予消防対策を推進するため、帯広市林野火災予消防対策協議会（業務担当、市農政部農村振興課）を設置し、構成機関相互の緊密な連絡のもとに国、公、民有林の予消防対策に万全を期する。

ア 実施機関

帯広市（支所）、十勝支庁、北海道森林管理局帯広分局、十勝西部森林管理署帯広森林経営センター（八千代・岩内支所森林事務所）、帯広測候所、帯広市消防本部、帯広警察署、十勝中央森林組合、各森林愛護組合、陸上自衛隊、市有林監視員、森林保全巡視員

イ 協力機関

農業協同組合（帯広市川西、大正）、東北海道木材協会、JR北海道株、十勝バス、帯広観光協会、帯広市教育委員会、各報道機関、東北海道造林事業協議会、東北海道素材生産業協同組合

ウ 帯広市林野火災予消防本部の設置

帯広市林野火災予消防本部を帯広市役所農政部農村振興課に置くものとする。

(2) 一般入林者

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- イ 入林の許可・届出等について指導する。
- ウ 火災警報発令又は気象条件の急変の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(3) 火入対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月。以下「危険期間」）中の火入れは、極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- ア 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び市町村条例の規定に基づく市町村長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- イ 火災警報発令又は気象状況の急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- エ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(4) 林野内事業者

林野内において事業を営むものは、実施期間中、次の体制をとるものとする。

- ア 林野内事業者は、火気危険物取締（油類等）責任者を定め、且つ事業区域内に巡視員を配置する。
- イ 事業箇所に火気危険物取締責任者の指定する喫煙所ならびに焚き火、ごみ焼き箇所を設け、標識及び消火設備を完備するものとする。

ウ 火気危険物取締責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め関係機関との連絡の万全を図る。

(5) 森林愛護組合の協力

森林愛護組合は、林野火災予消防の実施にあたり現地に精通しており、市及び関係機関はその協力を要請するとともに、かつその活動強化のため連携を図る。

3 気象情報対策

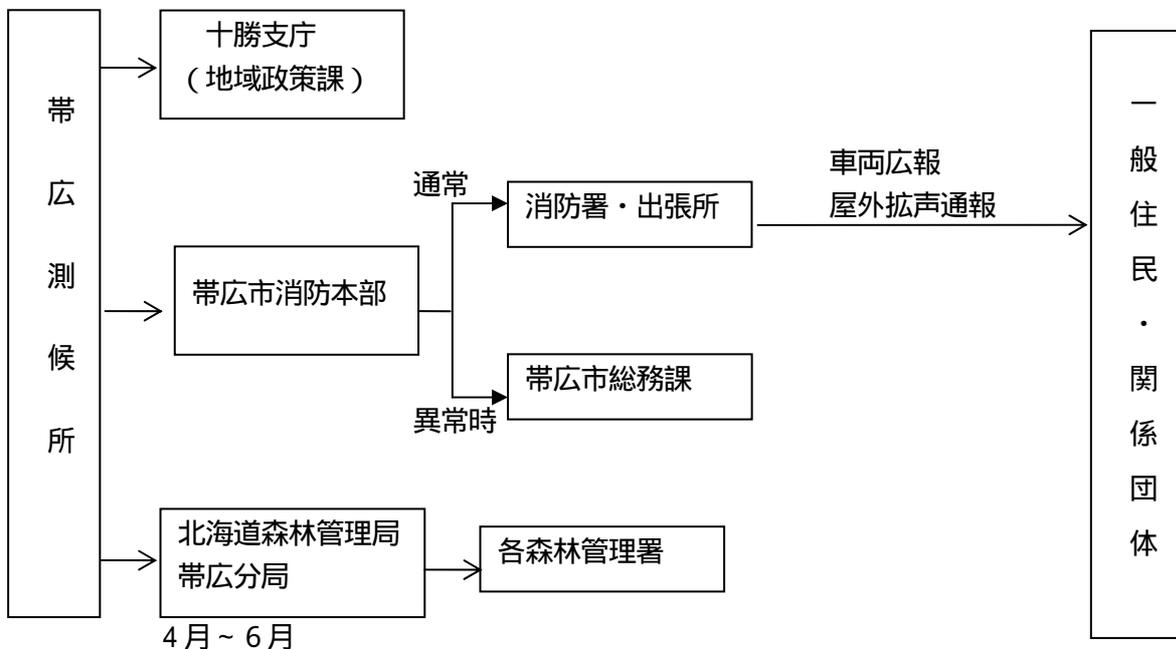
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象伝達の一部として帯広測候所が発表及び終了の通報を行うものとする。

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は次のとおりとする。

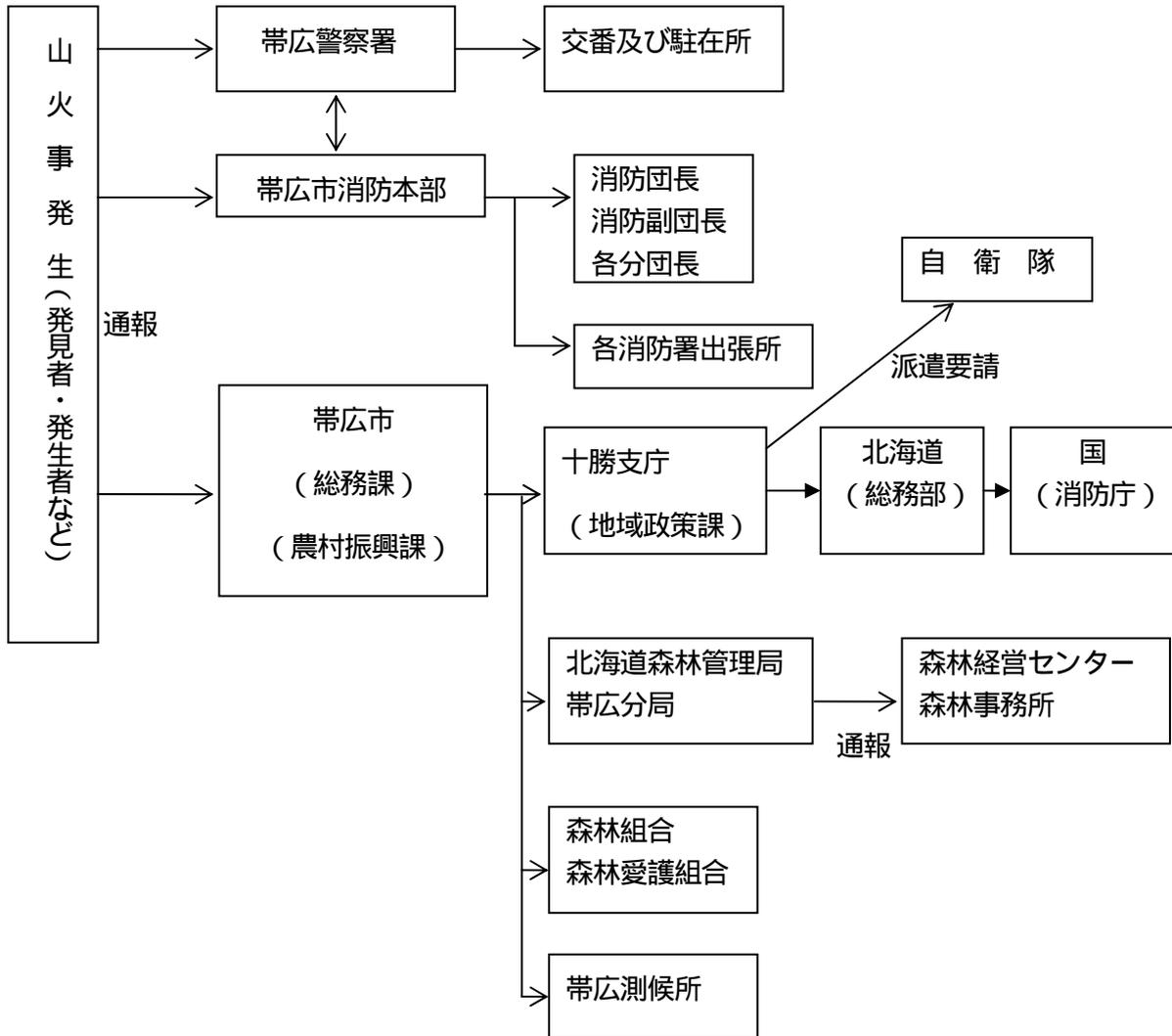


4 応急対策

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



（2）実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- エ 当該市町村及び支庁においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

5 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市及び関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する概要
- (5) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

6 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら応急対策を実施する。

(2) 災害(事故)対策現地合同本部の設置

市長は関係機関と円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

7 消防活動

消防本部は林野火災が発生した場合、森林愛護組合及び関係機関の積極的な協力を求め、第4章第7節「消防計画」の定めるところにより消防活動を行うものとする。

8 自衛隊派遣要請

林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第29節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより自衛隊の派遣を要請するものとする。

9 広域応援

帯広市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、市は第5章第30節「広域応援計画」の定めるところにより、また、消防本部は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

第8章 災害復旧計画

本章は、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等、将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

1 実施責任者

市長その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものである。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

（1）公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- ウ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- オ 下水道災害復旧事業計画
- カ 公園災害復旧事業計画

（2）農林水産業施設災害復旧事業計画

（3）都市施設災害復旧事業計画

（4）上水道災害復旧事業計画

（5）住宅災害復旧事業計画

（6）社会福祉施設災害復旧事業計画

（7）学校教育施設災害復旧事業計画

（8）社会教育施設災害復旧事業計画

（9）その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。なお、事業別国庫負担及び補助率は、道地域防災計画に定める基準による。

4 激甚災害

著しい激甚の災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものである。

第9章 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、帯広市防災会議の構成機関の長、公共的団体の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、もしくは実施し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

2 訓練の種別

訓練実施期間は、それぞれの災害応急対策の万全を期すため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 災害通信連絡訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 避難救助訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 防災図上訓練
- (8) その他災害に関する訓練

3 市及び防災会議が実施する訓練

市及び防災会議は、各関係機関と緊密な連携のうえ訓練を実施するものとし、その区分及び実施方法は概ね次のとおりである。

区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管
総合防災訓練	年 1 回 以 上	指定避難 場所ごと の地域	各関係機関と一体となって、想定被害により震災、水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。	防災会議 帯広市
災 害 通 信 連 絡 訓 練	適 時	防災関係 機関相互	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。	防災会議 帯広市 消防本部
水 防 訓 練	水害発生 多発時期前	水害危険 地 域	図上又は実施訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資器材の輸送、広報、通報伝達等のほか、消防職団員の動員をおり込んだ訓練を実施する。	防災会議 帯広市 消防本部

消 防 訓 練	火災発生 多発時期前	火災危険 地 域	図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、立退き、救 出救助、消火の指揮系統の確立、広 報情報連絡等をおり込んだ訓練を 実施する。	消防本部
避難救助訓練	適 時	指定避難 場所ごと の区域 適当な 地区場所	図上又は実施訓練 水防訓練又は消防訓練にあわせて 避難の指示、伝達方法、避難の誘導、 避難所の防疫、給水給食等をおり込 んだ訓練を実施する。	帯広市 消防本部
非常招集訓練	適 時		図上又は実施訓練 実施対策本部各班員及び消防機関 の招集訓練を実施する。	帯広市 消防本部
その他災害に 関する訓練	適 時	その都度	その他災害に関する訓練を実施す る。（他の関係機関で実施する訓練 について協力）	防災会議他

注）細部についてはその都度決定する。

4 民間団体等との連携

市及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び災害時要援護者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第10章 防災思想普及・啓発計画

防災関係職員及び一般住民に対する災害予防応急対策等防災知識の普及は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長及び防災関係機関の長は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

2 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送設備の活用
- (3) 新聞、広報誌（紙）等の活用
- (4) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) パンフレットの配布
- (7) 講習会、講演会等の開催
- (8) その他

3 普及・啓発を要する事項

- (1) 帯広市地域防災計画の概要
- (2) 災害の予防措置
 - ア 防災の心得
 - イ 火災予防の心得
 - ウ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - エ 農作物の災害予防事前措置
 - オ その他
- (3) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - (ア) 気象予報の種別と対策
 - (イ) 避難時の心得
 - (ウ) 被災世帯の心得
- (4) 災害復旧措置

ア 被災農作物に対する応急措置

イ その他

（5）その他必要な事項

4 学校教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- （1）学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- （2）児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- （3）防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施する。
- （4）社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等防災知識の普及に努める。

5 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容によりもっとも効果のある時期を選んで行うものとする。